

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5—3—(3) 農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務
利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第639号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区土橋二丁目6番地17 株式会社 成建 代表取締役 常盤 孝一		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区西野川一丁目3番11の一部、16番30の一部、16番31 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	39.99メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第221号	指定年月日	令和5年 3月30日	

川崎市公告第640号

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第19条に定める事項について次のとおり公告します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

条例見解書について

1 指定開発行為者

名称: 鷺沼駅前地区再開発準備組合
代表者: 理事長 梶 稔
住所: 東京都渋谷区桜丘町31番2号
東急桜丘町ビル

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

(2) 種類

高層建築物の新設(第1種行為)

住宅団地の新設(第2種行為)

商業施設の新設(第3種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2外

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

商業施設、業務等施設、集合住宅の新設及び交通広場の拡充

(2) 内容

計画地面積: 約22,530㎡

建築敷地面積: 約14,850㎡(駅前街区約11,170㎡、北街区約3,680㎡)

建物高さ: 駅前街区約140m、北街区約86m

延べ面積: 約115,000㎡(駅前街区約86,000㎡、北街区約29,000㎡)

5 指定開発行為の施行期間

令和6年10月(着手予定)から令和14年11月(完了予定)

6 条例見解書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 環境影響評価の経過

第3章 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第4章 関係地域の範囲

資料編

7 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和5年3月31日(金)から令和5年4月14日(金)まで土曜日、日曜日は除く。ただし、宮前区役所では第2土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 縦覧場所及び時間

川崎市: 宮前区役所・環境局環境評価課
(市役所第3庁舎15階)

午前8時30分～午後5時。土日曜日を除く。ただし宮前区役所では第2土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。

横浜市: 横浜市環境創造局環境影響評価課・青葉区役所

午前8時45分～午後5時(環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで)。土日曜日を除く。

※いずれの場所も縦覧開始日の3月31日は正午から開始します。

川崎市公告第641号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公

告します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区東有馬四丁目353番17
ほか 1 筆の一部
2,990平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区梶ヶ谷 4-11-2
株式会社 ガイアフィールド
代表取締役 遠藤 陽一
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：19戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 7 月 5 番
川崎市指令 ま宅審 (イ)第34号
令和 5 年 3 月 10 日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第107号 (変更)

川崎市公告第642号

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第 6 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

公園の名称	位置	区域	変更前面積	変更後面積	変更年月日
東名神木公園	宮前区神木本町 2 丁目 1-10	別図のとおり	3,195㎡	3,153㎡	公告日

(別図省略)

川崎市公告第643号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区小台二丁目 4 番地 3 安藤 秀男				
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区小台二丁目 8 番 1、8 番 23、26 番の各一部 別図省略				
幅 員	4.00メートル	延 長	33.00メートル		
	以下余白		以下余白		

川崎市指令ま建指 第616号	廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
----------------	-------	--------------------

川崎市公告第644号

事業活動地球温暖化対策指針の変更について

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号)第 9 条第 2 項により、事業活動地球温暖化対策指針(平成22年川崎市公告第101号)を次のとおり変更し、令和 5 年 3 月 30 日から適用する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

事業活動地球温暖化対策指針

	平成22年 4 月 1 日
一部変更	平成27年 5 月 22 日
一部変更	平成31年 4 月 1 日
一部変更	令和 5 年 3 月 30 日

1 総則

(1) 目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の推進並びに条例第10条第 1 項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び条例第11条第 1 項の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成に必要な事項について定めるものである。

また、条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。

(2) 用語の定義

この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

2 事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

(1) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等の基本的な考え方

ア 温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置
事業者は、その事業活動に係る設備等について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の向上その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量のより少ないものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるものとする。

イ 温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の製造等

事業者は、製品の製造等を行うにあたり、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギー源や未利用エネルギーなど（以下「再生可能エネルギー源等」という。）を利用したもの、温室効果ガスの排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他その利用に伴う温室効果ガスの排出の量のより少ないものを製造等するよう努めるものとする。

ウ 廃棄物等の発生の抑制等

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、廃棄物等の発生の抑制や再使用等に努めるものとする。

エ 事業者間の連携

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等の取組等に関する情報共有や技術提供のほか、エネルギーの相互利用など、事業者間で連携した温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

(2) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等の推進

ア 設備等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

事業者は、その事業内容、事業所の形態等に応じ、事業活動に係る設備等に関し、次の事項その他の方法の実施に努めるものとする。

(ア) 燃料の燃焼の合理化

(イ) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(ウ) 廃熱の回収利用

(エ) 熱の動力等への変換の合理化

(オ) 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギー損失の防止

(カ) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(キ) 温室効果ガスの排出の量のより少ない燃料への転換

イ 計画的に取り組むべき事項

(ア) 推進体制の整備

温室効果ガスの排出の量の削減等に関する推進体制を整備するとともに、従業員に対し、温室効果ガスの排出の量の削減等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。

(イ) 温室効果ガスの排出の量及び設備等の運転状況の把握

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに設備等の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

(ウ) 情報収集

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に関し、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

(ニ) 設備等の選択

事業活動に係る設備等及びその使用方法の選択については、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

(オ) 実施状況及び効果の把握

(ニ)の実施状況及びその効果を把握すること。

(カ) 自己評価の実施

(オ)を踏まえ、事業活動に係る設備等の選択及び使用方法について再検討し、継続的に効果的な取組を実施すること。

(キ) 次世代自動車等の導入

事業活動に伴う自動車には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車や低燃費車を計画的に導入すること。

(ク) 輸送の効率化

目的に応じた自動車や輸送量に見合った自動車を使用するため、適正な車両の選択を行うこと。また、共同輸配送やモーダルシフトを推進すること。

(ケ) 低炭素電力等の積極的利用

事業活動で使用する電気については、再生可能エネルギー源により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用するよう努めること。

(コ) 公共交通機関等の利用の促進

従業員の通勤等に関しては、公共交通機関等の利用を積極的に行い、マイカー通勤を抑制すること。

(サ) 環境教育及び環境学習の推進

地球温暖化対策に係る環境教育及び環境学習を推進するよう努めること。

ウ その他考慮すべき事項

(ア) 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、上記のほか、別表第 1 から 6 に掲げる対策について実施するよう努めるものとする。

(イ) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第7号）又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第6号）並びに事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に

関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成20年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号）等を参考にし、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

- (ウ) 事業所等（特定事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者（以下「テナント等事業者」という。）は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者が実施する取組等に協力するなどし、共同して温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

3 特定事業者に係る地球温暖化対策

特定事業者に係る地球温暖化対策について、条例第10条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び第11条の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成等に必要な事項等は次のとおりである。

(1) 特定事業者の範囲

ア 規則第4条第1号、第2号、第4号に係る事業者

事業者が特定事業者に該当するか否かの判断は、市内に立地する本社、工場、支店、営業所など事業者が設置している全ての事業所等に係るエネルギー使用量等を含めて行うものとする。

また、その他の具体的な事業所等のエネルギー使用量等の範囲は次のとおりとする。

(ア) 所有している建物の一部を他の者が利用している場合

建物所有事業者は、当該建物全体のエネルギー使用量等から個々のテナントが設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量等を把握している設備にかかるエネルギー使用量等を差し引いたものを当該建物所有事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(イ) テナント等事業者

テナント等事業者は、エネルギー管理等の権原の有無にかかわらずテナント等専用部に関わる全てのエネルギー使用量等を当該テナント等事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(ウ) 自動車等

主に事業所等の敷地外で走行する自動車等のエネルギー使用量等はエネルギー使用量等に算入せず、構内専用のフォークリフト等の敷地内

のみを走行する自動車等の移動体は当該事業所のエネルギー使用量等として算入する。

イ 規則第4条第3号に係る事業者

特定事業者に該当するか否かの判断は、事業者が使用する対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）以下同じ。）のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数により行う。

(2) 原油換算エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定等

ア 原油換算エネルギー使用量

規則第4条第1号及び第2号の規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及び施行規則（昭和54年経済産業省令第74号）に基づき算定するものとする。

イ 温室効果ガス排出量

規則第4条第4号の規定による「温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。

(3) 地球温暖化対策の実施手順及び推進体制の整備

特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減のため、次に掲げる手順を参考に取組を実施するものとし、そのための推進体制を整備する。

ア 温室効果ガスの排出の量の削減に関する基本方針の策定

イ 温室効果ガスの排出の量と密接に係る設備等の運転及び保全状況の把握

ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標、計画等の立案

エ 温室効果ガスの排出の量の削減のための人材及び予算の確保及び管理

オ 温室効果ガスの排出の量の削減対策のメニューの選定及び実施並びに進行管理

カ 温室効果ガスの排出の量の削減対策の効果の確認及び検証

キ 温室効果ガスの排出の量の削減対策方法等の見直し

(4) 地球温暖化対策の計画的な推進

ア 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

特定事業者は、市内事業所等の設備等に係る削減対策、自動車等に係る削減対策及び事業所内で実施するその他の削減対策の推進に係る全体の基本方針を定めるものとする。ただし、その特定事業者が全社的に温室効果ガスの排出の量の削減を図るための方針を定めている場合は当該方針を反映させた方針を策定するものとする。

また、基本方針には削減対策実施状況の適切な進行管理を行うための方針も定めるものとする。

イ 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制

特定事業者は、(3)による推進体制の整備を行う。また、温室効果ガスの排出の量の削減の取組は、全社を含めた推進体制を有することが考えられることから、全社的な推進体制も併せて整備する。

ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標等

特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減に係る定量的な目標を定めるものとする。

削減目標は、市内における事業活動に伴う排出量について設定するが、市外にも事業所等を有する特定事業者であって、全ての事業所等を通じて削減目標を設定している場合は、全社目標を参考として併記することができる。また、排出量を排出量原単位（排出量を生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値）又はエネルギーの使用に係る原単位（以下「排出量原単位等」という。）により算定している特定事業者は、その原単位の改善等を反映した排出量の削減目標のほか、原単位における削減目標を設けることができる。

削減目標の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項各号に掲げる物質とし、温室効果ガスの排出の量の削減目標等の具体的な設定は次のとおり行うものとする。

(ア) 削減目標の設定にあたり考慮すべき事項

- a 条例第 7 条第 2 項の規定による地球温暖化対策等推進基本計画における地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向に関する事項
- b 国内及び国際的な目標及びその動向
- c 特定事業者の基準年度における温室効果ガスの排出状況
- d 特定事業者の過去の温室効果ガスの排出の量の削減取組状況

e 事業活動の将来的な見込み

(イ) 基準年度及び目標年度

基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の終了年度とする。

(ロ) 基準排出量及び目標排出量

a 基準排出量の算定

基準排出量は、基準年度の温室効果ガス排出量をいう。また、規則第 4 条第 1 号、2 号、4 号に該当する特定事業者の基準排出量は、市内に設置している全ての事業所等の基準排出量の合計値とし、同項第 3 号に該当する特定事業者の基準排出量は、その使用する全ての対象自動車の基準排出量の合計値とする。

ただし、基準年度に市内で事業を開始した場合や事業活動に著しく変動が生じた場合など、基準排出量を計画期間の初年度の前年度に設定することが適当でない場合は、市と協議の上、他の複数年度の排出量の平均や排出量の推計など適切な方法を用いることにより基準排出量とすることができる。

基準排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき行うものとする（以下、排出量に係る算定について同じ。）。

b 目標排出量の算定

目標排出量は、目標年度の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から、計画期間に実施する対策により削減される温室効果ガスの量を減ることなどにより得られる量をいう。また、規則第 4 条第 1 号、2 号、4 号に該当する特定事業者の目標排出量は、市内に設置している全ての事業所等の目標排出量の合計値とし、同項第 3 号に該当する特定事業者の目標排出量は、その使用する全ての対象自動車に係る目標排出量の合計値とする。

目標排出量を算定する際は、削減対策の計画のほか、今後の事業活動の見込み等を総合的に勘案するものとする。

(ニ) 排出量原単位等の設定

排出量原単位等を算出するための活動量は、生産数量、建築物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値を設定するものとする。なお、計画期間中は原則として排出量原単位等の指標を変更しないものとする。また、基準排出量原単位等及び目標排出量原単位等の算定等は、基準排出量及び目標排出量の算定等と同様の趣旨

により、設定するものとする。

エ 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施

特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するため、事業所の各設備等の状況等に応じた排出削減対策を講じるものとする。

(ア) 削減対策の選定

特定事業者は、次に掲げる手順に従い、その設備等に係る削減対策の検討を行い、別表第 1 から 6 等を活用して、計画期間における削減対策を選定するものとする。

a 現況把握

事業活動に係る設備等の保有状況及び運転状況等を把握するとともに、エネルギー使用量等の変化を分析することで、最適な運転条件も併せて把握するものとする。

b 削減対策の検討及び選定

現況把握を踏まえ、別表第 1 から 6 等に沿って、設備等の状況に応じた排出量削減対策を検討するものとする。

(a) 事業所等における削減対策

規則第 4 条第 1 号、第 2 号、第 4 号に該当する特定事業者は、事業所等からの温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第 1 から 4 に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

別表第 1 から 4 の対策は、次の考え方により「基本対策」と「目標対策」に区分している。

(a)- 1 基本対策 (別表第 1、3)

基本対策は、エネルギー消費設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検の改善を実施することにより、エネルギー損失の防止等の温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な削減対策である。各事業所の設備等の条件に適合する基本対策は、実施について検討し、原則として条件に適合する対策は全て選定するものとする。

(a)- 2 目標対策 (別表第 2、4)

目標対策は、高効率設備等の導入や既存設備等の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、設備投資を要することから、設備の更新時期や経営状況を踏まえながら、導入等の可能性につい

て十分な検討を行い、積極的に取り組むことが望ましい。

(b) 自動車における削減対策

規則第 4 条第 3 号に該当する特定事業者は、事業活動に伴い使用する対象自動車から排出する温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第 5、6 に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

なお、基本対策と目標対策の考え方は、(a)と同様である。

(イ) 再生可能エネルギー源等の利用

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のためには、省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギー源等の利用による対策も並行して進めていくことが重要である。特定事業者は、再生可能エネルギー源等の利用について検討を行い、その積極的な利用を図るよう努めるものとする。

また、再生可能エネルギー源等の利用によって得られた環境価値を証書化し、市場で取引することを可能にしたグリーン電力証書及びグリーン熱証書は、自社で再生可能エネルギー源等の利用設備を持たない場合でも再生可能エネルギーの普及に貢献できる有効な手段であり、併せて積極的な活用を図るよう努めるものとする。

オ 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置の内容

特定事業者は、自らの温室効果ガスの排出の量の削減のほか、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。

カ その他地球温暖化対策の推進への貢献に関する事項

特定事業者は、自らの事業における温室効果ガスの排出の量の削減の取組とともに、地域社会での地域住民等への啓発、市が実施する施策への協力など、地球温暖化対策に資する社会貢献活動その他の地球温暖化対策の推進に努めるものとする。

(5) 市内大規模事業所の地球温暖化対策の推進

市内に基準年度において原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を設置している特定事業者は、大規模事業所ごとに「(4) 地球温暖化対策の計画的な推進」を準用し、地球温暖化対策を計画的に推進するものとする。

(6) 事業活動地球温暖化対策計画書の作成

ア 計画書の作成単位及び様式

特定事業者は、市内に設置している全ての事業所等に係る計画について取りまとめを行い、事業者ごとに条例第 10 条第 1 項各号及び規則第 6 条各号に掲げる事項を記載した規則第 1 号様式及び指針様式第 1 号による事業活動地球温暖化対策計画書(以下「計画書」という。)を作成するものとする。

また、大規模事業所にあつては、その事業所等ごとに、温室効果ガスの排出の量の削減目標、措置の内容等を指針様式第 1 号の別紙により作成するものとする。

なお、大規模事業所のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設(以下「発電所等」という。)については、(4)ウ(ウ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量(当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給システム全体の排出量原単位)及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。

計画書は、規則第 23 条の規定により、正本 1 通及びその写し 1 通を書面により提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。(以下、事業活動地球温暖化対策結果報告書の提出について同じ。)

イ 計画書に必要な書類

計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (ア) 周辺地域の状況及び特定事業者の区域の範囲が明確に示された図面
- (イ) 基準年度分の温室効果ガスの排出の量の算定根拠資料(排出量原単位等の算定を含む。以下同じ。)
- (ウ) 目標排出量及び削減量の算定根拠
- (エ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容を説明する書類
- (オ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める書類

(7) 事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書の作成

ア 届出書の作成単位及び様式

条例第 10 条第 2 項の規定による届出は、事業者ごとに届出書として規則第 2 号様式に必要な書類を添付し、正本 1 通及びその写し 1 通を書面により提出するものとする。

イ 計画書内容の変更

計画書の変更については、原則として、変更前後の内容が分かる書類とともに、変更後の内容を

反映した規則第 1 号様式又は指針様式 1 号(変更に係る様式面のみ)を添付するものとする。

ウ 事業の廃止、休止、再開

事業を廃止したとき、若しくは事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

(ア) 廃止若しくは休止又は再開の理由

(イ) 廃止若しくは休止又は再開の年月日

事業の廃止又は休止とは、市内における事業の全部を廃止又は休止することをいい、一部を廃止又は休止する場合は含まない。事業の一部を廃止又は休止する場合は、計画内容の変更として扱うものとする。

(8) 温室効果ガス排出状況等の把握及び改善等に向けた検討

ア 温室効果ガスの排出の状況等の把握

計画書提出特定事業者は、計画期間の温室効果ガスの排出の状況及び削減対策の実施状況並びに目標の達成状況について把握するものとする。

イ 削減対策効果の評価及び改善等に向けた検討

アの把握を踏まえて、削減対策の効果について評価を行うとともに、改善等に向けた検討を行うものとする。

(9) 事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成

ア 結果報告書の作成単位及び様式

計画書提出特定事業者は、事業者ごとに規則第 3 号様式及び指針様式第 2 号による事業活動地球温暖化対策結果報告書(以下「結果報告書」という。)を作成するものとする。結果報告書の作成については、計画書の作成に準ずるものとし、原則として、計画書に対する実施状況を記載するものとする。

また、発電所等については、他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた排出量のほか、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量等の値を併せて記載するものとする。

イ 結果報告書における排出係数の取扱い

温室効果ガスの排出の量の算定に用いる排出係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第 2 条第 4 項第 1 号の規定による環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出係数を反映したものを使用するものとする。

ウ 結果報告書に必要な書類

結果報告書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- (ア) 結果報告書を提出する年度の前年度における温室効果ガスの排出の量等の算定根拠

(イ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するために実施した措置の内容を説明する資料

(ウ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める書類

(10) 計画書等の内容の公表

市長は、条例第12条の規定に基づき計画書及び結果報告書の概要について公表を行う。

公表する事項は、規則第10条の規定に掲げるもののほか、指針様式第1号及び第2号に係る内容（別紙は除く。）とする。また、市長は必要に応じ公表事項の見直しを行うものとする。このほか、市長は、特定事業者の地球温暖化対策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

4 中小規模事業者に係る地球温暖化対策

(1) 計画書等の任意提出

中小規模事業者は、条例第10条第3項の規定により、特定事業者と同様に計画書等を作成し、市長に提出することができる。地球温暖化対策については、原則として「3 特定事業者に係る地球温暖化対策」を準用する。

(2) 事業者間の協力等

中小規模事業者から温室効果ガスの排出の量の把握及び地球温暖化対策の推進のための連携又は協力を求められた事業者は、当該中小規模事業者の地球温暖化対策の推進について、連携又は協力を行うよう努めるものとする。

(3) 省エネルギー診断等の活用

中小規模事業者は、「2 事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等」に規定するものに加え、国や自治体等が行う省エネルギー診断等を活用するなどして、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

5 雑則

(1) 指導・助言等

市長は、条例第13条の規定に基づき、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項及び計画書等の適正な作成等に係る事項について、この指針に基づき、必要な指導及び助言を行う。

(2) 立入調査等

市長は、条例第35条第1項の規定に基づき、必要に応じ、計画書及び結果報告書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。

(3) 勧告・公表

市長は、条例第36条の規定に基づき、特定事業者が計画書の提出等を行わなかったとき、又は虚偽の

提出をしたとき若しくは立入調査等に応じなかった場合に、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときには、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

02	電機力率の管理	(1) 受電線における力率は、95パーセント以上を維持し、100パーセントとすることを目標として、通信アンテナを運用すること。 (2) 通信アンテナは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止するように適正な運転を行うこと。	
03	単相負荷の管理	(1) 三相電源に単相負荷を接続させるときは、電圧及び相電流の不平衡を防止すること。	
04	負荷率の管理	(1) 電気を使用する設備（以下「電気使用設備」という。）の稼働について調整することにより、工場等における電気の使用を平準化してピーク電流を低減すること。 (2) 受変電設備及び配電設備は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。	
05	受変電設備及び配電設備の安全管理	(1) その他の電気使用設備への電気の供給は、電気使用設備の種類、稼働状況及び容量に応じて、受変電設備及び配電設備の運転の損失を低減するために必要な措置を講ずること。 (2) 設備の運転方法の変更、更新等の機会に契約電力の見直しを行うこと。	
06	その他の電気使用設備に係る管理	(1) ポンプは、生産工場等から要求される使用圧力及び流量を把握し、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (2) ポンプは、生産工場等の稼働状況を把握して、運転時間の低減、空転の防止等を行うこと。 (3) 台車移動、回転制御等を用いたシステムを採用している場合においては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態となるよう送出力を調整すること。 (4) ポンプは、生産工場等から要求される使用圧力及び流量を把握し、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (5) ポンプは、生産工場等の稼働状況を把握して、運転時間の低減、空転の防止等を行うこと。 (6) 台車移動、回転制御等を用いたシステムを採用している場合においては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態となるよう送出力を調整すること。 (7) コンプレッサは、生産工場等から要求される使用圧力及び流量を把握し、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (8) コンプレッサは、生産工場等の稼働状況を把握して、送風量及び圧力の低減等を行うこと。 (9) 台車移動、回転制御等を用いたシステムを採用している場合においては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態となるよう送出力を調整すること。 (10) コンプレッサは、吐出圧力が高いほど所要動力が大きくなるので、体積比と使用間隔とが密着な運転を行うことにより、必要最低圧力を考慮し、可能な限り吐出圧力の低減及び負荷の平準化を行うこと。 (11) コンプレッサは、フィルターの目詰まり又は吸入空気温度の上昇により効率が低下するため、清浄な空気を吸入すること。	
07	電機の動力、熱源への交換の合理化	(1) 電機力率管理 (2) 電動機 (3) 電動機 (4) 電動機 (5) 電動機 (6) 電動機 (7) 電動機 (8) 電動機 (9) 電動機 (10) 電動機 (11) 電動機 (12) 電動機 (13) 電動機 (14) 電動機 (15) 電動機 (16) 電動機 (17) 電動機 (18) 電動機 (19) 電動機 (20) 電動機 (21) 電動機 (22) 電動機 (23) 電動機 (24) 電動機 (25) 電動機 (26) 電動機 (27) 電動機 (28) 電動機 (29) 電動機 (30) 電動機 (31) 電動機 (32) 電動機 (33) 電動機 (34) 電動機 (35) 電動機 (36) 電動機 (37) 電動機 (38) 電動機 (39) 電動機 (40) 電動機 (41) 電動機 (42) 電動機 (43) 電動機 (44) 電動機 (45) 電動機 (46) 電動機 (47) 電動機 (48) 電動機 (49) 電動機 (50) 電動機 (51) 電動機 (52) 電動機 (53) 電動機 (54) 電動機 (55) 電動機 (56) 電動機 (57) 電動機 (58) 電動機 (59) 電動機 (60) 電動機 (61) 電動機 (62) 電動機 (63) 電動機 (64) 電動機 (65) 電動機 (66) 電動機 (67) 電動機 (68) 電動機 (69) 電動機 (70) 電動機 (71) 電動機 (72) 電動機 (73) 電動機 (74) 電動機 (75) 電動機 (76) 電動機 (77) 電動機 (78) 電動機 (79) 電動機 (80) 電動機 (81) 電動機 (82) 電動機 (83) 電動機 (84) 電動機 (85) 電動機 (86) 電動機 (87) 電動機 (88) 電動機 (89) 電動機 (90) 電動機 (91) 電動機 (92) 電動機 (93) 電動機 (94) 電動機 (95) 電動機 (96) 電動機 (97) 電動機 (98) 電動機 (99) 電動機 (100) 電動機 (101) 電動機 (102) 電動機 (103) 電動機 (104) 電動機 (105) 電動機 (106) 電動機 (107) 電動機 (108) 電動機 (109) 電動機 (110) 電動機 (111) 電動機 (112) 電動機 (113) 電動機 (114) 電動機 (115) 電動機 (116) 電動機 (117) 電動機 (118) 電動機 (119) 電動機 (120) 電動機 (121) 電動機 (122) 電動機 (123) 電動機 (124) 電動機 (125) 電動機 (126) 電動機 (127) 電動機 (128) 電動機 (129) 電動機 (130) 電動機 (131) 電動機 (132) 電動機 (133) 電動機 (134) 電動機 (135) 電動機 (136) 電動機 (137) 電動機 (138) 電動機 (139) 電動機 (140) 電動機 (141) 電動機 (142) 電動機 (143) 電動機 (144) 電動機 (145) 電動機 (146) 電動機 (147) 電動機 (148) 電動機 (149) 電動機 (150) 電動機 (151) 電動機 (152) 電動機 (153) 電動機 (154) 電動機 (155) 電動機 (156) 電動機 (157) 電動機 (158) 電動機 (159) 電動機 (160) 電動機 (161) 電動機 (162) 電動機 (163) 電動機 (164) 電動機 (165) 電動機 (166) 電動機 (167) 電動機 (168) 電動機 (169) 電動機 (170) 電動機 (171) 電動機 (172) 電動機 (173) 電動機 (174) 電動機 (175) 電動機 (176) 電動機 (177) 電動機 (178) 電動機 (179) 電動機 (180) 電動機 (181) 電動機 (182) 電動機 (183) 電動機 (184) 電動機 (185) 電動機 (186) 電動機 (187) 電動機 (188) 電動機 (189) 電動機 (190) 電動機 (191) 電動機 (192) 電動機 (193) 電動機 (194) 電動機 (195) 電動機 (196) 電動機 (197) 電動機 (198) 電動機 (199) 電動機 (200) 電動機 (201) 電動機 (202) 電動機 (203) 電動機 (204) 電動機 (205) 電動機 (206) 電動機 (207) 電動機 (208) 電動機 (209) 電動機 (210) 電動機 (211) 電動機 (212) 電動機 (213) 電動機 (214) 電動機 (215) 電動機 (216) 電動機 (217) 電動機 (218) 電動機 (219) 電動機 (220) 電動機 (221) 電動機 (222) 電動機 (223) 電動機 (224) 電動機 (225) 電動機 (226) 電動機 (227) 電動機 (228) 電動機 (229) 電動機 (230) 電動機 (231) 電動機 (232) 電動機 (233) 電動機 (234) 電動機 (235) 電動機 (236) 電動機 (237) 電動機 (238) 電動機 (239) 電動機 (240) 電動機 (241) 電動機 (242) 電動機 (243) 電動機 (244) 電動機 (245) 電動機 (246) 電動機 (247) 電動機 (248) 電動機 (249) 電動機 (250) 電動機 (251) 電動機 (252) 電動機 (253) 電動機 (254) 電動機 (255) 電動機 (256) 電動機 (257) 電動機 (258) 電動機 (259) 電動機 (260) 電動機 (261) 電動機 (262) 電動機 (263) 電動機 (264) 電動機 (265) 電動機 (266) 電動機 (267) 電動機 (268) 電動機 (269) 電動機 (270) 電動機 (271) 電動機 (272) 電動機 (273) 電動機 (274) 電動機 (275) 電動機 (276) 電動機 (277) 電動機 (278) 電動機 (279) 電動機 (280) 電動機 (281) 電動機 (282) 電動機 (283) 電動機 (284) 電動機 (285) 電動機 (286) 電動機 (287) 電動機 (288) 電動機 (289) 電動機 (290) 電動機 (291) 電動機 (292) 電動機 (293) 電動機 (294) 電動機 (295) 電動機 (296) 電動機 (297) 電動機 (298) 電動機 (299) 電動機 (300) 電動機 (301) 電動機 (302) 電動機 (303) 電動機 (304) 電動機 (305) 電動機 (306) 電動機 (307) 電動機 (308) 電動機 (309) 電動機 (310) 電動機 (311) 電動機 (312) 電動機 (313) 電動機 (314) 電動機 (315) 電動機 (316) 電動機 (317) 電動機 (318) 電動機 (319) 電動機 (320) 電動機 (321) 電動機 (322) 電動機 (323) 電動機 (324) 電動機 (325) 電動機 (326) 電動機 (327) 電動機 (328) 電動機 (329) 電動機 (330) 電動機 (331) 電動機 (332) 電動機 (333) 電動機 (334) 電動機 (335) 電動機 (336) 電動機 (337) 電動機 (338) 電動機 (339) 電動機 (340) 電動機 (341) 電動機 (342) 電動機 (343) 電動機 (344) 電動機 (345) 電動機 (346) 電動機 (347) 電動機 (348) 電動機 (349) 電動機 (350) 電動機 (351) 電動機 (352) 電動機 (353) 電動機 (354) 電動機 (355) 電動機 (356) 電動機 (357) 電動機 (358) 電動機 (359) 電動機 (360) 電動機 (361) 電動機 (362) 電動機 (363) 電動機 (364) 電動機 (365) 電動機 (366) 電動機 (367) 電動機 (368) 電動機 (369) 電動機 (370) 電動機 (371) 電動機 (372) 電動機 (373) 電動機 (374) 電動機 (375) 電動機 (376) 電動機 (377) 電動機 (378) 電動機 (379) 電動機 (380) 電動機 (381) 電動機 (382) 電動機 (383) 電動機 (384) 電動機 (385) 電動機 (386) 電動機 (387) 電動機 (388) 電動機 (389) 電動機 (390) 電動機 (391) 電動機 (392) 電動機 (393) 電動機 (394) 電動機 (395) 電動機 (396) 電動機 (397) 電動機 (398) 電動機 (399) 電動機 (400) 電動機 (401) 電動機 (402) 電動機 (403) 電動機 (404) 電動機 (405) 電動機 (406) 電動機 (407) 電動機 (408) 電動機 (409) 電動機 (410) 電動機 (411) 電動機 (412) 電動機 (413) 電動機 (414) 電動機 (415) 電動機 (416) 電動機 (417) 電動機 (418) 電動機 (419) 電動機 (420) 電動機 (421) 電動機 (422) 電動機 (423) 電動機 (424) 電動機 (425) 電動機 (426) 電動機 (427) 電動機 (428) 電動機 (429) 電動機 (430) 電動機 (431) 電動機 (432) 電動機 (433) 電動機 (434) 電動機 (435) 電動機 (436) 電動機 (437) 電動機 (438) 電動機 (439) 電動機 (440) 電動機 (441) 電動機 (442) 電動機 (443) 電動機 (444) 電動機 (445) 電動機 (446) 電動機 (447) 電動機 (448) 電動機 (449) 電動機 (450) 電動機 (451) 電動機 (452) 電動機 (453) 電動機 (454) 電動機 (455) 電動機 (456) 電動機 (457) 電動機 (458) 電動機 (459) 電動機 (460) 電動機 (461) 電動機 (462) 電動機 (463) 電動機 (464) 電動機 (465) 電動機 (466) 電動機 (467) 電動機 (468) 電動機 (469) 電動機 (470) 電動機 (471) 電動機 (472) 電動機 (473) 電動機 (474) 電動機 (475) 電動機 (476) 電動機 (477) 電動機 (478) 電動機 (479) 電動機 (480) 電動機 (481) 電動機 (482) 電動機 (483) 電動機 (484) 電動機 (485) 電動機 (486) 電動機 (487) 電動機 (488) 電動機 (489) 電動機 (490) 電動機 (491) 電動機 (492) 電動機 (493) 電動機 (494) 電動機 (495) 電動機 (496) 電動機 (497) 電動機 (498) 電動機 (499) 電動機 (500) 電動機 (501) 電動機 (502) 電動機 (503) 電動機 (504) 電動機 (505) 電動機 (506) 電動機 (507) 電動機 (508) 電動機 (509) 電動機 (510) 電動機 (511) 電動機 (512) 電動機 (513) 電動機 (514) 電動機 (515) 電動機 (516) 電動機 (517) 電動機 (518) 電動機 (519) 電動機 (520) 電動機 (521) 電動機 (522) 電動機 (523) 電動機 (524) 電動機 (525) 電動機 (526) 電動機 (527) 電動機 (528) 電動機 (529) 電動機 (530) 電動機 (531) 電動機 (532) 電動機 (533) 電動機 (534) 電動機 (535) 電動機 (536) 電動機 (537) 電動機 (538) 電動機 (539) 電動機 (540) 電動機 (541) 電動機 (542) 電動機 (543) 電動機 (544) 電動機 (545) 電動機 (546) 電動機 (547) 電動機 (548) 電動機 (549) 電動機 (550) 電動機 (551) 電動機 (552) 電動機 (553) 電動機 (554) 電動機 (555) 電動機 (556) 電動機 (557) 電動機 (558) 電動機 (559) 電動機 (560) 電動機 (561) 電動機 (562) 電動機 (563) 電動機 (564) 電動機 (565) 電動機 (566) 電動機 (567) 電動機 (568) 電動機 (569) 電動機 (570) 電動機 (571) 電動機 (572) 電動機 (573) 電動機 (574) 電動機 (575) 電動機 (576) 電動機 (577) 電動機 (578) 電動機 (579) 電動機 (580) 電動機 (581) 電動機 (582) 電動機 (583) 電動機 (584) 電動機 (585) 電動機 (586) 電動機 (587) 電動機 (588) 電動機 (589) 電動機 (590) 電動機 (591) 電動機 (592) 電動機 (593) 電動機 (594) 電動機 (595) 電動機 (596) 電動機 (597) 電動機 (598) 電動機 (599) 電動機 (600) 電動機 (601) 電動機 (602) 電動機 (603) 電動機 (604) 電動機 (605) 電動機 (606) 電動機 (607) 電動機 (608) 電動機 (609) 電動機 (610) 電動機 (611) 電動機 (612) 電動機 (613) 電動機 (614) 電動機 (615) 電動機 (616) 電動機 (617) 電動機 (618) 電動機 (619) 電動機 (620) 電動機 (621) 電動機 (622) 電動機 (623) 電動機 (624) 電動機 (625) 電動機 (626) 電動機 (627) 電動機 (628) 電動機 (629) 電動機 (630) 電動機 (631) 電動機 (632) 電動機 (633) 電動機 (634) 電動機 (635) 電動機 (636) 電動機 (637) 電動機 (638) 電動機 (639) 電動機 (640) 電動機 (641) 電動機 (642) 電動機 (643) 電動機 (644) 電動機 (645) 電動機 (646) 電動機 (647) 電動機 (648) 電動機 (649) 電動機 (650) 電動機 (651) 電動機 (652) 電動機 (653) 電動機 (654) 電動機 (655) 電動機 (656) 電動機 (657) 電動機 (658) 電動機 (659) 電動機 (660) 電動機 (661) 電動機 (662) 電動機 (663) 電動機 (664) 電動機 (665) 電動機 (666) 電動機 (667) 電動機 (668) 電動機 (669) 電動機 (670) 電動機 (671) 電動機 (672) 電動機 (673) 電動機 (674) 電動機 (675) 電動機 (676) 電動機 (677) 電動機 (678) 電動機 (679) 電動機 (680) 電動機 (681) 電動機 (682) 電動機 (683) 電動機 (684) 電動機 (685) 電動機 (686) 電動機 (687) 電動機 (688) 電動機 (689) 電動機 (690) 電動機 (691) 電動機 (692) 電動機 (693) 電動機 (694) 電動機 (695) 電動機 (696) 電動機 (697) 電動機 (698) 電動機 (699) 電動機 (700) 電動機 (701) 電動機 (702) 電動機 (703) 電動機 (704) 電動機 (705) 電動機 (706) 電動機 (707) 電動機 (708) 電動機 (709) 電動機 (710) 電動機 (711) 電動機 (712) 電動機 (713) 電動機 (714) 電動機 (715) 電動機 (716) 電動機 (717) 電動機 (718) 電動機 (719) 電動機 (720) 電動機 (721) 電動機 (722) 電動機 (723) 電動機 (724) 電動機 (725) 電動機 (726) 電動機 (727) 電動機 (728) 電動機 (729) 電動機 (730) 電動機 (731) 電動機 (732) 電動機 (733) 電動機 (734) 電動機 (735) 電動機 (736) 電動機 (737) 電動機 (738) 電動機 (739) 電動機 (740) 電動機 (741) 電動機 (742) 電動機 (743) 電動機 (744) 電動機 (745) 電動機 (746) 電動機 (747) 電動機 (748) 電動機 (749) 電動機 (750) 電動機 (751) 電動機 (752) 電動機 (753) 電動機 (754) 電動機 (755) 電動機 (756) 電動機 (757) 電動機 (758) 電動機 (759) 電動機 (760) 電動機 (761) 電動機 (762) 電動機 (763) 電動機 (764) 電動機 (765) 電動機 (766) 電動機 (767) 電動機 (768) 電動機 (769) 電動機 (770) 電動機 (771) 電動機 (772) 電動機 (773) 電動機 (774) 電動機 (775) 電動機 (776) 電動機 (777) 電動機 (778) 電動機 (779) 電動機 (780) 電動機 (781) 電動機 (782) 電動機 (783) 電動機 (784) 電動機 (785) 電動機 (786) 電動機 (787) 電動機 (788) 電動機 (789) 電動機 (790) 電動機 (791) 電動機 (792) 電動機 (793) 電動機 (794) 電動機 (795) 電動機 (796) 電動機 (797) 電動機 (798) 電動機 (799) 電動機 (800) 電動機 (801) 電動機 (802) 電動機 (803) 電動機 (804) 電動機 (805) 電動機 (806) 電動機 (807) 電動機 (808) 電動機 (809) 電動機 (810) 電動機 (811) 電動機 (812) 電動機 (813) 電動機 (814) 電動機 (815) 電動機 (816) 電動機 (817) 電動機 (818) 電動機 (819) 電動機 (820) 電動機 (821) 電動機 (822) 電動機 (823) 電動機 (824) 電動機 (825) 電動機 (826) 電動機 (827) 電動機 (828) 電動機 (829) 電動機 (830) 電動機 (831) 電動機 (832) 電動機 (833) 電動機 (834) 電動機 (835) 電動機 (836) 電動機 (837) 電動機 (838) 電動機 (839) 電動機 (840) 電動機 (841) 電動機 (842) 電動機 (843) 電動機 (844) 電動機 (845) 電動機 (846) 電動機 (847) 電動機 (848) 電動機 (849) 電動機 (850) 電動機 (851) 電動機 (852) 電動機 (853) 電動機 (854) 電動機 (855) 電動機 (856) 電動機 (857) 電動機 (858) 電動機 (859) 電動機 (860) 電動機 (861) 電動機 (862) 電動機 (863) 電動機 (864) 電動機 (865) 電動機 (866) 電動機 (867) 電動機 (868) 電動機 (869) 電動機 (870) 電動機 (871) 電動機 (872) 電動機 (873) 電動機 (874) 電動機 (875) 電動機 (876) 電動機 (877) 電動機 (878) 電動機 (879) 電動機 (880) 電動機 (881) 電動機 (882) 電動機 (883) 電動機 (884) 電動機 (885) 電動機 (886) 電動機 (887) 電動機 (888) 電動機 (889) 電動機 (890) 電動機 (891) 電動機 (892) 電動機 (893) 電動機 (894) 電動機 (895) 電動機 (896) 電動機 (897) 電動機 (898) 電動機 (899) 電動機 (900) 電動機 (901) 電動機 (902) 電動機 (903) 電動機 (904) 電動機 (905) 電動機 (906) 電動機 (907) 電動機 (908) 電動機 (909) 電動機 (910) 電動機 (911) 電動機 (912) 電動機 (913) 電動機 (914) 電動機 (915) 電動機 (916) 電動機 (917) 電動機 (918) 電動機 (919) 電動機 (920) 電動機 (921) 電動機 (922) 電動機 (923) 電動機 (924) 電動機 (925) 電動機 (926) 電動機 (927) 電動機 (928) 電動機 (929) 電動機 (930) 電動機 (931) 電動機 (932) 電動機 (933) 電動機 (934) 電動機 (935) 電動機 (936) 電動機 (937) 電動機 (938) 電動機 (939) 電動機 (940) 電動機 (941) 電動機 (942) 電動機 (943) 電動機 (944) 電動機 (945) 電動機 (946) 電動機 (947) 電動機 (948) 電動機 (949) 電動機 (950) 電動機 (951) 電動機 (952) 電動機 (953) 電動機 (954) 電動機 (955) 電動機 (956) 電動機 (957) 電動機 (958) 電動機 (959) 電動機 (960) 電動機 (961) 電動機 (962) 電動機 (963) 電動機 (964) 電動機 (965) 電動機 (966) 電動機 (967) 電動機 (968) 電動機 (969) 電動機 (970) 電動機 (971) 電動機 (972) 電動機 (973) 電動機 (974) 電動機 (975) 電動機 (976) 電動機 (977) 電動機 (978) 電動機 (979) 電動機 (980) 電動機 (981) 電動機 (982) 電動機 (983) 電動機 (984) 電動機 (985) 電動機 (986) 電動機 (987) 電動機 (988) 電動機 (989) 電動機 (990) 電動機 (991) 電動機 (992) 電動機 (993) 電動機 (994) 電動機 (995) 電動機 (996) 電動機 (997) 電動機 (998) 電動機 (999) 電動機 (1000) 電動機	

03	クリーンルームの空気調り管理	(1) クリーンルームにおいては、環境条件の許容範囲内で可能な場合に夜間、休日等の非稼働時間における空調ファン等の低流量運転等により、動力の低減を行うこと。 (2) 空気調り設備を構成する熱源設備、熱媒送設備、空気調り設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じて、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調り設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (3) 空気調り設備が複数の種類の熱源設備で構成され、又は、異なる種類の熱源設備を併用する場合は、稼働状況に応じて、稼働台数を調整し、稼働台数の多い稼働モードに切り替えること。 (4) 空気調り設備の稼働状況に応じて、稼働台数を調整し、稼働台数の多い稼働モードに切り替えること。 (5) 熱媒送設備が複数のポンプで構成されている場合は、負荷変動に応じて、稼働台数を調整し、稼働台数の多い稼働モードに切り替えること。 (6) 空気調り設備が同一平面において複数の空気調り設備で構成されている場合は、混合損失の防止を負荷の状態に応じて、稼働台数の調整又は稼働モードの選択により空気調り設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。	
04	空気調り設備の効率管理	(1) 空気調り設備を構成する熱源設備、熱媒送設備、空気調り設備は、保温材の維持、フィルターの目詰まり、熱交換器及び送風機に付着したスケール及び空気調り設備全体の総合的な効率の改善、個別機器の保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 (2) 空気調り設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (3) 効率の維持向上のため、運転中の成績係数（COP）を適宜算出すること。 (4) 冷却水の冷水出口温度、冷却水入口温度を適正な値に管理すること。 (5) 冷却水はスケール、スラッジ付着等による冷却水、熱交換器等の劣化の低下を防止するため、水質基準を設定し、定期的な水質検査を実施すること。 (6) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (7) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (8) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (9) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (10) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (11) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (12) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (13) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (14) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (15) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (16) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (17) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (18) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (19) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (20) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (21) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (22) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (23) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (24) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (25) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (26) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (27) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (28) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (29) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (30) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (31) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (32) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (33) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (34) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (35) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (36) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (37) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (38) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (39) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (40) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (41) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (42) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (43) 熱気設備は、換気用動力を低減すること。 (44) 熱気設備	

別表第 2 産業部門における目標対策

大分類	分類		対策の内容
	中分類	小分類	
01 一般管理事項	01 管理体制の構築 02 設備等の管理 03 エネルギーの管理 04 燃料の燃費の合理化 05 加熱及び冷卻並みに伝熱の合理化	01 管理体制の構築 02 設備等の管理 03 エネルギーの管理 04 燃料の燃費の合理化 05 加熱及び冷卻並みに伝熱の合理化	(1) ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムや ISO5001 などのエネルギーマネジメントシステムを確立し、第三者機関による認証・検査が実施されること。 (2) 自社で認証対象の立派な設備が設置されている場合は、外部の専門家によるエネルギー診断等を行い、対策の立案が実施されていること。
			(1) エネルギーの使用の合理化及び省エネルギーへの取組等に関する法律第 149 条第 1 項により定められたエネルギー消費効率(以下「特定エネルギー消費効率」という。)に該当するものを新規等とする場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の製造業者等の採用すること。
			(1) 燃焼設備、熱利用設備、排熱回収設備、コージェネレーション設備、電気使用設備、空調設備、換気設備、給湯設備等について統合的な省エネルギー制御を実施するために工場エネルギー管理システム(以下「FEMS」という。)の採用を考慮すること。 (2) AI、IoT を活用した生産設備等のエネルギー管理の導入を検討すること。
			(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) ハーター等の燃焼機器は、燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気量を調整できるものとする。
			(1) 燃費計は、通風装置、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものとする。
			(1) 熱交換に用いる部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。 (2) 熱交換器の配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。
			(1) 熱利用設備は、断熱材の厚さの増加、熱伝導率の低い断熱材の採用、断熱の二重化等断熱性を向上させること。また、耐火断熱材を使用する場合は、十分な耐火断熱性能を有する耐火断熱材を使用すること。 (2) 熱利用設備は、熱利用設備の開口部については、開口部の確保又は密閉、二重扉の取付け、内部からの空気漏等による漏洩等により、放散熱及び空気の出入りによる熱の損失を防止すること。
			(1) 熱利用設備は、熱媒体を輸送する配管の経路の合理化、燃焼設備の分散化等により、放熱面積を低減すること。 (2) 燃焼を排出する設備から燃焼回収設備に燃焼を輸送する配管、管等を新設する場合は、空気の侵入の防止、断熱の強化その他の燃焼の温度を高く維持するための措置を講ずること。 (3) 燃焼回収設備は、燃焼回収率を高めるように伝熱面の形状及び形状の改善、伝熱面積の増加等の措置を講ずること。
			(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) ヒートポンプ等を活用した効率的な熱源設備を採用すること。 (3) ヒートポンプ等の活用した効率的な熱源設備を採用すること。 (4) 燃焼設備の排気、配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギー損失の削減を図ること。 (5) 負荷変動が大きい設備の熱源設備、熱媒体設備は、個別に台数を調整し、個別の運転制御、部分負荷運転に併せて、個別の運転調整又は省エネルギー運転の制御が可能なシステムを採用すること。また、熱媒体設備は、必要に応じて、個別の運転調整を行うこと。 (6) 電気制御用設備は負荷変動の大きい状態で使用するとき、負荷に応じた運転制御を行うことのできるようにするため、運転制御設備等による変調システム及び送電システムを採用すること。また、全熱交換機の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷卻制御の採用を考慮すること。その際、加温を行う場合は、冷房負荷を軽減するため、水加温方式の採用を考慮すること。 (7) 夏期や冬期の外気導入に伴う冷房負荷を軽減するために、全熱交換機の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷卻制御の採用を考慮すること。その際、加温を行う場合は、冷房負荷を軽減するため、水加温方式の採用を考慮すること。 (8) 熱を発生する生産設備等が設置されている場合は、ダクトの使用や熱媒体を減減させるなどにより空気調和と区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようとする。
			(1) 作業場全体の空調制御を行うことが必要な場合は、作業場の出房のみに扇房空調制御を行うこと。あるいは放射冷却などにより空調制御に要する負荷を低減すること。また、空調制御を行う設備等を最小化する。
(10) 建屋に隙間が多い場合や開口部がある場合には、可能な限り閉鎖			

07 電気加熱設備及び電解設備は、配線の接続部分、開閉器の接続部分等における絶縁損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。	07 電気加熱設備及び電解設備の保守管理	(1) 絶縁劣化、アーク及び抵抗劣化、断熱性能を良好な状態で維持するため、断熱工事等の熱の損失の防止のために講じた措置について、定期的に保守及び点検を行うこと。
08 断熱に係る保守管理	(1) 断熱設備の管理	(1) 断熱設備の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給源の最低又は供給源の最高温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な点検で運転すること。
09 その他の電気設備の使用に係る管理	(1) 電気設備の管理	(1) 電気設備の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給源の最低又は供給源の最高温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な点検で運転すること。
08 照明設備	01 電気の動力、熱等への変換の合理化	(1) 照明設備は、日本工業規格 JIS C 9110(標準基準)又は JIS 9125(屋内作業場の照明基準)及びこれに準ずる規格に規定することにより適正な照度とし、必要に応じて照明器具の交換を行うこと。 (2) 照明設備の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給源の最低又は供給源の最高温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な点検で運転すること。
09 昇降機	01 電気の動力、熱等への変換の合理化	(1) 昇降機は、電動機の負荷と電圧、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 昇降機の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給源の最低又は供給源の最高温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な点検で運転すること。
10 給湯設備	01 加熱及び冷卻並みに伝熱の合理化	(1) 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給源の最低又は供給源の最高温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な点検で運転すること。 (2) 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給源の最低又は供給源の最高温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な点検で運転すること。
11 事務用機器	01 電気の動力、熱等への変換の合理化	(1) 事務用機器の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給源の最低又は供給源の最高温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な点検で運転すること。 (2) 事務用機器の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給源の最低又は供給源の最高温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な点検で運転すること。
12 健脚等	01 その他の措置	(1) フライント、カーテン等を適切に使用し、日射を遮断できる場所では積極的に利用すること。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の設備について、良好な状態で維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。

別表第3 業務部門における基本対策

大分類	中分類	小分類	対策の内容
	01 管理体制の構築	01 管理体制の整備	(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を旨とし、役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、経営者による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。 (3) ②の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を立案し、それらを検討できる組織的委員会等を設置すること。 (4) 削減対策の適切な実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (5) 削減対策の適切な実施に必要な管理(PDCAサイクル)を行うための推進体制を整備すること。 (6) 温室効果ガスの排出量の削減等の重要性や取組む必要な情態などについて周知徹底させるための、研修等の教育体制を整備すること。
			(1) 設備等の現状に係る空調系統図、空調制御図、熱源システム図、圧縮機等配管図、単機機器図等を整備すること。また、主要設備に係る管理用台帳(設備、機器名称、定格容量、台数、製造年、型番等)を整備し、エネルギー等の使用設備の配置を示すこと。 (2) 温室効果ガスの排出量の削減を目的とした主要設備等に係る運転管理、計測、記録、保守、点検についての自主マニュアル(以下「管理冊子」という。)を作成すること。 (3) 主要設備等の管理冊子を定期的に見直し、改善を図ること。 (4) 技術的かつ経済的に可能な範囲で事業所全体だけでなく設備単単位(個別設備)ごとに分離することができない場合において設備単単位とする。必要に応じてエネルギー管理室を確保すること。 (5) 各種設備、機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要に応じて点検を定期的(日常、月次、年次)に行うこと。 (6) 各種設備、機器の維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。
21 一般管理事項		01 安全管理	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		02 維持管理全般	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		03 電力管理	(1) 使用可能な電力については、再生可能エネルギー源により発電した電力や二次電池蓄電装置からの電力を積極的に利用すること。 (2) 冷房設備の稼働状況は、再生可能エネルギー源により発電した電力が不足する場合は、再生可能エネルギー源により発電した電力を積極的に利用すること。 (3) 空調設備の稼働状況は、再生可能エネルギー源により発電した電力が不足する場合は、再生可能エネルギー源により発電した電力を積極的に利用すること。 (4) 空調設備の稼働状況は、再生可能エネルギー源により発電した電力が不足する場合は、再生可能エネルギー源により発電した電力を積極的に利用すること。 (5) 空調設備の稼働状況は、再生可能エネルギー源により発電した電力が不足する場合は、再生可能エネルギー源により発電した電力を積極的に利用すること。 (6) 空調設備の稼働状況は、再生可能エネルギー源により発電した電力が不足する場合は、再生可能エネルギー源により発電した電力を積極的に利用すること。
		04 設備管理	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		05 空調設備	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		06 給湯設備	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		07 照明設備	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		08 建物等	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		09 生産、使用時等	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		10 排出設備	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。

大分類	中分類	小分類	対策の内容
	01 空調設備	01 空調設備	(1) エアコンプレッサーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合は通風状態等を考慮して決定すること。 (2) 空調設備の設置場所の選定は、室温、湿度その他の気象条件の把握及び空調設備の稼働に必要事項の計測による適切な空調設備の選定を行うこと。 (3) エアコンプレッサーの室外機の設置場所は、日射や通風状態等を考慮して決定すること。 (4) エアコンプレッサーの室外機の設置場所は、日射や通風状態等を考慮して決定すること。 (5) エアコンプレッサーの室外機の設置場所は、日射や通風状態等を考慮して決定すること。 (6) エアコンプレッサーの室外機の設置場所は、日射や通風状態等を考慮して決定すること。
		02 給湯設備	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		03 照明設備	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		04 建物等	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		05 生産、使用時等	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		06 排出設備	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。

別表第4 業務部門における目標対策

大分類	中分類	小分類	対策の内容
21 一般管理事項	01 管理体制の構築等	01	(1) ISO14001や環境マネジメントシステムや、ISO50001などのエネルギーマネジメントシステムを構築し、第三者機関による点検・検査が実施される場合、外部の専門家によるエネルギー診断等を行い、対策の立案が図られていること。 (2) 自らで認証化対策の立案が図られていること。
		02	(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項により定められたエネルギー消費機器(以下「特定エネルギー消費機器」という。)に該当するものの新設等する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する取組事業者等の取組の進捗に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。
		03	(1) 電気を使用する設備や空調設備等を総合的に管理し評価をするためにビルエネルギー管理システム(以下「BEMS」という。)の採用を考慮すること。 (2) 可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとする。
		04	(1) ヒートポンプ等を活用した効率的な高効率設備を採用すること。 (2) 熱損失設備の風通、配管等の絶縁の整備や断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とする。
		05	(1) 負荷の変動が予測される空調設備、熱源設備、熱源送配設備、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率的な高い運転又は高効率システム等効率的な高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱源送配設備は変種制御の採用を考慮すること。 (2) 空気調和設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転時間を行うことかであるようにするため、回転数制御装置等による変流量システム及び変流量システムを採用すること。 (3) 夏期や冬期の外気導入に伴う内部負荷を軽減するために、全館空調機の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気負荷を軽減するために、加圧方式の排気機を採用すること。 (4) 排気機は、熱交換機を採用し、排気機を省エネするものとする。 (5) エアハンドリングシステムは、熱交換機を採用し、排気機を省エネするものとする。 (6) 空気調和の効率的な運用は、BEMS等の採用により、適切な空調制御の制御、運転分析ができるものとする。
22 空調設備	01 空調設備の運転管理	01	(1) 空調機及び送排風機を有する場合は、負荷の状況、稼働時間等を考慮し、ボルトチェンジ、フリードダウン、ダンパ調整、回転数制御等の調整の導入等、負荷に応じた風量制御を行うこと。 (2) 電動機の消費電力、稼働時間を考慮し、空調機等における動力伝送媒体による動力損失低減対策を行うこと。
		02	(1) 現状の室内環境を把握し、取入外気量と換気率である場合は特に、夏季及び冬季において、外気処理に伴う熱負荷を軽減できる場合は、室内CO ₂ 濃度の制御、在室人員の変動の把握等により、室内CO ₂ 濃度1000ppm以下を確保できる範囲で、CO ₂ 濃度制御によるダンパー開閉の自動制御又は給排気ファン等の回転数制御を導入すること。
		03	(1) 地下駐車場、屋内駐車場等の駐車場において換気設備を有する場合は、駐車車両数、利用時間、CO ₂ 濃度又はCO濃度の変化、駐車車両による換気設備の稼働率等を把握するとともに、タイムスケジューリングによる運転制御、ボルトチェンジ、CO ₂ 濃度又はCO濃度による運転制御システムを導入すること。
		04	(1) 駐車場においては、運転時間に関するタイムスケジューリングの設定、CO ₂ 濃度及びCO濃度による換気ファンの台数制御又は回転数制御等を行い、換気設備の動力を軽減させること。
		05	(1) 空調機専用設備は、電力の需要予測と将来の稼働率に十分留意を行い、適正規模の設備容量のものとする。
23 発電機、用電機器、エネルギーシフト装置	01 発電機の合理化	01	(1) 発電機専用設備は、設備の稼働率を把握し、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		02	(1) 発電機専用設備は、設備の稼働率を把握し、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		03	(1) 発電機専用設備は、設備の稼働率を把握し、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		04	(1) 発電機専用設備は、設備の稼働率を把握し、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		05	(1) 発電機専用設備は、設備の稼働率を把握し、必要に応じて十分稼働率を確保すること。

大分類	中分類	小分類	対策の内容
24 変電設備	01 変電設備の保守点検	01	(1) 変電設備の保守点検は、エネルギー損失の少ない機器を採用すること。また、電力の需要予測と将来の稼働率に十分留意を行い、変電設備の配置、配電、配電容量を決定すること。
		02	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		03	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		04	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		05	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
25 ボイラー	01 加熱及び冷却並みに伝熱の合理化	01	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		02	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		03	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		04	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		05	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
26 照明設備	01 電気の動力、燃焼への変換の合理化	01	(1) 照明器具の選定は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		02	(1) 照明器具の選定は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		03	(1) 照明器具の選定は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		04	(1) 照明器具の選定は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		05	(1) 照明器具の選定は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
27 昇降機	01 電気の動力、燃焼への変換の合理化	01	(1) エスカレーターは、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を抑制すること。
		02	(1) エスカレーターは、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を抑制すること。
		03	(1) エスカレーターは、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を抑制すること。
		04	(1) エスカレーターは、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を抑制すること。
		05	(1) エスカレーターは、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を抑制すること。
28 給湯設備、業務用機器等	01 加熱及び冷却並みに伝熱の合理化	01	(1) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は節水式にする等の措置を講ずること。
		02	(1) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は節水式にする等の措置を講ずること。
		03	(1) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は節水式にする等の措置を講ずること。
		04	(1) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は節水式にする等の措置を講ずること。
		05	(1) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は節水式にする等の措置を講ずること。
29 建物等	01 その他の措置	01	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		02	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		03	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		04	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		05	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
30 建物等	01 その他の措置	01	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		02	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		03	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		04	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		05	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
31 業務用機器	01 燃焼の合理化	01	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		02	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		03	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		04	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。
		05	(1) エネルギー設備を新設する場合は、必要に応じて十分稼働率を確保すること。

別表第 5 自動車部門における基本対策

大分類	分類		対策の内容
	中分類	小分類	
51 自動車全般	01 一般管理事項	01 推進体制の整備	(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を行うこと。また、役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、役割に基づき、基本方針及び対策目標の明示が行われていること。 (3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を立案し、それらを検討できる組織体制的な委員会等を設置すること。 (4) 削減対策の進捗に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (5) 削減対策の適切な進捗管理 (PKA サイクル) を行うための推進体制を整備すること。 (6) 温室効果ガスの排出の量の削減等の重要項目と必要な情報などについて、周知徹底させるため、研修等の教育体制を整備すること。
		02 車両の安全管理	(1) 温室効果ガスの排出量の削減を目的とした自動車に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアルを作成すること。 (2) 自主マニュアルを定期的に見直し、改訂を図ること。 (3) 自動車の性能及び効率的な低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的 (日次、月次、年次) に行うこと。 (4) 自動車に係る維持管理等に關する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。
52 貨物輸送	01 輸送の効率化等による措置	01 一般管理事項	(1) 燃費使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関係を有する数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) 燃費使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー使用期間、記録等の管理
		02 貨物輸送	(1) 自動車の使用にあたっては、次の事項を事業者全体として取り組むこと。 ・急発進、急停止を行わない。 ・車間距離の確保と定速運転の実施に努める。 ・エンジンブレーキを積極的に利用する。 ・エアコックを適正な速度に設定する。 ・無駄なアイドリングは行わない。 ・道路交通情報等を活用し、渋滞や道路情報等を確認する。 ・タイヤの空気圧を適正に保つ。 ・不要な荷物の積載は行わない。 ・交通の妨げとなる場所での駐車を行わない。 (2) 定期的に自給体等が関係するエコドライブ講習会などに参加し、従業員に対する周知、教育を行うこと。

別表第 6 自動車部門における目標対策

大分類	分類		対策の内容
	中分類	小分類	
51 自動車全般	02 設備等の導入に関する措置	01 設備等の導入に関する措置	(1) 目的に応じた自動車又は輸送機に見合った自動車を導入すること。 (2) 電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)、燃料電池自動車 (FCV) などの次世代自動車や低燃費車等の温室効果ガスの排出を抑え、車両を計画的に導入すること。 (3) エコドライブ管理システムの導入により、ドライバーの運転を記録し、運転を急加速、急減速、アイドリング等を検知・点検すること。 (4) エコドライブ管理システムによる記録を活用して、運転管理を適切に行うこと。
		02 共同輸送	(1) 荷主等と連携し、複数の事業者による車両及び貨物の相互輸送等により、積載効率及び輸送効率の向上並びに輸送距離及び使用車両の削減を行うこと。 (2) モーターサイクル等
52 貨物輸送	01 輸送の効率化等による措置	01 輸送の効率化等による措置	(1) 積載貨物輸送をトラックから鉄道や海運に転換し、積載高荷の削減を図ること。 (2) 物流拠点の整理・合理化 (3) 効率的な物流システムを構築すること。また、物流拠点の見直しを図り、分散した拠点を集約する等すること。また、無駄な歩行を減らすこと。 (4) 配送システム (5) 求車・求積システムや配車支援システム等を導入・活用すること。また、荷り荷の確保や積載率の向上、車両稼働率の向上など、輸送効率向上を図ること。
		01 その他	(1) 電気自動車充電設備、蓄電池の積極的な導入を行うこと。

指針様式第 1 号

(第 1 面)

事業活動地球温暖化対策計画

1 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

(1) 温室効果ガス排出量削減に向けた方針

--

(2) 削減対策実施状況の適切な進捗管理（PDCAサイクル）を行うための方針

--

2 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制

--

指針様式第 1 号

(第 2 面)

3 温室効果ガスの排出の量の削減目標等

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量等
ア 基準排出量と目標排出量(実)は実排出量を、(調)は調整後排出量を示す。以下同じ。))

基準	1、2、4号該当者等		3号該当者等	
	年度	年度	年度	年度
基準排出量	(実) (調)	(実) (調)	t-CO ₂	(実) (調)
目標排出量	(実) (調)	(実) (調)	t-CO ₂	(実) (調)
削減量	(実)	(実)	t-CO ₂	(実)
内 対策の実施による削減量	(実)	(実)	t-CO ₂	(実)
訳 上記以外による削減量	(実)	(実)	t-CO ₂	(実)
削減率	(実)	(実)	%	(実)

イ 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等 (任意記載)

原単位等の活動量	1、2、4号該当者等		3号該当者等	
	原単位等の単位	基準年度の値	目標年度の値	削減率
				%

ウ 目標設定に関する説明

--

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減目標 (全社目標) (任意記載)

--

指針様式第 1 号

(第 3 面)

4 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項

(1) 措置の内容

ア 計画期間に実施する措置の内容 (別表第 1 から 6 等を参考に記載してください。)

計 画	
第 1 年 度	
第 2 年 度	
第 3 年 度	
計画期間における取組の評価 (第 3 年度の報告時に記載)	

イ 実施済みの主な温室効果ガスの排出の量の削減対策内容

--	--

指針様式第 1 号

(第 4 面)

(2) 再生可能エネルギー源等の利用等

ア 基準年度までに実施した再生可能エネルギー源等の利用に係る検討状況 (検討済みの場合は「○」、未検討の場合は「×」を記載し、検討済みの場合は検討結果を記載してください。)

再生可能エネルギー源等の種類	検討の有無	検討結果
太陽光		
風力		
バイオマス		
未利用エネルギー		
その他 ()		
その他 ()		

イ 再生可能エネルギー源等を利用した設備の導入状況・計画及び再生可能エネルギー源等の価値の保有状況・計画

種類	概要(規模、場所など)	導入(保有)年度

(3) 基準年度までに実施したエネルギーの効率的な利用を図るための設備等の導入・検討状況 (導入済みの場合は「○」、導入検討中の場合は「△」、導入予定なしの場合は「×」を記載してください。)

設備等の種類	導入等の状況	設備等の種類	導入等の状況
電気自動車等への充電設備		エネルギー管理システム (FEMS, BEMS 等)	
電気自動車等から建物等への給電設備		その他 ()	
E.V、PHV、FCV		その他 ()	

指針様式第 1 号

(第 5 面)

5 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置に係る事項

計 画	
第 1 年 度	
第 2 年 度	
第 3 年 度	

6 その他、地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項

計 画	
第 1 年 度	
第 2 年 度	
第 3 年 度	

指針様式第 1 号

(第 6 面)

7 基準年度のエネルギー起源CO₂の排出の量等の実績(1、2号該当者等)

(1) 事業者単位

ア エネルギー起源CO₂の排出量

(実)	t-CO ₂
(調)	
原油換算エネルギー使用量	KL
事業所の数	

(2) 事業所等単位

ア 年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業所

事業所の名称	事業所の所在地	エネルギー起源CO ₂ の排出量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

イ 年間の原油換算エネルギー使用量が500kl以上1,500kl未満の事業所

事業所の名称	事業所の所在地	エネルギー起源CO ₂ の排出量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

指針様式第 1 号 (第 7 面)

8 基準年度の温室効果ガスの排出の量等の実績 (3号該当者等)
 (1) 自動車に係る温室効果ガスの排出量等

ア 温室効果ガスの排出量

(実)	t-CO ₂
(調)	

イ 車両の台数 (基準年度末日時点)

台

(2) 車両の内訳
 ア 車両の種類

種 別	台 数
普通貨物自動車	台
小型貨物自動車	台
大型バス	台
マイクروبス	台
乗用自動車	台
特種自動車	台

イ 燃料の種類

種 別	台 数	比 率
電気自動車	台	%
プラグインハイブリッド自動車	台	%
ハイブリッド自動車	台	%
燃料電池自動車	台	%
天然ガス自動車	台	%
その他	台	%
ガソリン自動車 (上記を除く)	台	%
ディーゼル自動車 (上記を除く)	台	%
LPGガス車	台	%
その他 (上記を除く)	台	%
上記以外	台	%

※ 低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき定められた燃費基準 (トップランナー基準) を達成している自動車をいう。

指針様式第 1 号 (第 8 面)

9 事業者における温室効果ガスの種類ごとの削減目標等 (4号該当者等)

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの量 (t-CO ₂)			削減率
	基準年度	目標年度	削減量	
①非F ₂ 起原CO ₂ (②を除く)				%
②廃棄物の原燃料使用に伴う非F ₂ 起原CO ₂				%
③CH ₄				%
④N ₂ O				%
⑤HFC				%
⑥PFC				%
⑦SF ₆				%
⑧NF ₃				%

指針様式第 1 号 (別紙) (第 1 面)

事業活動地球温暖化対策計画 (大規模事業所用)

1 事業所等の概要 (本年度 4 月 1 日時点)

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所の部門 (該当する方に ○を記載)	産業部門 業務部門	
事業の内容		
事業所の規模等 (業務部門の場合は 記載)	建物の延床面積 m ²	
	事業開始年月日	
	建物の使用用途	
	建物の所有形態	
	テナント等業種の特長	
主なテナント等 事業者の概要 (業務部門の場合は 記載)	(1)	事業の概要
	(2)	テナント等業種の特長 事業の概要
	(3)	テナント等業種の特長 事業の概要

指針様式第 1 号 (別紙) (第 2 面)

2 温室効果ガスの排出の量の削減目標等

(1) 基準排出量と目標排出量

基準排出量	t-CO ₂
目標排出量	t-CO ₂
削減量	t-CO ₂
削減率	%

(2) 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等 (任意記載)

原単位等の活動量	原単位等の単位
基準年度の値	目標年度の値
削減率	%

(3) 目標設定に関する説明

--

3 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項
(別表第 1 から 6 等を参考に記載してください。)

No.	対策の名称	対策の内容	実施 予定年度
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

指針様式第 2 号

(第 1-1 面)

事業活動地球温暖化対策結果報告

1. 温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況 (第 1、2、4 号該当者等)

(1) 計画期間における温室効果ガスの排出の量の状況

排出量 (t-CO ₂)	削減率	温室効果ガスの排出の量			目標排出量
		基準年度 (年度)	第 1 年度 (年度)	第 2 年度 (年度)	
		(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)
	%	%	%	%	%

イ 温室効果ガスの排出の量に係る原単位等の値 (任意記載)

原単位等の活動量	原単位等の単位			
	基準年度 (年度)	第 1 年度 (年度)	第 2 年度 (年度)	第 3 年度 (年度)
排出量原単位等の値				
活動量の値				
排出量原単位等の削減率		%	%	%

ウ 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況等についての説明

第 1 年度	
第 2 年度	
第 3 年度	
計画期間における排出量削減等の評価 (第 3 年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第 3 年度の報告時に記載)	
(2) 温室効果ガスの排出の量の状況 (全社目標) (任意記載)	

指針様式第 2 号

(第 1-2 面)

2. 温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況 (第 3 号該当者等)

(1) 計画期間における温室効果ガスの排出の量の状況

ア 温室効果ガスの排出の量

排出量 (t-CO ₂)	削減率	温室効果ガスの排出の量			目標排出量
		基準年度 (年度)	第 1 年度 (年度)	第 2 年度 (年度)	
(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)
%	%	%	%	%	%

イ 温室効果ガスの排出の量に係る原単位等の値 (任意記載)

原単位等の活動量	原単位等の単位			
	基準年度 (年度)	第 1 年度 (年度)	第 2 年度 (年度)	第 3 年度 (年度)
排出量原単位等の値				
活動量の値				
排出量原単位等の削減率		%	%	%

ウ 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況等についての説明

第 1 年度	
第 2 年度	
第 3 年度	
計画期間における排出量削減等の評価 (第 3 年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第 3 年度の報告時に記載)	
(2) 温室効果ガスの排出の量の状況 (全社目標) (任意記載)	

指針様式第 2 号

(第 4 面)

4 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置の実施状況
(各年度において、計画に記載がない措置を実施した場合は、実施した内容の後に(追加実施)と記載してください。)

計 画	
第 1 年 度	
第 2 年 度	
第 3 年 度	

5 その他、地球温暖化対策の推進への貢献の実施状況
(各年度において、計画に記載がない措置を実施した場合は、実施した内容の後に(追加実施)と記載してください。)

計 画	
第 1 年 度	
第 2 年 度	
第 3 年 度	

指針様式第 2 号

(第 5 面)

6 基準年度からのエネルギー起源CO₂の排出の量等の推移(1、2号該当者等)
(1) 事業者単位

	基準年度	第 1 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度
エネルギー起源CO ₂ 排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
原油換算エネルギー使用量	KL	KL	KL	KL
事業所の数				

(2) 事業所等単位

ア 基準年における年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の事業所

事業所の名称	エネルギー起源CO ₂ の排出量 (t-CO ₂)		
	基準年度	第 1 年 度	第 2 年 度

イ 基準年における年間の原油換算エネルギー使用量が 500kl 以上 1,500kl 未満の事業所

事業所の名称	エネルギー起源CO ₂ の排出量 (t-CO ₂)		
	基準年度	第 1 年 度	第 2 年 度

指針様式第2号

(第6面)

7 基準年度からの温室効果ガスの排出の量等の推移(3号該当者等)

(1) 自動車に係る温室効果ガスの排出量等

温室効果ガス排出量 車両の台数	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度
	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
	台	台	台	台

(2) 車両の内訳
ア 車両の種類別

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度
普通貨物自動車	台	台	台	台
小型貨物自動車	台	台	台	台
大型バス	台	台	台	台
マイクローバス	台	台	台	台
乗用自動車	台	台	台	台
特種自動車	台	台	台	台

イ 燃料の種類別

	基準年度		第1年度	第2年度	第3年度
	台数	台数	台数	台数	台数
電気自動車	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車	台	台	台	台	台
燃料電池自動車	台	台	台	台	台
天然ガス自動車	台	台	台	台	台
その他	台	台	台	台	台
ガソリン自動車(上記を除く)	台	台	台	台	台
ディーゼル自動車(上記を除く)	台	台	台	台	台
LPGガス車	台	台	台	台	台
その他(上記を除く)	台	台	台	台	台
上記以外	台	台	台	台	台
					最新年度 の比率 %

※ 低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき定められた燃費基準
(トップランナー基準)を早期達成している自動車をいう。

指針様式第2号

(第7面)

8 事業者における基準年度からの温室効果ガスの種類ごとの排出量の推移(4号該当者等)

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの量(t-CO ₂)				目標排出量 (t-CO ₂)
	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	
①非エネルギー起源CO ₂ (②を除く)					
②廃棄物の原燃料使用に伴う 非エネルギー起源CO ₂					
③CH ₄					
④N ₂ O					
⑤HFC					
⑥PFC					
⑦SF ₆					
⑧NF ₃					

指針様式第 2 号 (別紙) (第 1 面)

事業活動地球温暖化対策結果報告 (大規模事業所用)

1. 事業所の概要等 (本年度4月1日時点)

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の部門 (該当する方に ○を記載)	産業部門 業務部門
事業の内容	
事業所の規模等 (業務部門の場合は 記載)	建物の延床面積 m ²
	事業開始年月日
	建物の使用用途
	建物の所有形態
(1)	テナント等事業者の名称
	事業の概要
(2)	テナント等事業者の名称
	事業の概要
(3)	テナント等事業者の名称
	事業の概要

指針様式第 2 号 (別紙) (第 2 面)

2. 温室効果ガスの排出の量等の削減目標の達成状況

(1) 温室効果ガスの排出の量

排出量 (t-CO ₂)	基準年度	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度	目標 排出量
削減率		%	%	%	%

(2) 温室効果ガスの排出の量の原単位等の値 (任意記載)

原単位等の活動量	原単位等の単位			目標とした値
	基準年度	第 1 年度	第 2 年度	
排出量原単位等の値				
活動量の値		%	%	%
排出量原単位等の削減率				%

(3) 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況についての説明

第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度

3. 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施状況

No.	対策の名称	対策の内容 (計画期間途中で対策を追加した場合は、対策の内容の追加と記載してください)	実施年度に○を記載してください		
			第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

川崎市公告第645号

開発事業地球温暖化対策指針の変更について

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号)第17条第2項の規定により、開発事業地球温暖化対策指針(平成22年川崎市公告第102号)を次のとおり変更し、令和5年3月30日から適用する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

開発事業地球温暖化対策等指針

平成22年4月1日

一部変更 令和5年3月30日

1 総則

(1) 目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応の推進並びに開発事業地球温暖化対策等計画書の作成のために必要な事項について定めるものである。

また、この指針は、条例第17条第2項の規定により、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行う。

なお、開発事業完了後の温室効果ガスの排出の量の削減等については、その用途に応じて、条例第9条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策指針などを踏まえながら、進める。

(2) 用語の定義

この指針で使用する用語は、条例及び川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。)で使用する用語の例による。

2 開発事業に係る地球温暖化対策等

(1) 開発事業地球温暖化対策等計画書の基本的事項

ア 開発事業地球温暖化対策等計画書の対象事業

開発事業地球温暖化対策等計画書は、規則第11条で定める特定開発事業が対象となり、対象要件への該当については、開発行為と建築行為を一体的に捉えて判断する。

また、条例第18条第2項の規定により、特定開発事業者以外の事業者も開発事業地球温暖化対策等計画書を提出することができる。

イ 提出時期

開発事業地球温暖化対策等計画書の提出は、規則第12条第2項の規定により、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号。)第2条第2号の指定開発行為に該当するものに

あつては同条例第18条第1項の規定による条例環境影響評価準備書を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに行う。

(2) 開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応

ア 関係法令等による基準

地球温暖化対策推進法(平成10年法律第117号)の規定、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準をはじめ、当該開発事業に係る法令の基準を整理し、これを遵守する。

また、条例第7条第1項に規定する地球温暖化対策等推進基本計画の内容等を踏まえながら、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応や脱炭素エネルギー源の利用など、技術レベル、抑制効果及び経済性等を総合的に評価し、対策を検討する。

イ 開発事業区域の周辺のエネルギー資源

開発事業区域の周辺のエネルギー資源の状況等を調査し、その活用についても検討する。

ウ 開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量等

開発事業者は、開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、開発事業で予定している建築物の規模や用途により、必要に応じて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算する。

エ 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るために実施しようとする措置の内容

開発事業者は、次の項目について、別表の温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための措置例を踏まえながら、実際に講ずる措置を検討する。

(ア) エネルギーの使用の合理化

- a エネルギー高度利用技術の導入等
- b エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進
- c 建築物の省エネルギーの促進

(イ) ヒートアイランド現象の緩和

- a 人工排熱の抑制
- b 地表面の改善
- c 風の道の確保

(ウ) 交通環境への配慮

- a 自動車利用の抑制

- b 環境負荷の少ない自動車利用の促進
- c 自動車交通の円滑化
- (エ) 緑地の保全と緑化の推進
 - a 緑地の保全
 - b 緑化の推進
- (オ) 工事に係る配慮
 - a 環境負荷の少ない資材の調達
 - b 工事における二酸化炭素排出量の削減
 - (ア)のエネルギーの使用の合理化に資する措置を実施しようとする場合は、当該措置の実施によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。
開発事業の用途により、エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスについて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算した場合は、当該排出量の削減に資する措置について検討し、その措置に伴う削減量を計算する。
- オ 脱炭素エネルギー源の利用の検討
 - 開発事業者は、開発区域の標準的なエネルギー需要の状況とともに、立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、次に掲げる脱炭素エネルギー源を利用した設備の導入について検討する。
また、脱炭素エネルギー源を利用する設備を導入する場合は、当該導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。
 - (ア) 太陽光
 - (イ) 風力
 - (ウ) 水力
 - (エ) 地熱
 - (オ) 太陽熱
 - (カ) 大気中の熱その他の自然界に存する熱
 - (キ) バイオマス
 - (ク) 再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源
- カ 特定建築物の評価の目標
 - 開発事業者は、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物（床面積の合計が5,000㎡を超える建築物）に該当する場合、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）による環境性能の総合評価について具体的な目標を設定する。
- (3) 開発事業地球温暖化対策等計画書の作成等
 - ア 開発事業地球温暖化対策等計画の作成
 - 2(2)開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応による検討内容を踏まえ、

- 開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）に該当する項目を記入する。
- イ 開発事業地球温暖化対策等計画書の提出
 - 開発事業地球温暖化対策等計画書（規則第4号様式）に開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）を添付し、提出する。その際、次の資料を添付する。
 - (ア) 位置図
 - (イ) 現況図
 - (ウ) 土地利用計画図
 - (エ) 造成計画平面図
 - (オ) 2(2)ウの開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料
 - (カ) 2(2)エのエネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料
 - (キ) 2(2)オの脱炭素エネルギー源を利用する設備の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料
- ウ 開発事業地球温暖化対策等計画書の変更
 - 開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（規則第5号様式）とともに、変更部分を記載した開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）を提出する。その際、2(3)イの(ア)から(キ)に掲げるもののうち、変更のあったものを添付する。
- エ 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の中止
 - 開発事業中止届出書（規則第7号様式）により提出する。
- オ 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の完了
 - 開発事業完了届出書（規則第6号様式）に、開発事業地球温暖化対策等結果（指針第2号様式）を添付し、提出する。その際、完成の状況が分かる資料を添付する。
- カ 開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表
 - 条例第20条の規定により、市長は、条例第18条第1項若しくは第2項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書（規則第4号様式）の提出又は条例第18条第4項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（規則第5号様式）、第19条第1項の規定による開発事業完了届出書（規則第6号様式）若しくは開発事業中止届出書（規則第7号様式）の届出があった場合には、市長はインターネットホームページへの掲載及び川崎市環境局へ備え付けることにより、公表する。

なお、公表の対象となる事項は、開発事業地球温暖化対策等計画（指針第 1 号様式）及び開発事業地球温暖化対策等結果（指針第 2 号様式）の内容とする。

3 雑則

(1) 指導・助言等

条例第 21 条の規定により、市長は、開発事業者が提出した開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、本指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

(2) 立入検査等

条例第 35 条第 1 項の規定により、市長は、措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り調査させることができる。

(3) 勧告・公表等

条例第 36 条の規定により、市長は、開発事業地球温暖化対策等計画書を提出しない特定事業者などに対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、勧告に従わない場合には、条例第 37 条の規定により、あらかじめ、意見を述べる機会を与えた上で、勧告を受けたものの氏名等を公表することができる。

別表 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための

措置例

項目	措置例
1. エネルギーの使用の合理化	
1.1 エネルギー高度利用技術の導入等	<ul style="list-style-type: none"> 革新的なエネルギー高度利用技術の導入等 ・ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等革新的なエネルギー高度利用技術の導入 ・未利用エネルギーの積極的な活用
1.2 エネルギーの面的利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内の省エネルギーの促進 ・複数施設における高効率なエネルギー利用設備の導入 ・エネルギーの使用の合理化に資するエネルギーの面的な利用 ・ローカルバリエーションの敷設等、開発区域内における電力・燃料輸送の効率化 ・開発区域内のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による開発区域内における電力・熱負荷の平準化
1.3 建築物の省エネルギーの促進	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の断熱化 ・建築物への日射遮へい ・自然採光、通風等の積極的な活用 ・建築物における自然採光、自然通風等を利用した設備の導入 ・外壁の方位、窓の配置等に配慮した建築計画による熱の損失防止 ・空調設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・機械換気設備（空調設備以外）に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・照明設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・給湯設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・昇降設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・建築物のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・建築物のエネルギー管理、電力・熱負荷の平準化 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による建築物における電力・熱負荷の平準化

項目	措置例
2. ヒートアイランド現象の緩和	
2.1 人工排熱の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の断熱化（再掲） ・建築物への日射遮へい（再掲） ・排熱量の少ない設備の導入 ・排熱の低温化 ・排熱の回収・再利用 ・排熱する設備の位置や時間の分散
2.2 地表面の改善	<ul style="list-style-type: none"> 人工被覆面積の最小化、露地配慮型被覆材の利用 ・舗装等、人工被覆面積の縮小 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定 ・緑地や水面等の確保、日陰の創出
2.3 風の道の確保	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の風の状況の把握による建築計画への活用（歩行者空間等への風の誘導） ・風の道に配慮した建築物等の配置 ・建築物の高さ、形状、位置等の工夫による風の通り道の確保 ・夏期の卓越風向に対する建築物の見付け面積の低減 ・周辺地域の風の状況の把握による土地利用計画への活用 ・芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地による風の通り道の確保
3 交通環境への配慮	
3.1 自動車利用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通との連携 ・公共交通機関の利用環境整備 ・駐車場の整備、自転車利用環境の整備 ・事業の目的・用途に応じた自転車スペースの確保 ・自転車道の整備 ・快適な歩行空間の整備 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定（再掲）

第 1 号様式

(第 1 面)

開発事業地球温暖化対策等計画

項目	措置例
3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車利用の促進 電気自動車充電インフラの整備 天然ガスその他二酸化炭素排出量の少ない自動車用インフラの整備
3.3 自動車交通の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> 交通計画の作成 交通需要の適切な予測による交通計画の作成 荷動きスペースの確保等による開発区域内の交通流の妨げとならない措置 共同物流サービス等、開発区域内の交通流の円滑化、物流の効率化に資するシステムの整備 駐車場の整備 事業の目的・用途に応じた適正規模の駐車スペースの確保
4 緑地の保全と緑化の推進	
4.1 緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹木、緑地の保全 既存の樹木、緑地の保全
4.2 緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 街区や道路の緑化 改変箇所における植生等の回復 建築物の屋上、外壁面、道路壁面等、特殊空間の緑化 造成法面等、改変箇所における在来種による緑化
5 工事に係る配慮	
5.1 環境負荷の少ない資材の調達	<ul style="list-style-type: none"> 製造廃棄時の二酸化炭素排出量の少ない建設資材等の積極的な利用 環境に配慮した建設資材の積極的な利用 資材調達時における資材輸送における距離の最小化 モーダルシフト等、環境負荷の少ない輸送手段の選択
5.2 工事における二酸化炭素排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量の少ない建設機器の使用 低燃費型建設機械の積極的な利用 建設機器の使用時のアイドリングストップ等の省エネ運転・機械操作の徹底

事業者の氏名					
又は、主たる事務所又は事業所の所在地					
開発事業の名称					
開発事業を行う土地の位置及び区域					
開発事業の目的					
工事の着手年月日		年	月	日	
工事の完了年月日		年	月	日	
区域面積					m ²
床面積					m ²
棟番号		用途		床面積	m ²
					m ²
					m ²
					m ²
					m ²
床面積の合計					m ²
主な予定建築物の内容					

(第 2 面)

エネルギーの使用の合理化 ヒートアイランド現象の緩和 交通環境への配慮 緑地の保全と緑化の推進 工事に係る配慮 その他	温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容 検討結果 脱炭素エネルギー利用	<input type="checkbox"/> 購入する	<input type="checkbox"/> 購入しない
		検討結果 導入機器	導入機器

(第 3 面)

特定建築物の評価の目標 備考	標番号	評価の目標

備考 1 用途の欄は、次から当該特定建築物の主たる用途を記入してください。
 [事務所/学校/物販店/飲食店/集会所/工場/病院/ホテル/住宅/その他]
 2 □のある欄は、該当する□内にし印を記載してください。
 3 特定建築物の評価の目標については、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年 川崎市条例第 50 号)第 127 条の 4 第 1 項の特定建築物に該当する場合、同項第 5 号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。

第 2 号様式

(第 1 面)

開発事業地球温暖化対策等結果

事業者の氏名又は名称				
主たる事務所又は事業所の所在地				
開発事業の名称				
開発事業を行う土地の位置及び区域				
開発事業の目的				
工事の着手年月日	年 月 日			
工事の完了年月日	年 月 日			
開発事業の概要	区域面積	㎡		
	床面積	㎡		
主な建築物の内容	棟番号	用途	床面積	備考
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	
床面積の合計			㎡	

(第 2 面)

エネルギーの使用の合理化		温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応をを図るため実施しようとする措置の内容
ヒートアイランド現象の緩和		
交通環境への配慮		
緑地の保全と緑化の推進		
工事に係る配慮		
その他		
導入機器		脱炭素エネルギー源の利用

令和 5 年 1 月 25 日

川崎市公告(調達)第150号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 4 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 調達の名称
道水路台帳平面図等管理・閲覧システム運用業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
建設緑政局道路河川管理部管理課
川崎市川崎区駅前本町12番地 1
タワーリパーク14階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 5 年 3 月 10 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
国際航業 株式会社 神奈川支店
支店長 小林 誠
横浜市中区日本大通17番地
J P R 横浜日本大通ビル
- 5 契約金額
49,412,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による。

川崎市公告(調達)第151号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 4 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
行政情報システム管理業務委託契約
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎 ほか
 - (3) 履行期間
令和 5 年 7 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで
 - (4) 委託概要
行政情報システムの運用管理業務及びシステムを

利用する職員からの問い合わせ対応を行うヘルプデスク業務。詳細は「行政情報システム管理業務委託仕様書」によります。

- 2 競争参加資格者に関する事項
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第 2 条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に記載されていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和 5 年 4 月 21 日(金)までに行ってください。
 - (3) この業務委託について、本市又は本市と同規模の他官公庁において類似の契約実績があること。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び「6 事前資料の提出」に記載の資料を提出しなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町 5 番地 4
(第 3 庁舎 9 階)
総務企画局デジタル化施策推進室
担当 佐伯・木村・小田
電 話：044-200-2071
F A X：044-200-3752
E-mail：17digital@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和 5 年 4 月 10 日(月)から令和 5 年 4 月 21 日(金)までとします(土・日及び休日を除く毎日 8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで)。
 - (3) 提出方法
持参とします。
- 4 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 場所及び問合せ先
3(1)に同じ
 - (2) 日時
令和 5 年 5 月 1 日(月)
8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで
 - (3) その他
競争参加資格があると認められた者には、入札説

明書を無料交付します。

また、入札説明書は 3(1)の場所において令和 5 年 4 月 10 日(月)から令和 5 年 4 月 21 日(金)まで縦覧に供します(土・日及び休日を除く、毎日 8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで)。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和 5 年 5 月 1 日(月)から令和 5 年 5 月 10 日(水)まで(毎日 8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで)。

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する F A X 番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日 8 時 30 分から正午まで及び 13 時から 17 時まで)。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 5 年 5 月 18 日(木)までに、全社宛てに電子メールにより送付します。

6 事前資料の提出

この入札の参加者は、次の事前資料を令和 5 年 5 月 22 日(月)までに 3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

(1) 運用体制図・要員一覧

(2) 運用管理及びヘルプデスク要員の類似業務実績と保有資格

(3) Windowsサーバ、Unixサーバ及びLinuxサーバの運用実績

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札は、総額(税抜き)で行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種工事・設定・代行手続き等に係る一切の費用を含め見積もるものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算し

た金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

なお、郵送による入札を行う場合は、さらに「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便にて送付してください。この場合は、郵送した日に 3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 5 月 26 日(金) 14 時半

イ 場所

デジタル化施策推進室 開発室Ⅱ

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 令和 5 年 5 月 25 日(木)必着

イ あて先 3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の 10% を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

落札者は契約書 2 通を作成し、令和 5 年 6 月 1 日(木)17 時までに 3(1)の場所に持参してください。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」の契約関係規程において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札への参加者が、2 社以上にならないとき

は、入札を中止することがあります。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) その他問合わせ窓口は上記 3(1)に同じです。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Operation management of Administrative information system and Response to inquiries.
- (2) Time-limit for tender:
2:30 P.M. May 26, 2023
- (3) Time-limit for tender by mail:
May 25, 2023
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Digitalization Policy Promotion Office
General Affairs and Planning Bureau
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan
Tel: 044-200-2071
FAX: 044-200-3752
E-mail: 17jouhou@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第31号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 5 年 3 月 14 日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第32号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭

和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 5 年 3 月 14 日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和 4 年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月 随時分 以降	令和 5 年 3 月 31 日 (2月随時分)	計41件
令和 4 年度 (令和 3 年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	2月 随時分	令和 5 年 3 月 31 日 (2月随時分)	計 2 件

(別紙省略)

川崎市税公告第33号

次の市税に係る課税額変更(取消)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 5 年 3 月 14 日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和 4 年度 (平成31年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期分 以降	/	計 1 件
令和 4 年度 (令和 2 年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期分 以降	/	計 1 件
令和 4 年度 (令和 3 年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期分 以降	/	計 1 件
令和 4 年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期分 以降	/	計 1 件
令和 4 年度 (令和 2 年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	2月 随時分	/	計 1 件

(別紙省略)

川崎市税公告第34号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 5 年 3 月 16 日

川崎市長 福 田 紀 彦
(別紙省略)

川崎市税公告第35号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 5 年 3 月 17 日

川崎市長 福 田 紀 彦
(別紙省略)

川崎市税公告第36号

市税過誤納金等還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 5 年 3 月 27 日

川崎市長 福 田 紀 彦
(別紙省略)

川崎市税公告第37号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 5 年 3 月 29 日

川崎市長 福 田 紀 彦
(別紙省略)

川崎市税公告第38号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 5 年 3 月 29 日

川崎市長 福 田 紀 彦
(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第 1 号

総務企画局
こども未来局
建設緑政局

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定に伴う職員の勤務について

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則（令和5年川崎市規則第17号）の制定に伴い、別に発令されない限り、現に別表第1の左欄に掲げる主任に命ぜられている者は令和5年4月1日付けで同表の右欄に掲げる主任を命ぜられたものとし、現に別表第2の左欄に掲げる課又はセンターに勤務を命ぜられている職員は同日付けで同表の右欄に掲げる課又はセンターに勤務を命ぜられたものとする。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

別表第 1

左 欄	右 欄
総務企画局情報管理部統計情報課主任	総務企画局都市政策部統計情報課主任
総務企画局情報管理部行政情報課主任	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課主任
こども未来局保育事業部川崎区保育・子育て総合支援センター主任	川崎区保育・子育て総合支援センター主任
こども未来局保育事業部中原区保育・子育て総合支援センター主任	中原区保育・子育て総合支援センター主任
こども未来局保育事業部保育第 1 課主任	こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課主任
こども未来局保育事業部保育第 2 課主任	こども未来局保育・幼児教育部保育第 2 課主任
建設緑政局道路管理部路政課主任	建設緑政局道路河川管理部路政課主任
建設緑政局道路管理部管理課主任	建設緑政局道路河川管理部管理課主任
建設緑政局道路管理部用地調整課主任	建設緑政局道路河川管理部用地調整課主任

別表第 2

左 欄	右 欄
総務企画局情報管理部統計情報課	総務企画局都市政策部統計情報課
総務企画局情報管理部行政情報課	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課
こども未来局保育事業部中原区保育・子育て総合支援センター	中原区保育・子育て総合支援センター
こども未来局保育事業部保育第 1 課	こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課
こども未来局保育事業部保育第 2 課	こども未来局保育・幼児教育部保育第 2 課
建設緑政局道路管理部路政課	建設緑政局道路河川管理部路政課
建設緑政局道路管理部管理課	建設緑政局道路河川管理部管理課
建設緑政局道路管理部用地調整課	建設緑政局道路河川管理部用地調整課

川崎市訓令第 2 号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市公有地総合調整会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市公有地総合調整会議規程の一部を改正する訓令

川崎市公有地総合調整会議規程（平成10年川崎市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市公有地等総合調整会議規程

第 1 条中「及び」を「、」に改め、「有効活用」の次に「及び施設等の整備」を加え、「川崎市公有地総合調整会議」を「川崎市公有地等総合調整会議」に改める。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 施設等の整備に係る工事その他これに準ずるものとして別に定めるもの（予定価格等を基準として別に定めるものを除く。）の実施（これに係る計画、設計等を含む。）に関すること。

第 7 条第 1 項中「及び」を「、」に改め、「低未利用地対策部会」の次に「及び施設整備等調整部会」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市訓令第 3 号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市事業所等事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市事業所等事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(川崎市事業所等事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 川崎市事業所等事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、所長（前号に該当するものを除く。）」を削り、「及び担当課長」を「及び課長（担当課長を含む。）」に改める。

(川崎市公文書管理規程の一部改正)

第 2 条 川崎市公文書管理規程（昭和36年川崎市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号及び第11条第 1 項中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

第12号様式の 4 中「総務企画局情報管理部行政情報課長」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長」に改める。

(川崎市マイクロフィルム文書取扱規程の一部改正)

第 3 条 川崎市マイクロフィルム文書取扱規程（昭和46年川崎市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「総務企画局情報管理部行政情報課長」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長」に改める。

第19条第 1 項中「第10条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「公文書管理規程同条」を「同条」に、「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

第 2 号様式中

「
川崎市総務企画局情報管理部行政情報課長 印
」

を

「
川 崎 市 総 務 企 画 局
コンプライアンス推進・行政情報管理部
行 政 情 報 課 長 印
」

に改める。

(川崎市職員出勤記録整理規程の一部改正)

第 4 条 川崎市職員出勤記録整理規程（昭和35年川崎市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表ことも未来局の項中「保育事業部」を「保育・子育て推進部」に、「副所長」を「総務課長」に改め、同表区役所の項中

「
支所区民センター 室長
出張所 所長
」

を

「
出張所 所長
道路公園センター 所長
支所区民センター 室長
」

に改める。

(川崎市職員服務規程の一部改正)

第 5 条 川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第37条第 1 号中「総務企画局情報管理部行政情報課長」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長」に改め、同条第 4 号中「総務企

画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

第40条第1項中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市訓令第4号

序 中 一 般
各 か い

川崎市公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市公用文に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市公用文に関する規程（昭和36年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 区切り符号

。(まる)、(てん)、(コンマ)、(ピリオド)・(な
かてん)：(コロン) ～ (なみがた) — (ダッシュ)
→ (やじるし) … (3てんリーダー) * (アステリ
スク) ※ (こめじるし) / (スラッシュ) 「 」 (か
ぎかっこ) 『 』 (ふたえかぎかっこ) () (まるかっ
こ) [] (そでかっこ) 【 】 (すみつきかっこ)

別表第1の1の項第3号中「10時30分」を「午後5時
15分（24時制の場合は、17時15分）」に、「10:30」を「午
後5：15（24時制の場合は、17：15）」に改める。

別表第2の1の項中第13号を第17号とし、同項第12号
中「かっこ」を「まるかっこ」に改め、同号を同項第16
号とし、同項第11号中「ふたえかぎ」を「ふたえかぎかっ
こ」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号中「か
ぎ」を「かぎかっこ」に改め、同号を同項第14号とし、
同項第9号の次に次の4号を加える。

(10) 「…」(3てんリーダー) 続くものの存在を示す
場合及び重ねて項目とページ数又は内容をつなぐ場
合に用いる。

(例) 牛、馬、豚、鶏… 第5章……………2 材料
……………鉄

(11) 「*」(アステリスク) 文中の語句に付けて、注
又は補足に導き、及び補足的事項の頭に付ける場合
に用いる。

(例) 規則第24条 (*) により許可します。

(12) 「※」(こめじるし) 見出し又は補足的事項の頭
に付けて、目立たせる場合に用いる。

(例) ※ データは令和5年3月現在

(13) 「/」(スラッシュ) 引用文の改行位置を示す場
合、文節等の文の区切りを示す場合及び対比をする
場合に用いる。

(例) …であった。/なお、… 痛む/傷む/悼む
直流/交流

別表第2の1の項に次の1号を加える。

(18) 「【 】」(すみつきかっこ) 項目を示す場合及び
強調すべき点を目立たせる場合に用いる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に
作成する公用文から適用する。

川崎市訓令第5号

総務企画局
経済労働局
こども未来局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正す
る訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一
部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和35年川崎
市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表総務企画局の部情報管理部の款中「情報管理部」
を「コンプライアンス推進・行政情報管理部」に改め、
同表経済労働局の部中

公 営 事 業 部	公営事業部に 勤務する職員	38時間45分 (公営事業部長)	1 日勤 8：30～17：15	勤務時間の途中において 1時間	4週間を通じ8日
			2 変則勤務 (1) 8：45～17：30 (2) 12：45～21：30 (3) 15：15～24：00		

を

消費者行政センター	消費者行政センターに勤務する職員	38時間45分 (室長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 11:15～20:00	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
公営事業部	公営事業部に勤務する職員	38時間45分 (公営事業部長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 12:15～21:00 (2) 12:30～21:15 (3) 15:15～24:00	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日

に改め、同表ことも未来局の部運営管理課の款及び保育事業部の款を次のように改める。

保育・子育て推進部	保育園	保育園に勤務する職員(園長、栄養士、看護師、調理業務に従事する職員及び用務に従事する職員を除く。)	38時間45分 (保育・子育て推進部長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 6:50～15:35 (2) 7:00～15:45 (3) 7:15～16:00 (4) 7:30～16:15 (5) 7:45～16:30 (6) 8:00～16:45 (7) 8:15～17:00 (8) 8:45～17:30 (9) 9:00～17:45 (10) 9:15～18:00 (11) 9:30～18:15 (12) 9:45～18:30 (13) 10:00～18:45 (14) 10:15～19:00 (15) 10:30～19:15 (16) 10:45～19:30 (17) 11:00～19:45 (18) 11:15～20:00 (19) 11:25～20:10	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
		園長、栄養士、調理業務に従事する職員及び用務に従事する職員	38時間45分 (保育・子育て推進部長)	8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
		看護師	38時間45分 (保育・子育て推進部長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 7:30～16:15 (2) 7:45～16:30 (3) 8:00～16:45 (4) 8:15～17:00 (5) 8:45～17:30 (6) 9:00～17:45 (7) 9:15～18:00 (8) 9:30～18:15 (9) 9:45～18:30	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日

保育・子育て総合支援センター	保育園に勤務する職員(園長、一時預かり事業の業務に従事する職員、栄養士、看護師、調理業務に従事する職員及び用務に従事する職員を除く。)	38時間45分(所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 6:50～15:35 (2) 7:00～15:45 (3) 7:15～16:00 (4) 7:30～16:15 (5) 7:45～16:30 (6) 8:00～16:45 (7) 8:15～17:00 (8) 8:45～17:30 (9) 9:00～17:45 (10) 9:15～18:00 (11) 9:30～18:15 (12) 9:45～18:30 (13) 10:00～18:45 (14) 10:15～19:00 (15) 10:30～19:15 (16) 10:45～19:30 (17) 11:00～19:45 (18) 11:15～20:00 (19) 11:25～20:10	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
	保育園に勤務する職員(園長、栄養士、調理業務に従事する職員及び用務に従事する職員に限る。)	38時間45分(所長)	8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
	保育園に勤務する職員(一時預かり事業の業務に従事する職員及び看護師に限る。)	38時間45分(所長)	8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市訓令第6号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年川崎市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「(懲戒免職の処分を除く。)」を削り、同項第3号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「法第28条の2第1項」を「川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第2条」に、「法

第28条の3第1項」を「同条例第4条第1項」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 20 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎
川崎市水道条例施行規程の一部を改正する
規程

川崎市水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程
第 1 号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の 1 項を加える。

3 条例第 6 条第 2 項に規定する工事上の条件は、この
規程に定めるもののほか、管理者が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	種類	規格	
口径50ミ リメート ル以下の 給水管、 給水用具 等	サドル付分水 栓	J W W A B 117のうち、次の いずれにも該当するもの (1) 止水構造がボール（A形） であるもの (2) 給水管取出しねじの種類が 平行おねじ（G）であるもの (3) 止水機構の呼び径が25、40 又は50であるもの 管理者が別に定めるもの	
	管穿孔口防錆 工法用挿入コ ア	管理者が別に定めるもの	
	波状ステンレ ス鋼管	J W W A G 119のうち、呼び 径が25、40又は50であるもの	
	ステンレス鋼 鋼管	J W W A G 115のうち、呼び 径が25、40又は50であるもの	
	ステンレス鋼 鋼管継手	J W W A G 116のうち、次の いずれにも該当するもの (1) 継手の形式が伸縮可とう式 であるもの (2) 呼び径が25、40又は50であ るもの 管理者が別に定めるもの	
	止水栓	管理者が別に定めるもの	
	青銅製仕切弁	管理者が別に定めるもの	
	止水栓ボック ス	管理者が別に定めるもの	
	口径75ミ リメート ル以上の 給水管、 給水用具 等	割T字管	管理者が別に定めるもの
		ダクタイル鋳 鉄管	J W W A G 113のうち、次の いずれにも該当するもの (1) 管厚の種類が1種管である もの (2) 接合形式がN S形であるも の (3) 呼び径が75、100、150、 200、250又は300であるもの J W W A G 120のうち、次の いずれにも該当するもの (1) 管厚の種類が1種管である もの (2) 呼び径が75、100、150、 200、250又は300であるもの

ダクタイル鋳 鉄異形管	J W W A G 114のうち、次の いずれにも該当するもの (1) 接合形式がN S形であるも の (2) 呼び径が75、100、150、 200、250又は300であるもの (3) 内面塗装が J W W A G 112のエポキシ樹脂粉体塗装で あるもの
	J W W A G 121のうち、呼び 径が75、100、150、200、250又 は300であるもの
	管理者が別に定めるもの
ダクタイル鋳 鉄管及び異形 管用接合部品	J W W A G 113、114（附属 書B及び附属書C）のうち、次 のいずれにも該当するもの (1) 接合形式がN S形又はフラン ジ形であるもの (2) 呼び径が75、100、150、 200、250又は300であるもの
	J W W A G 120、121（附属 書B及び附属書C）のうち、呼 び径が75、100、150、200、250 又は300であるもの
	管理者が別に定めるもの
ソフトシール 仕切弁	J W W A B 120のうち、次の いずれにも該当するもの (1) 接合形式がN S形であるも の (2) 種類が3種であるもの (3) 呼び径が75、100、150、200 又は250であるもの (4) 開閉方向が右回り開き、左 回り閉じであるもの
	J W W A B 120のうち、次の いずれにも該当するもの (1) 接合形式がG X形であるも の (2) 種類が3種であるもの (3) 呼び径が75、100、150、 200、250又は300であるもの (4) 開閉方向が右回り開き、左 回り閉じであるもの
	J W W A B 120のうち、次の いずれにも該当するもの (1) 接合形式がフランジ形であ るもの (2) 種類が2種であるもの (3) 呼び径が75、100、150、 200、250又は300であるもの (4) 構造及び形状が立形内ねじ 式であるもの (5) 開閉方向が右回り開き、左 回り閉じであるもの 管理者が別に定めるもの

ダクタイル鋳鉄（メタルシート）仕切弁	JWWA B 122のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 種類が2種であるもの (2) 呼び径が75、100、150、200、250又は300であるもの (3) 構造及び形状が立形内ねじ式であるもの (4) 開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの
消火栓	JWWA B 103のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 種類が単口であるもの (2) 開閉方向が左回り開き、右回り閉じであるもの (3) 外面に塗装する塗料がJWWA G 112の水道用エポキシ樹脂粉体塗料であるもの 管理者が別に定めるもの
補修弁	JWWA B 126のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 種類が2種であるもの (2) 形式がボール弁であるもの (3) 操作がレバー式であるもの (4) 補修弁の上側にGF形フランジを用いたもの (5) 外面に塗装する塗料がJWWA G 112の水道用エポキシ樹脂粉体塗料であるもの 管理者が別に定めるもの
円形鉄蓋	管理者が別に定めるもの
レジンコンクリート製ボックス	JWWA K 148のうち、種類が円形用1号（250）、同3号（500）又は同4号（600）であるもの 管理者が別に定めるもの

第 1 号様式中

「
 ふりがな
 氏名・名称及び代表者名

白署できない場合は記名押印をしてください
 電 話 番 号
 」

を

「
 ふりがな
 氏名・名称及び代表者名

 電 話 番 号
 」

に改める。

第 2 号様式中

「

変更後	住 所
	ふりがな 氏名・名称及び代表者名
 <small>白署できない場合は記名押印をしてください</small>
	電 話 番 号

を

変更後	住 所
	ふりがな 氏名・名称及び代表者名
 <small>白署できない場合は記名押印をしてください</small>
	電 話 番 号

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 令和6年3月31日までに工事承認申請書が提出された工事は、この規程による改正前の川崎市水道条例施行規程別表に規定された給水管、給水用具等を引き続き使用することができる。
- この規程による改正前の川崎市水道条例施行規程の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第5号

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月20日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改

正する規程

川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

区分	種類	規格
管・継手類	ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 管厚の種類が1種管であるもの (2) 接合形式がNS形であるもの (3) 呼び径が75、100、150、200、250、300、350、400又は450であるもの

		J W W A G 113のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 管厚の種類が S 種管であるもの (2) 接合形式が N S 形であるもの (3) 呼び径が 500、600、700、800、900又は1000であるもの			歯車付仕切弁	J W W A B 131のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 呼び径が1000以下であるもの (2) 開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの (3) 内面に塗装する塗料が J W W A G 112の水道用エポキシ樹脂粉体塗料であるもの	
		J W W A G 120のうち、管厚の種類が 1 種管であるもの 管理者が別に定めるもの			補修弁	J W W A B 126のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 種類が 2 種であるもの (2) 形式がボール弁であるもの (3) 操作がレバー式であるもの (4) 補修弁の上側に G F 形フランジを用いたもの (5) 外面に塗装する塗料が J W W A G 112の水道用エポキシ樹脂粉体塗料であるもの 管理者が別に定めるもの	
	ダクタイル鋳鉄異形管	J W W A G 114のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 接合形式が N S 形であるもの (2) 内面塗装が J W W A G 112のエポキシ樹脂粉体塗装であるもの			急速空気弁	J W W A B 137のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 種類が 2 種であるもの (2) 呼び径が 75、100又は150であるもの (3) 接続部の形状がフランジ形であるもの (4) 内面及び外面に塗装する塗料が J W W A G 112の水道用エポキシ樹脂粉体塗料であるもの	
		J W W A G 121の規格品であるもの 管理者が別に定めるもの			その他の用具	円形鉄蓋	管理者が別に定めるもの
	ダクタイル鋳鉄管及び異形管用接合部品	J W W A G 113、114 (附属書 B 及び附属書 C) のうち、接合形式が N S 形又はフランジ形であるもの J W W A G 120、121 (附属書 B 及び附属書 C) の規格品であるもの 管理者が別に定めるもの			レジンコンクリート製ボックス	J W W A K 148のうち、種類が円形用 1 号 (250)、同 3 号 (500) 又は同 4 号 (600) であるもの 管理者が別に定めるもの	
	割 T 字管	管理者が別に定めるもの			ポリエチレンスリーブ	J W W A K 158の規格品であるもの	
	溶接短管	管理者が別に定めるもの			ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド及び締め具	J W W A K 158 (附属書 A 及び附属書 B) の規格品であるもの	
弁類	ソフトシール仕切弁	J W W A B 120のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 接合形式が N S 形又は G X 形であるもの (2) 種類が 3 種であるもの (3) 開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの J W W A B 120のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 接合形式がフランジ形であるもの (2) 種類が 2 種であるもの (3) 呼び径が 75 以上であるもの (4) 構造及び形状が立形内ねじ式であるもの (5) 開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの 管理者が別に定めるもの			管明示テープ	管理者が別に定めるもの	
	ダクタイル鋳鉄 (メタルシート) 仕切弁	J W W A B 122のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 種類が 2 種であるもの (2) 呼び径が 75 以上であるもの (3) 構造及び形状が立形内ねじ式であるもの (4) 開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの			管明示シート	管理者が別に定めるもの	
別表第 2 (第 17 条関係)							
					区分	種類	規格
					弁類	ソフトシール仕切弁	J W W A B 120のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 接合形式がフランジ形であるもの (2) 種類が 2 種又は 3 種であるもの (3) 呼び径が 75 以上であるもの (4) 開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの

ダクタイル鑄鉄 (メタルシート) 仕切弁	J W W A B 122のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 種類が 2 種又は 3 種であるもの (2) 呼び径が 75 以上であるもの (3) 開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの
歯車付仕切弁	J W W A B 131のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 呼び径が 1000 以下であるもの (2) 開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの (3) 内面に塗装する塗料が J W W A G 112の水道用エポキシ樹脂粉体塗料であるもの

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市上下水道局規程第 6 号

川崎市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 20 日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市下水道条例施行規程 (平成 22 年川崎市水道局規程第 59 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「届出は、」の次に「全ての排水の種類について」を加え、同条第 2 項中「場合は、」の次に「水道水又は工業用水の排除に係る」を加える。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市上下水道局規程第 7 号

川崎市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 20 日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局公文書管理規程の一部を

改正する規程

川崎市上下水道局公文書管理規程 (昭和 36 年川崎市水道局規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 41 条第 2 項第 4 号中「川崎市個人情報保護条例 (昭和 60 年川崎市条例第 26 号) 第 16 条第 1 項若しくは第 4 項」を「個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 76 条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に川崎市個人情報の保護に関

する法律施行条例 (令和 4 年川崎市条例第 76 号) 附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例 (昭和 60 年川崎市条例第 26 号) 第 16 条第 1 項又は第 4 項の規定による開示の請求があった公文書に係るこの規程による改正前の規程第 41 条第 2 項の規定による保存期間の延長については、なお従前の例による。

川崎市上下水道局規程第 8 号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 24 日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改

正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程 (昭和 56 年川崎市水道局規程第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条経営戦略・危機管理室の事務分掌第 6 号中「資産の有効活用」を「局の資産マネジメント」に改め、同条経営戦略・危機管理室の事務分掌中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(1) 上下水道工事の事故防止対策に係る連絡調整に関すること。

第 2 条労務課の事務分掌中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

第 2 条サービス推進部の事務分掌各号を削る。

第 2 条営業課の事務分掌第 3 号及び第 4 号中「料金関係業務」を「水道料金、下水道使用料関係業務」に改め、同条営業課の事務分掌第 5 号中「水道料金」の次に「、下水道使用料」を加え、同条営業課の事務分掌第 6 号中「料金等」を「水道料金、下水道使用料等」に改める。

第 2 条水道管路課の事務分掌中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条水道管路課の事務分掌第 4 号中「、電気及び機械の設備」を削り、同号を同条水道管路課の事務分掌第 3 号とし、同条水道管路課の事務分掌中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 2 条施設整備課の事務分掌中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条水道施設管理課の事務分掌中第 7 号を第 10 号とし、第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 8 号とし、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5) 施設及び設備の維持管理に係る委託の設計単価及び歩掛りの調査に関すること。

(6) 電気及び機械の工事に係る設計単価並びに歩掛りの調査に関すること。

(7) 電気及び機械の設備に係る完成図書の整理保管に

関すること。

第2条水道施設管理課施設第1系の事務分掌中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) センター及び長沢浄水場が所管する水密性を有するコンクリート構造物等の点検に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。

第2条等々力水処理センター及び麻生水処理センター管理系の事務分掌第1号中「維持管理」の次に「に関すること」を加え、「及び修繕に関すること」を削る。

第2条等々力水処理センター及び麻生水処理センター操作系の事務分掌第1号及び第2号中「及び維持管理」を「並びに維持管理及び修繕」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第14号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和5年3月20日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和5年4月01日から

令和10年1月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1211

商号又は名称 株式会社 I E M

営業所所在地 川崎市川崎区宮本町6番地1
高木ビル7F

代表者氏名 角野 修一

川崎市上下水道局告示第15号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和5年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定番号 第1891号

氏名又は名称 株式会社 L i m水道設備

住 所 東京都大田区西六郷一丁目41番10号

代表者氏名 深野 義人

指定年月日 令和5年4月1日

有効期限 令和10年3月31日

2 指定番号 第1892号

氏名又は名称 株式会社東建

住 所 東京都大田区矢口一丁目2番11号

代表者氏名 福田 賢治

指定年月日 令和5年4月1日

有効期限 令和10年3月31日

3 指定番号 第1893号

氏名又は名称 合同会社ダイショウ

住 所 川崎市宮前区犬蔵1-1-43

代表者氏名 大勝 正俊

指定年月日 令和5年4月1日

有効期限 令和10年3月31日

4 指定番号 第1894号

氏名又は名称 株式会社タイコー

住 所 千葉県船橋市本町七丁目27番15号
新船橋ビル

代表者氏名 米村 直樹

指定年月日 令和5年4月1日

有効期限 令和10年3月31日

5 指定番号 第1895号

氏名又は名称 大栄建設株式会社

住 所 川崎市幸区戸手四丁目5番18号

代表者氏名 福島 圭一

指定年月日 令和5年4月1日

有効期限 令和10年3月31日

川崎市上下水道局告示第16号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者

の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和5年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1526号
氏名又は名称 株式会社ノーリツ
住 所 神戸市中央区江戸町93番地
代表者氏名 (新) 腹巻 知
(旧) 國井 総一郎
変 更 年 月 日 令和4年3月31日
- 2 指 定 番 号 第1595号
氏名又は名称 東京ガスエスネット株式会社
住 所 山梨県甲府市若松町5番1号
代表者氏名 (新) 鈴木 聖太
(旧) 鈴木 政孝
変 更 年 月 日 令和4年7月5日

川崎市上下水道局告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成8年川崎市条例第7号）第13条第3項の規定により告示します。

令和5年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市入江崎余熱利用プール 川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号
指定管理者	(所在地) 東京都渋谷区 道玄坂1丁目10番8号 (名称) 東急スポーツオアシス・東急コミュニティ共同事業体 (代表者) 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸 (構成員) 株式会社東急コミュニティ 代表取締役 木村 昌平
指定期間	令和5年3月31日

川崎市上下水道局告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成8年川崎市条例第7号）第13条第3項の規定により告示します。

令和5年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市入江崎余熱利用プール 川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号
指定管理者	(所在地) 東京都渋谷区 道玄坂1丁目10番8号 (名称) 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸
指定期間	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

川崎市上下水道局告示第19号

情報通信の技術を利用する方法により行う
行政手続等

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年川崎市水道局規程第38号）第3条の規定及びこの規定の準用により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

根拠となる条例等の条項		対象手続等
名称	条項	
川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市水道局規程第8号）	第3条第1項	公文書開示請求
川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）	第149条の2	固定資産使用許可申請
川崎市水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第1号）	第3条第1項	給水装置工事の申し込み
	第11条第1項	設計水圧等の調査依頼
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）	第3条	指定給水装置工事事業者指定申請
	第5条	指定給水装置工事事業者指定更新申請
	第6条	指定給水装置工事事業者指定事項変更届
川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第50号）	第4条第1項	工業用水給水中込書
	第9条第2項	給水装置工事施行届出書
川崎市工業用水道受託給水工事施行規程（平成22年川崎市水道局規程第52号）	第4条第1項	受託給水工事申込書
川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）	第5条第1項	排水設備計画確認申請
	第5条第2項	除害施設新設・増設・改築計画確認申請

川崎市下水道条例施行規程(平成22年川崎市水道局規程第59号)	第6条第1項	排水設備計画確認申請	住 所	横浜市磯子区岡村四丁目22番32号	
	第6条第2項	除害施設新設・増設・改築計画確認申請	代表者氏名	岡田 敏雄	
	第7条第2項	除害施設工事完成届	指定更新日	令和5年3月31日	
	第7条第2項	排水設備工事完成届	有効期限	令和10年9月29日	
	第12条第1項	公共下水道一時使用(変更)承認申請	2 指定番号	第989号	
	第21条第1項	公共下水道物件設置(変更)許可申請	氏名又は名称	株式会社コトブキ	
	第23条	公共下水道の付近地掘削届出	住 所	横浜市保土ヶ谷区川島町1569番地5	
	第30条第1項	公共下水道施設工事等承認申請	代表者氏名	佐藤 幸充	
	第31条	公共下水道の施設工事等着手届	指定更新日	令和5年3月31日	
	第32条	公共下水道の施設工事等工期延長届	有効期限	令和10年9月29日	
	第32条	公共下水道の施設工事等変更届	3 指定番号	第990号	
	第33条第1項	公共下水道施設工事等完成届	氏名又は名称	有限会社木村上下水道	
川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程(平成22年川崎市水道局規程第60号)	第2条第1項	水洗便所設備費助成に関する申請	住 所	東京都世田谷区喜多見七丁目7番3号	
	第7条第1項	下水道暗渠使用許可申請	代表者氏名	木村 弘美	
川崎市下水道暗渠等の使用に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第63号)	第7条第1項	下水道光ファイバー使用許可申請	指定更新日	令和5年3月31日	
	第7条第1項	下水道光ファイバー使用許可申請	有効期限	令和10年9月29日	
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)	第4条	川崎市排水設備指定工事店指定申請	4 指定番号	第991号	
	第9条	川崎市排水設備指定工事店更新申請	氏名又は名称	株式会社フルカワ	
	第15条	川崎市排水設備工事責任技術者新規登録申請	住 所	横浜市中区元浜町四丁目35番地	
	第17条4項	川崎市排水設備工事責任技術者異動届	代表者氏名	多根 与四秀	
	第20条第2項	川崎市排水設備工事責任技術者更新登録申請	指定更新日	令和5年3月31日	
川崎市上下水道局告示第20号			有効期限	令和10年9月29日	
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定更新について			5 指定番号	第994号	
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により告示します。			氏名又は名称	丸ノ内工業株式会社	
令和5年3月31日			住 所	東京都練馬区大泉町二丁目26番1号	
川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎			代表者氏名	朝永 利幸	
1 指定番号	第986号	氏名又は名称	有限会社イワマ設備	指定更新日	令和5年3月31日
			有効期限	令和10年9月29日	
			6 指定番号	第995号	
			氏名又は名称	有限会社イワマ設備	
			住 所	相模原市緑区根小屋2573番地9	
			代表者氏名	岩間 裕文	
			指定更新日	令和5年3月31日	
			有効期限	令和10年9月29日	
			7 指定番号	第996号	
			氏名又は名称	有限会社杉崎水道	
			住 所	相模原市緑区城山三丁目1番24号	
			代表者氏名	杉崎 貴之	
			指定更新日	令和5年3月31日	
			有効期限	令和10年9月29日	
			8 指定番号	第998号	
			氏名又は名称	株式会社吾妻工業	
			住 所	横浜市泉区和泉町4861番地1	
			代表者氏名	吾妻 広士	
			指定更新日	令和5年3月31日	
			有効期限	令和10年9月29日	
			9 指定番号	第999号	

24	指 定 番 号	第1024号	住 所	横浜市神奈川区 松見町四丁目1036番地
	氏名又は名称	株式会社三栄	代表者氏名	吉田 良夫
	住 所	横浜市保土ヶ谷区新井町150番地18	指定更新日	令和5年3月31日
	代表者氏名	倉澤 英次	有効期限	令和10年9月29日
	指定更新日	令和5年3月31日	32	指 定 番 号
	有効期限	令和10年9月29日		氏名又は名称
25	指 定 番 号	第1026号	住 所	株式会社セイコーテクノ東京 相模原市南区下溝2570番地11
	氏名又は名称	株式会社高栄設備工業	代表者氏名	瀬川 昭
	住 所	横浜市瀬谷区 南瀬谷一丁目41番地の2	指定更新日	令和5年3月31日
	代表者氏名	高 正巳	有効期限	令和10年9月29日
	指定更新日	令和5年3月31日	33	指 定 番 号
	有効期限	令和10年9月29日		氏名又は名称
26	指 定 番 号	第1032号	住 所	宮本管機株式会社 横浜市都筑区南山田二丁目36番16号
	氏名又は名称	株式会社MK設備設計	代表者氏名	宮本 誠一
	住 所	横浜市戸塚区川上町87番地1 ウエルストン1ビル6階	指定更新日	令和5年3月31日
	代表者氏名	小森 秀也	有効期限	令和10年9月29日
	指定更新日	令和5年3月31日	34	指 定 番 号
	有効期限	令和10年9月29日		氏名又は名称
27	指 定 番 号	第1034号	住 所	永光建設株式会社 横浜市港北区大豆戸町477番地
	氏名又は名称	株式会社松下設備	代表者氏名	吉田 寛之
	住 所	横浜市鶴見区北寺尾七丁目13番17号	指定更新日	令和5年3月31日
	代表者氏名	松下 博幸	有効期限	令和10年9月29日
	指定更新日	令和5年3月31日	35	指 定 番 号
	有効期限	令和10年9月29日		氏名又は名称
28	指 定 番 号	第1035号	住 所	株式会社ライフライン岩崎 神奈川県横須賀市 三春町三丁目8番地
	氏名又は名称	有限会社斎藤設備工業所	代表者氏名	岩崎 重次
	住 所	横浜市鶴見区東寺尾一丁目7番15号	指定更新日	令和5年3月31日
	代表者氏名	斎藤 好一	有効期限	令和10年9月29日
	指定更新日	令和5年3月31日	36	指 定 番 号
	有効期限	令和10年9月29日		氏名又は名称
29	指 定 番 号	第1038号	住 所	有限会社春澤設備 横浜市保土ヶ谷区岩崎町29-26
	氏名又は名称	有限会社脇田設備工業	代表者氏名	春澤 次男
	住 所	東京都町田市小野路町1993番地6	指定更新日	令和5年3月31日
	代表者氏名	脇田 慶治	有効期限	令和10年9月29日
	指定更新日	令和5年3月31日	37	指 定 番 号
	有効期限	令和10年9月29日		氏名又は名称
30	指 定 番 号	第1040号	住 所	有限会社井上住設 神奈川県三浦市南下浦町 上宮田3314番地
	氏名又は名称	有限会社谷口設備	代表者氏名	井上 聡
	住 所	川崎市幸区北加瀬 一丁目37番25-101号	指定更新日	令和5年3月31日
	代表者氏名	谷口 知嗣	有効期限	令和10年9月29日
	指定更新日	令和5年3月31日	38	指 定 番 号
	有効期限	令和10年9月29日		氏名又は名称
31	指 定 番 号	第1041号	住 所	東都熱工業株式会社 川崎市川崎区富士見二丁目5番6号
	氏名又は名称	株式会社 アーバン・ライフ・コミュニティ	代表者氏名	林田 武
			指定更新日	令和5年3月31日

39	有効期限 指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	令和10年9月29日 第1056号 有限会社こじま設備 横浜市旭区今宿西町373番地8 小島 秀夫 令和5年3月31日 令和10年9月29日	代表者氏名 指定更新日 有効期限	藤田 正良 令和5年3月31日 令和10年9月29日	
40	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1058号 有限会社岩本設備 横浜市旭区川井本町87番地27号 岩本 勲 令和5年3月31日 令和10年9月29日	47	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1079号 有限会社M o t o m i 横浜市泉区下飯田町596番地 内田 元 令和5年3月31日 令和10年9月29日
41	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1063号 大阪ガスリノテック株式会社 大阪市中央区備後町三丁目3番15号 服部 淳 令和5年3月31日 令和10年9月29日	48	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1084号 東鹿園株式会社 川崎市麻生区王禅寺1241番地 木原 義房 令和5年3月31日 令和10年9月29日
42	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1064号 株式会社渡部興業 横浜市都筑区東山田町1568番地30 渡部 竜 令和5年3月31日 令和10年9月29日	49	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1087号 有限会社ベル・テック 横浜市港南区笹下三丁目39番51号 鈴木 昭 令和5年3月31日 令和10年9月29日
43	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1067号 ブームタウン 横浜市神奈川区大口仲町43番地の4 田村ハイツ103 井上 学 令和5年3月31日 令和10年9月29日	50	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1090号 株式会社平和設備工業所 横浜市神奈川区 六角橋四丁目14番地1 高桑 啓則 令和5年3月31日 令和10年9月29日
44	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1074号 有限会社光工業 東京都世田谷区若林一丁目19番6号 猪狩 博貴 令和5年3月31日 令和10年9月29日	51	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1092号 橋本工業 横浜市都筑区加賀原一丁目8番7号 大谷テラスA-2 橋本 健 令和5年3月31日 令和10年9月29日
45	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1075号 株式会社シムラ 川崎市宮前区初山一丁目24番10号 志村 知哉 令和5年3月31日 令和10年9月29日	52	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1093号 有限会社矢部設備 横浜市港南区芹が谷二丁目20番32号 矢部 昌俊 令和5年3月31日 令和10年9月29日
46	指定番号 氏名又は名称 住 所	第1078号 株式会社ミライ工業 神奈川県茅ヶ崎市 赤羽根2165番地2号	53	指定番号 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有効期限	第1094号 株式会社宝屋工業所 東京都品川区大井三丁目3番15号 西崎 達也 令和5年3月31日 令和10年9月29日
			54	指定番号	第1096号

70	住 所 横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目 5 番地 代表者氏名 岩下 幸男 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 指定番号 第 1123 号 氏名又は名称 株式会社ワークス 住 所 横浜市港南区 日野中央一丁目 4 番 11 号 代表者氏名 小幡 伸弘 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 指定番号 第 1124 号 氏名又は名称 株式会社アンセイ 住 所 東京都世田谷区駒沢一丁目 4 番 15 号 代表者氏名 青木 幹 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 指定番号 第 1125 号 氏名又は名称 有限会社柴崎工業所 住 所 神奈川県綾瀬市 深谷上二丁目 3 番 26 号 代表者氏名 柴崎 雅司 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 指定番号 第 1126 号 氏名又は名称 有限会社小原設備工業 住 所 埼玉県新座市馬場一丁目 9 番 29 号 代表者氏名 小原 正吾郎 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 指定番号 第 1129 号 氏名又は名称 有限会社フタバ設備工業 住 所 東京都品川区中延五丁目 11 番 24 号 代表者氏名 平野 吉春 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 指定番号 第 1131 号 氏名又は名称 佐藤設備 住 所 東京都稲城市平尾 2 丁目 54 番地の 6 メゾン石井 101 代表者氏名 佐藤 伸 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 指定番号 第 1132 号 氏名又は名称 建装工業株式会社 住 所 東京都港区西新橋三丁目 11 番 1 号 代表者氏名 高橋 修身 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日	有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 77 指定番号 第 1133 号 氏名又は名称 進和工業株式会社 住 所 相模原市中央区共和三丁目 4 番 5 号 代表者氏名 伊澤 直通 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 78 指定番号 第 1134 号 氏名又は名称 有限会社丸和佐藤工業 住 所 東京都武蔵村山市 大南三丁目 82 番地 2 代表者氏名 佐藤 福子 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 79 指定番号 第 1135 号 氏名又は名称 有限会社池田設備 住 所 横浜市鶴見区駒岡三丁目 35 番 6 号 代表者氏名 池田 清 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 80 指定番号 第 1137 号 氏名又は名称 有限会社水屋 住 所 神奈川県藤沢市 石川四丁目 1 番地の 14 代表者氏名 宮本 憲一 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 81 指定番号 第 1140 号 氏名又は名称 有限会社フジ管工設備 住 所 神奈川県伊勢原市日向 1155 番地 代表者氏名 細野 喜裕 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 82 指定番号 第 1144 号 氏名又は名称 株式会社小野崎電業 住 所 川崎市川崎区追分町 8 番 14 号 代表者氏名 小野崎 俊輝 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 83 指定番号 第 1145 号 氏名又は名称 有限会社アクアステージ 住 所 東京都大田区 山王三丁目 37 番 6 - 806 号 代表者氏名 加藤 友樹 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日 84 指定番号 第 1146 号 氏名又は名称 T S 設備
----	--	---

住 所	川崎市中原区宮内3丁目11番5号 ハイツ宮内Ⅲ202	有 効 期 限	令和10年9月29日
代表者氏名	嶋田 貴裕	92 指 定 番 号	第1162号
指定更新日	令和5年3月31日	氏名又は名称	大橋設備設計
有 効 期 限	令和10年9月29日	住 所	横浜市港北区 仲手原二丁目17番-38号
85 指 定 番 号	第1147号	代表者氏名	大橋 昭彦
氏名又は名称	有限会社加藤工務店	指定更新日	令和5年3月31日
住 所	神奈川県厚木市中町三丁目1番7号	有 効 期 限	令和10年9月29日
代表者氏名	加藤 明	93 指 定 番 号	第1164号
指定更新日	令和5年3月31日	氏名又は名称	株式会社内田総合
有 効 期 限	令和10年9月29日	住 所	神奈川県横須賀市 佐原三丁目22番6号
86 指 定 番 号	第1152号	代表者氏名	内田 博之
氏名又は名称	エパーリンクス株式会社	指定更新日	令和5年3月31日
住 所	大阪市西区南堀江四丁目17番18号	有 効 期 限	令和10年9月29日
代表者氏名	松本 英隆	94 指 定 番 号	第1165号
指定更新日	令和5年3月31日	氏名又は名称	株式会社オアシスソリューション
有 効 期 限	令和10年9月29日	住 所	東京都豊島区池袋二丁目23番21号
87 指 定 番 号	第1154号	代表者氏名	小川 隆玄
氏名又は名称	株式会社茅ヶ崎設備工業	指定更新日	令和5年3月31日
住 所	神奈川県茅ヶ崎市 みずき二丁目21番9号	有 効 期 限	令和10年9月29日
代表者氏名	深谷 祐介	95 指 定 番 号	第1166号
指定更新日	令和5年3月31日	氏名又は名称	株式会社ムラサキ設備
有 効 期 限	令和10年9月29日	住 所	横浜市泉区中田西四丁目31番19号
88 指 定 番 号	第1155号	代表者氏名	村崎 健一
氏名又は名称	株式会社モリセツ	指定更新日	令和5年3月31日
住 所	川崎市多摩区菅三丁目12番25号	有 効 期 限	令和10年9月29日
代表者氏名	森 博明	96 指 定 番 号	第1167号
指定更新日	令和5年3月31日	氏名又は名称	株式会社コウセイ
有 効 期 限	令和10年9月29日	住 所	横浜市戸塚区上倉田町1577番地2
89 指 定 番 号	第1157号	代表者氏名	國光 伸之
氏名又は名称	株式会社沢設備工業所	指定更新日	令和5年3月31日
住 所	横浜市緑区三保町2595-8	有 効 期 限	令和10年9月29日
代表者氏名	石黒 辰英	97 指 定 番 号	第1169号
指定更新日	令和5年3月31日	氏名又は名称	株式会社善立
有 効 期 限	令和10年9月29日	住 所	東京都八王子市左入町403番地
90 指 定 番 号	第1158号	代表者氏名	榊田 義久
氏名又は名称	株式会社皐月	指定更新日	令和5年3月31日
住 所	東京都府中市 小柳町五丁目12番地の28	有 効 期 限	令和10年9月29日
代表者氏名	橋井 広幸	98 指 定 番 号	第1170号
指定更新日	令和5年3月31日	氏名又は名称	株式会社小山設備
有 効 期 限	令和10年9月29日	住 所	横浜市鶴見区 本町通三丁目167番地2
91 指 定 番 号	第1160号	代表者氏名	小山 信太郎
氏名又は名称	株式会社エース産業	指定更新日	令和5年3月31日
住 所	横浜市港南区芹が谷五丁目37番6号	有 効 期 限	令和10年9月29日
代表者氏名	関 富栄	99 指 定 番 号	第1171号
指定更新日	令和5年3月31日	氏名又は名称	株式会社オーエヌサービス

100	住 所 横浜市都筑区 折本町484番地翠ハイツ102 代表者氏名 小澤 崇 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日 指定番号 第1173号 氏名又は名称 株式会社カンパイ 住 所 横浜市神奈川区三枚町248番地6 代表者氏名 桑原 正幸 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	107	指 定 番 号 第1195号 氏名又は名称 株式会社セイシン 住 所 東京都練馬区高野台二丁目4番7号 代表者氏名 水野 成則 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
101	指 定 番 号 第1174号 氏名又は名称 有限会社ニシハラ工業 住 所 東京都立川市幸町二丁目51番地の3 代表者氏名 西原 徳男 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	108	指 定 番 号 第1197号 氏名又は名称 有限会社村田工業所 住 所 東京都三鷹市牟礼三丁目6番3号 代表者氏名 村田 吉弘 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
102	指 定 番 号 第1178号 氏名又は名称 神中工業株式会社 住 所 横浜市南区井土ヶ谷下町18番地 代表者氏名 石田 隆 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	109	指 定 番 号 第1199号 氏名又は名称 有限会社三栄配管工業所 住 所 横浜市瀬谷区相沢六丁目47番地の1 代表者氏名 志田 守 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
103	指 定 番 号 第1182号 氏名又は名称 株式会社早瀬工業 住 所 横浜市中区曙町一丁目3番地 藤和伊勢佐木ハイタウン228号室 代表者氏名 竹村 和昭 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	110	指 定 番 号 第1209号 氏名又は名称 株式会社アルテクト 住 所 横浜市保土ヶ谷区 西谷三丁目26番36号 代表者氏名 原 寛和 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
104	指 定 番 号 第1183号 氏名又は名称 菊永建設株式会社 住 所 相模原市南区下溝3065番地1 代表者氏名 菊永 秀樹 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	111	指 定 番 号 第1210号 氏名又は名称 ジャパンベストレスキューシステム 株式会社 住 所 名古屋市中区錦一丁目10番20号 代表者氏名 榊原 暢宏 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
105	指 定 番 号 第1191号 氏名又は名称 有限会社創光工業 住 所 横浜市旭区今宿一丁目14番13号 代表者氏名 大山 武志 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	112	指 定 番 号 第1213号 氏名又は名称 株式会社エコタ 住 所 川崎市多摩区生田三丁目4番1号 代表者氏名 太田 かよ 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
106	指 定 番 号 第1194号 氏名又は名称 株式会社カーザテクニコ 住 所 横浜市泉区中田西三丁目8番2号 代表者氏名 時津 耕基 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	113	指 定 番 号 第1214号 氏名又は名称 有限会社荒川水道工業所 住 所 東京都稲城市矢野口755番地 代表者氏名 荒川 博雅 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
		114	指 定 番 号 第1218号 氏名又は名称 株式会社大徳工務店 住 所 横浜市青葉区市ケ尾町1059番地29 代表者氏名 大徳 稔

	指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日			釜利谷東四丁目 57 番 14 号
	有効期限	令和 10 年 9 月 29 日		代表者氏名	青木 孝信
115	指定番号	第 1223 号		指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日
	氏名又は名称	株式会社双葉巴		有効期限	令和 10 年 9 月 29 日
	住 所	東京都国立市 富士見台三丁目 24 番地の 4	123	指定番号	第 1232 号
	代表者氏名	若生 英樹		氏名又は名称	株式会社シテイスケープ
	指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日		住 所	横浜市港北区新横浜二丁目 14 番地 30
	有効期限	令和 10 年 9 月 29 日		代表者氏名	川野 優
116	指定番号	第 1224 号		指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日
	氏名又は名称	有限会社サンコー設備		有効期限	令和 10 年 9 月 29 日
	住 所	横浜市瀬谷区南台一丁目 8 番地の 1	124	指定番号	第 1233 号
	代表者氏名	小林 雄一		氏名又は名称	仲村設備
	指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日		住 所	横浜市鶴見区平安町 1 丁目 87 番地 5
	有効期限	令和 10 年 9 月 29 日		代表者氏名	仲村 志郎
117	指定番号	第 1225 号		指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日
	氏名又は名称	サガラ建設株式会社		有効期限	令和 10 年 9 月 29 日
	住 所	横浜市西区戸部町四丁目 128 番地 1	125	指定番号	第 1234 号
	代表者氏名	鈴木 千津子		氏名又は名称	株式会社スターテック
	指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日		住 所	東京都大田区 蒲田三丁目 23 番 8 号蒲田ビル 9 階
	有効期限	令和 10 年 9 月 29 日		代表者氏名	星野 隆之
118	指定番号	第 1227 号		指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日
	氏名又は名称	矢島建設工業株式会社		有効期限	令和 10 年 9 月 29 日
	住 所	川崎市多摩区東生田四丁目 8 番 30 号	126	指定番号	第 1236 号
	代表者氏名	矢島 秀一		氏名又は名称	大川工業
	指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日		住 所	東京都町田市原町田 2 丁目 32 番 18 号
	有効期限	令和 10 年 9 月 29 日		代表者氏名	大川 隆司
119	指定番号	第 1228 号		指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日
	氏名又は名称	株式会社水道救急車		有効期限	令和 10 年 9 月 29 日
	住 所	東京都杉並区浜田山四丁目 10 番 5 号	127	指定番号	第 1238 号
	代表者氏名	飯島 暁		氏名又は名称	株式会社アクロテック
	指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日		住 所	横浜市旭区上川井町 544 番地 1
	有効期限	令和 10 年 9 月 29 日		代表者氏名	赤荻 潤
120	指定番号	第 1229 号		指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日
	氏名又は名称	株式会社アクアエンジニアリング		有効期限	令和 10 年 9 月 29 日
	住 所	横浜市鶴見区梶山二丁目 37 番 25 号	128	指定番号	第 1239 号
	代表者氏名	國分 智		氏名又は名称	株式会社梅原工業
	指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日		住 所	横浜市栄区桂台西一丁目 25 番 25 号
	有効期限	令和 10 年 9 月 29 日		代表者氏名	梅原 賢二
121	指定番号	第 1230 号		指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日
	氏名又は名称	有限会社ジャストイシバシ		有効期限	令和 10 年 9 月 29 日
	住 所	川崎市川崎区貝塚一丁目 1 番 15 号	129	指定番号	第 1241 号
	代表者氏名	石橋 志朗		氏名又は名称	株式会社協同設備工業
	指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日		住 所	東京都立川市錦町三丁目 6 番 16 号
	有効期限	令和 10 年 9 月 29 日		代表者氏名	蛭子 裕樹
122	指定番号	第 1231 号		指定更新日	令和 5 年 3 月 31 日
	氏名又は名称	アオキ工業株式会社		有効期限	令和 10 年 9 月 29 日
	住 所	横浜市金沢区	130	指定番号	第 1242 号

131	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	リフォーム東京株式会社 川崎市中原区 木月住吉町 6 番 12 号 1 階 江崎 博孝 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1244 号	138	住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号 氏名又は名称 住 所	東京都北区浮間五丁目 15 番 22 号 中島 新吾 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1255 号 株式会社アクアライン 広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ウエノヤビル 6 F
132	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	興津エンジニアリング 川崎市麻生区 王禅寺東 6 丁目 12 番 20 号 興津 穰 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1246 号	139	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	株式会社アキライン 大垣内 剛 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1256 号
133	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	株式会社モリヤ工商 神奈川県大和市福田 1801 番地 16 森 秀夫 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1247 号	140	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	株式会社ヒロズ 神奈川県愛甲郡愛川町中津 2148 高麗 浩一郎 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1257 号
134	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	日本住宅ツーバイ株式会社 神奈川県大和市 深見西三丁目 2 番 30 号 丸山 宗宜 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1248 号	141	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	和設備工業 川崎市多摩区登戸 303 番地 ヴィザージュ登戸 303 高橋 和也 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1259 号
135	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	株式会社ライフ・コア横浜 横浜市港南区下永谷二丁目 26 番 10 号 木村 正司 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1249 号	142	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	株式会社ライフサポート 東京都三鷹市牟礼五丁目 8 番 18 号 信濃ビル 藤門 篤史 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1260 号
136	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	環境サービス 東京都世田谷区 上用賀 6 丁目 31 番 9 号 第 1 末広荘 齊藤 宏行 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1250 号	143	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	株式会社 Neox 東京都町田市金森東四丁目 21 番 8 号 高山 新 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1261 号
137	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日 有 効 期 限 指 定 番 号	有限会社田中装建 神奈川県海老名市 今里三丁目 23 番 23 号 田中 弘伸 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1251 号	144	氏名又は名称 住 所 代表者氏名 指定更新日	池田配管建設工業株式会社 東京都狛江市東和泉一丁目 9 番 14 号 池田 義春 令和 5 年 3 月 31 日 令和 10 年 9 月 29 日 第 1263 号 有限会社山口商会 神奈川県愛甲郡愛川町中津 1918 番地 木藤 和範 令和 5 年 3 月 31 日

145	有 効 期 限 指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	令和10年9月29日 第1264号 株式会社幸栄工業 川崎市中原区木月三丁目7番1号 濱田 淳子 令和5年3月31日 令和10年9月29日	代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	和田 雅嗣 令和5年3月31日 令和10年9月29日	
146	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1270号 株式会社ケイアド 埼玉県八潮市八潮六丁目17番4 小杉 豊 令和5年3月31日 令和10年9月29日	153	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1279号 豊建設株式会社 神奈川県伊勢原市東富岡959番地10 渡邊 淳矢 令和5年3月31日 令和10年9月29日
147	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1271号 株式会社栄建 川崎市宮前区 犬蔵一丁目6番16-203号 安田 隆浩 令和5年3月31日 令和10年9月29日	154	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1280号 アクアトランス株式会社 東京都板橋区赤塚四丁目9番34号 信澤 成実 令和5年3月31日 令和10年9月29日
148	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1273号 ケイ・アイ工業 横浜市青葉区柿の木台13番地12 石黒 清信 令和5年3月31日 令和10年9月29日	155	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1281号 有限会社中央エアコン 川崎市宮前区西野川一丁目20番24号 平山 正知 令和5年3月31日 令和10年9月29日
149	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1274号 池谷ホーム株式会社 横浜市鶴見区岸谷四丁目3番17号 川畑 博史 令和5年3月31日 令和10年9月29日	156	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1282号 義原設備 神奈川県三浦郡葉山町一色2512番地の5 LM葉山マリンビュー 212号 義原 勝二 令和5年3月31日 令和10年9月29日
150	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1276号 株式会社タカラ 東京都大田区山王二丁目1番8号 西崎 達也 令和5年3月31日 令和10年9月29日	157	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1284号 株式会社リウォータ 横浜市神奈川区菅田町985番地37 浅野 貴光 令和5年3月31日 令和10年9月29日
151	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1277号 イノテック 川崎市麻生区 王禅寺東1丁目25番20号 井上 政幸 令和5年3月31日 令和10年9月29日	158	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1285号 株式会社野崎設備 山梨県甲府市武田三丁目2番23号 野崎 正明 令和5年3月31日 令和10年9月29日
152	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1278号 有限会社和田建設 相模原市中央区上溝2265番地の16	159	指 定 番 号 氏名又は名称 住 所 代 表 者 氏 名 指 定 更 新 日 有 効 期 限	第1286号 株式会社 T. I. ジャパン 横浜市港北区新羽町2432番地5 廣田 虎治 令和5年3月31日 令和10年9月29日
			160	指 定 番 号 氏名又は名称	第1287号 株式会社スイドウサービス

161	住 所 大阪市城東区野江4-1-8-402 代表者氏名 森井 雅人 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日 指定番号 第1290号 氏名又は名称 株式会社荏原製作所 住 所 東京都大田区羽田旭町11番1号 代表者氏名 浅見 正男 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	168	指定番号 第1305号 氏名又は名称 山羽メンテナンス有限会社 住 所 神奈川県藤沢市下土棚1594番地の1 代表者氏名 杓名 知之 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
162	指定番号 第1291号 氏名又は名称 横浜プラント株式会社 住 所 神奈川県座間市明王15番地10 代表者氏名 相浦 敏成 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	169	指定番号 第1308号 氏名又は名称 株式会社嵐設備 住 所 横浜市泉区緑園二丁目39番地36 代表者氏名 嵐 信明 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
163	指定番号 第1294号 氏名又は名称 株式会社池部設備 住 所 相模原市緑区橋本台2-9-5 代表者氏名 池部 晋一郎 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	170	指定番号 第1310号 氏名又は名称 株式会社落合 住 所 川崎市多摩区生田八丁目5番5号 代表者氏名 落合 宏亮 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
164	指定番号 第1296号 氏名又は名称 中央日化サービス株式会社 住 所 千葉県千葉市花見川区 犢橋町1627番地12 代表者氏名 森永 隆二 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	171	指定番号 第1312号 氏名又は名称 株式会社パイプ山陽 住 所 川崎市宮前区西野川三丁目13番37号 代表者氏名 高野 貴生 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
165	指定番号 第1297号 氏名又は名称 ノアル総合設備株式会社 住 所 相模原市緑区下九沢1558番地85 代表者氏名 高橋 直幸 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	172	指定番号 第1313号 氏名又は名称 東栄住宅設備株式会社 住 所 神奈川県海老名市 東柏ヶ谷二丁目12番47号 代表者氏名 島村 琢人 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
166	指定番号 第1298号 氏名又は名称 株式会社日本スペース 住 所 東京都調布市 東つつじヶ丘一丁目8番地6 代表者氏名 岩谷 匡晴 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	173	指定番号 第1317号 氏名又は名称 有限会社藤田管工 住 所 神奈川県厚木市温水1869番地1 代表者氏名 藤田 一廣 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
167	指定番号 第1300号 氏名又は名称 株式会社三和水道管理 住 所 横浜市旭区二俣川二丁目50番地14 代表者氏名 内田 竜文 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日	174	指定番号 第1319号 氏名又は名称 ホームライフパートナーズ株式会社 住 所 東京都中央区 日本橋茅場町二丁目5番6号 日本橋大江戸ビル4階 代表者氏名 上松 俊之 指定更新日 令和5年3月31日 有効期限 令和10年9月29日
		175	指定番号 第1323号 氏名又は名称 有限会社山丸設備工業 住 所 東京都世田谷区宮坂三丁目44番6号

代表者氏名 山本 博史
 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日
 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日
 177 指 定 番 号 第 1324 号
 氏名又は名称 株式会社 P o l y v a l e n t
 住 所 川崎市川崎区田町二丁目 10 番 12 号
 代表者氏名 金子 賢次
 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日
 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日
 177 指 定 番 号 第 1327 号
 氏名又は名称 征矢設備
 住 所 川崎市麻生区

東百合丘 1 丁目 36 番 1 - 2 号
 代表者氏名 征矢 伸一
 指定更新日 令和 5 年 3 月 31 日
 有効期限 令和 10 年 9 月 29 日

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第 19 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 28 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原地区下水枝線第 2 号工事
	履行場所	川崎市川崎区大師河原 2 丁目地内
	履行期間	契約の日から 150 日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和 5 年 4 月 19 日 午後 1 時 30 分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル 13 階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	細山送水ポンプ所 細山送水ポンプ等修理その 2 工事
	履行場所	川崎市多摩区生田 1 - 1 - 1 (細山送水ポンプ所内)
	履行期間	契約の日から令和 6 年 3 月 15 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和 5 年 4 月 19 日 午後 2 時 30 分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル 13 階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 3)

競争入札に 付する事項	件 名	生田浄水場工作室等 新築その他工事
	履行場所	川崎市多摩区生田 1 - 1 - 1 (生田浄水場内)
	履行期間	契約の日から令和 6 年 3 月 22 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 5 年 5 月 8 日 午後 2 時 30 分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 4)

競争入札に付する事項	件名	溝口 3 丁目 300mm～100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：高津区溝口 3-11-1 先 至：高津区溝口 3-14-1 先
	履行期間	契約の日から130日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年5月8日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	菅北浦地区下水枝線第63号工事
	履行場所	川崎市多摩区菅北浦2丁目地内
	履行期間	契約の日から290日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和5年5月8日 午後1時30分</p> <p>(財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市上下水道局公告第20号

川崎市都市計画下水道事業の認可について、神奈川県知事から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、関係図書の写しの送付を受けたので、同法同条第2項の規定により、その図書を縦覧に供します。

令和5年3月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 都市計画事業の種類および名称
川崎市都市計画下水道事業第1号公共下水道
- 2 縦覧の場所
川崎市川崎区宮本町1番地（第2庁舎）
川崎市上下水道局下水道部下水道計画課

川崎市上下水道局公告第21号

川崎市都市計画下水道事業の事業計画の変更について、神奈川県知事から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年3月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 都市計画事業の種類および名称

- 川崎市都市計画下水道事業第1号公共下水道
- 2 施行者の名称
川崎市
 - 3 事務所の所在
川崎市川崎区宮本町1番地（第2庁舎）
川崎市上下水道局下水道部下水道計画課
 - 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
川崎市川崎区 小島町、田辺新田、江川1丁目、江川2丁目、田町3丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、四谷下町、池上新町3丁目、大師河原1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、伊勢町、桜本1丁目、桜本2丁目、池上町、浜町2丁目、浜町4丁目、浅野町、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、南渡田町、小田栄2丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田7丁目、鈴木町、港

同 幸 区 町、旭町 1 丁目、旭町 2 丁目、京町 2 丁目、京町 3 丁目、本町 2 丁目、白石町、夜光 1 丁目及び夜光 3 丁目地内
堀川町、幸町 2 丁目、幸町 3 丁目、戸手 2 丁目、戸手 3 丁目、戸手 4 丁目、小向町、小向仲野町、東古市場、古市場 1 丁目、小向東芝町、小向西町 1 丁目、鹿島田 3 丁目、新川崎、小倉 5 丁目、古市場字重枚通及び字下耕地、北加瀬 1 丁目、北加瀬 2 丁目、南加瀬 4 丁目、南加瀬 5 丁目並びに矢上地内

同 中原区 上平間字天神台、字玉川渕及び字北村、田尻町、北谷町、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉陣屋町 2 丁目、小杉御殿町 1 丁目、西加瀬、市ノ坪字新田、大倉町、木月 3 丁目、木月 4 丁目、井田中ノ町、井田 1 丁目、等々力、宮内 1 丁目、宮内 2 丁目、宮内 3 丁目、宮内 4 丁目、上小田中 6 丁目、上小田中 7 丁目、下新城 1 丁目、下新城 3 丁目並びに下小田中 1 丁目地内

同 高津区 北見方 1 丁目、北見方 2 丁目、北見方 3 丁目、二子 3 丁目、二子 4 丁目、二子 6 丁目、溝口 3 丁目、溝口 4 丁目、溝口 5 丁目、溝口 6 丁目、久地字堰前耕地、久地 1 丁目、久地 2 丁目、久地 3 丁目、上作延字原間谷、下作延 4 丁目、下作延 5 丁目、下作延 7 丁目、千年字蟻山、字岩川、字岩之前、字上原宿、字下原宿及び字前田耕地、子母口富士見台、明津字西川久保、久末字堰下並びに東野川 1 丁目地内

同 多摩区 堰 2 丁目、宿河原 2 丁目、宿河原 3 丁目、宿河原 6 丁目、登戸字庚耕地、字戊耕地及び字壬耕地、長尾 1 丁目、長尾 4 丁目、長尾 5 丁目、東生田 1 丁目並びに枳形 3 丁目地内

同 麻生区 高石 3 丁目、上麻生 6 丁目、下麻生 3 丁目、片平 2 丁目及び片平 3 丁目地内

横浜市鶴見区 朝日町 1 丁目、朝日町 2 丁目、浜町 1 丁目、浜町 2 丁目、弁天町及び寛政町地内

(2) 使用の部分
な し

上下水道局公告 (調達)

川崎市上下水道局公告 (調達) 第13号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 4 月 10 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 調達の名称及び数量

- (1) デジタル水道メーター (新品)
20mm 39,600個
- (2) デジタル水道メーター (修理品)
20mm 43,200個
- (3) デジタル水道メーター (修理品)
13mm 24,300個

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町 1 番地 明治安田生命ビル13階

3 落札者を決定した日

令和 5 年 3 月 9 日

4 落札者の氏名及び住所

柏原計器工業 株式会社 神奈川営業所

所長 鹿島 康弘

横浜市青葉区あざみ野 2 丁目 2 番地 4

5 落札金額 (消費税及び地方消費税を除く。)

- (1) 119,988,000円
- (2) 41,904,000円
- (3) 21,384,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 5 年 1 月 25 日

川崎市上下水道局公告 (調達) 第14号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 4 月 10 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 1 調達の商品及び数量
 - (1) 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1 t
(単価契約) 約1,390 t
 - (2) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1 t
(単価契約) 約488 t
 - (3) 水道用粉末活性炭(ドライ炭) 1 k g
(単価契約) 約157,000 k g
 - (4) ポリ塩化アルミニウム 1 t
(単価契約)(下水) 約3,609 t
 - (5) 苛性ソーダ 1 t
(単価契約)(下水) 約769 t
 - (6) 高分子凝集剤 1 t
(単価契約)(下水) 約97 t
 - (7) 次亜塩素酸ナトリウム 1 t
(単価契約)(下水) 約2,330 t
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 株式会社 泰山堂
川崎市川崎区駅前本町15番地1
代表取締役 金成 敏史
 - (2) 株式会社 泰山堂
川崎市川崎区駅前本町15番地1
代表取締役 金成 敏史
 - (3) 大豊商事 株式会社 横浜営業所
横浜市中区翁町2丁目7番地10
関内フレックスビル 907
営業所所長 千葉 茂樹
 - (4) 大和化成 株式会社 横浜営業所
横浜市中区神奈川区台町2丁目5番地
ネオマイム横浜台町1102号
所長 宮永 勝美
 - (5) コスモケミカル 株式会社 神奈川営業所
神奈川県平塚市西真土3-9-28
営業所所長 吉田 隆之
 - (6) 株式会社 泰山堂
川崎市川崎区駅前本町15番地1
代表取締役 金成 敏史
 - (7) 葵薬品産業 株式会社
川崎市川崎区本町1丁目5番地15
タウンビル1階
代表取締役 間瀬 良夫
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
 - (1) 38,000円
 - (2) 64,500円

- (3) 292円
- (4) 27,900円
- (5) 53,600円
- (6) 890,000円
- (7) 52,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年1月25日

交通局規程

川崎市交通局規程第3号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月17日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計規程(平成25年交通局規程第13号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 収入、支出及び公金取扱金融機関

第1節 収入(第23条～第34条)

第2節 支出(第35条～第61条)

第3節 公金取扱金融機関(第62条～第67条)」

を

「第3章 金銭会計

第1節 収入(第23条～第34条)

第2節 支出(第35条～第61条)

第3節 資金の運用(第61条の2)

第4節 公金取扱金融機関(第62条～第67条)」

に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 金銭会計

第3章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 資金の運用

(資金の運用)

第61条の2 交通事業の資金に余剰又は不足を生ずるときは、同一年度に限って一般会計又は他の特別会計との間に資金の運用をすることができる。

2 前項の場合においては、市中金利の範囲内で利子を付することができる。

3 前2項に定めるもののほか、資金の運用については、局長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局障がい者用 I C カード取扱規程を次のように定める。

令和5年3月17日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局障がい者用 I C カード取扱規程

目次

第1章 総則 (第1条～第5条)

第2章 障がい者用 I C S F カード

第1節 発売 (第6条・第7条)

第2節 運賃 (第8条)

第3節 効力 (第9条～第13条)

第4節 再発行及び交換 (第14条～第17条)

第5節 払戻し (第18条)

第3章 障がい者用 I C 定期乗車券

第1節 発売 (第19条～第21条)

第2節 運賃 (第22条)

第3節 効力 (第23条～第26条)

第4節 再発行及び交換 (第27条～第30条)

第5節 払戻し (第31条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、川崎市交通局 (以下「局」という。)が、川崎市交通局 I C カード取扱規程 (平成19年交通局規程第6号。以下「I C カード取扱規程」という。)に定めるサービス内容とその使用条件のうち、障がい者 I C カード (身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項に規定する身体障害者手帳又は「療育手帳制度について」 (昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知) により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳 (以下「手帳」という。)の交付を受けている者のうち、第1種身体障害者又は第1種知的障害者及びその介護者に限り発行する I C カードをいう。以下同じ。)における、局が定める障がい者用 I C カードによる旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 局において旅客の運送等を行う障がい者用 I C カードは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 株式会社パスモが発行する「障がい者用 P A S M O」

(2) 株式会社パスモが相互利用を行う以下の障がい者用 I C カード

ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用 S u i c a」

イ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかい S u i c a」

2 前項の I C カードによる旅客の運送等については、この規程に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める障がい者用 I C カードにおいては、それぞれ当該各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第14条第1項に規定する紛失再発行 (同条に定める再発行整理票交付手続を除く。)

(2) 第15条第1項に規定する障害再発行 (同条に定める再発行整理票交付手続を除く。)

(3) 第27条第2項に規定する紛失再発行 (同条に定める再発行整理票交付手続を除く。)

(4) 第28条第2項に規定する障害再発行 (同条に定める再発行整理票交付手続を除く。)

4 この規程及びこの規程に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合において、変更の時期及び変更内容を予め周知するものとする。

5 この規程が改定された場合、以後の障がい者用 I C カードによる旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

6 I C カードのうち、障がい者用 I C カードのサービスは、I C カード取扱規程に対する特約とし、I C カード取扱規程と異なる取扱いについては、この規程の定めるところによる。

7 障がい者用 I C カードの使用について、この規程に定めのない事項については、法令、局が定める運送約款 (以下「運送約款」という。)、障がい者用 I C カード発行事業者が定める I C カード取扱規則、障がい者用 I C カード取扱特約等 (以下「障がい者用 I C 発行事業者規則」という。)、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第3条 この規程における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「障がい者 I C カード」とは、障がい者用 I C カードのうち、障がい者本人の使用に供する障がい者用 I C カードをいう。

(2) 「介護者 I C カード」とは、障がい者用 I C カードのうち、障がい者本人に付添う介護人の使用に供する障がい者用 I C カードをいう。

(3) 「障がい者用 I C S F カード」とは、S F により旅客の運送等に供する障がい者用 I C カードをいう。

(4) 「障がい者 I C S F カード」とは、障がい者用 I

CSFカードのうち、障がい者本人の使用に供する障がい者ICカードをいう。

- (5) 「介護者ICSFカード」とは、障がい者用ICSFカードのうち、障がい者本人に付添う介護人の使用に供する障がい者ICカードをいう。
- (6) 「障がい者用IC定期乗車券」とは、ICバス事業者の定期乗車券の機能を付加した障がい者用ICカードをいう。
- (7) 「障がい者IC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能を付加した障がい者用IC定期乗車券のうち、障がい者本人の使用に供する障がい者用IC定期乗車券をいう。
- (8) 「介護者IC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能を付加した障がい者用IC定期乗車券のうち、障がい者本人に付添う介護人の使用に供する障がい者用IC定期乗車券をいう。
- (9) 「障がい者用IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下「企画乗車券」という。）の機能を付加した障がい者用ICカードをいう。
- (10) 「障がい者IC企画乗車券」とは、企画乗車券の機能を付加した障がい者用IC企画乗車券のうち、障がい者本人の使用に供する障がい者用IC企画乗車券をいう。
- (11) 「介護者IC企画乗車券」とは、企画乗車券の機能を付加した障がい者用IC企画乗車券のうち、障がい者本人に付添う介護人の使用に供する障がい者用IC企画乗車券をいう。

2 この規程に定めのない用語の定義については、ICカード取扱規程、障がい者用IC発行事業者規則、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

（使用方法及び制限事項）

第4条 障がい者用ICカードを使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合は、バスR/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合は、バスR/Wで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は、乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一の障がい者用ICカードによりバスR/Wで降車処理を行わなければならない。

2 1回の乗車につき、2枚以上のICカードを同時に使用することはできない。

3 運賃支払時に、SF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は局が別に定める方法で運賃を支払う。

4 障がい者用ICカードのSFでは、回数乗車券、定期乗車券、局が別に定める乗車券等との引換えはできない。

5 10円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き、旅客運賃等に充当することはできない。

6 障がい者用ICカードの破損、バスR/Wの故障又はバスR/Wによる障がい者用ICカードの内容の読取りが不能となったときは、障がい者用ICカードをバスR/Wで使用できないことがある。

7 障がい者ICカードは、当該障がい者ICカードに記録された記名人本人以外が使用することはできない。

8 障がい者用ICカードは、有効期限終了後は使用することができない。この場合において、有効期限の更新手続をIC鉄道事業者が行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。

9 偽造、変造又は不正に作成された障がい者用ICカード、SF及び定期乗車券並びに企画乗車券の機能を使用することはできない。

10 障がい者ICカード及びその対となる介護者ICカードは、同時かつ同一行程で使用しなければならない。ただし、局が運行する路線内を乗車する場合に限り、障がい者ICカードを単独で使用することができる。

11 介護者ICカードは、局が介護の必要があると認められた場合に限り、使用することができる。
（個人情報の取扱い）

第5条 障がい者用ICカードに係る個人情報の取扱いは、障がい者用IC発行事業者規則の定めるところによる。

第2章 障がい者用ICSFカード

第1節 発売

（発売）

第6条 障がい者用ICSFカードは、障がい者用IC発行事業者規則の定めによりIC鉄道事業者の駅等で発売する。

（SF残額の確認）

第7条 障がい者用ICSFカードのSF残額は、障がい者用ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 障がい者用ICSFカードのSF残額履歴の表示又は印字は、障がい者用IC発行事業者規則の定めるところにより、障がい者用ICカードを処理する機器で行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に規定する障がい者用ICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないSF残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

(3) 第14条又は第15条の規定により障がい者用ICS

Fカードを再発行したときの再発行前のSF残額履歴

(4) 第16条の規定により障がい者用ICSFカードを交換したときの交換前のSF残額履歴

第2節 運賃

(IC運賃の減額)

第8条 旅客が障がい者用ICSFカードを使用して乗車する場合は、運賃支払時に局が定める障害者割引運賃1名分を減額する。

2 前項の規定による運賃支払以外の場合は、乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に、内容に応じた運賃を減額することができる。

3 介護者ICSFカードから障害者割引運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人の障害者割引運賃1名分を減額する。

4 第4条第3項による場合は、現金運賃を適用し、障がい者用ICSFカードから10円未満の端数を除いて減額した金額との差額を現金又は局が別に定める方法により支払う。

第3節 効力

(効力)

第9条 障がい者用ICSFカードにより乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(障がい者用ICSFカードの再表示)

第10条 障がい者用ICSFカードは、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合において、障がい者用IC発行事業者規則の定めるところにより、速やかに当該障がい者用ICSFカードをIC鉄道事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(障がい者用ICSFカードの個人情報変更)

第11条 改氏名等により、障がい者用ICSFカードの記名人本人の個人情報と障がい者用ICSFカードに記録された個人情報に相違が生じたときは、当該障がい者用ICSFカードを使用してはならない。

2 前項の場合において、旅客は速やかにIC鉄道事業者が定める申込書及び当該障がい者用ICSFカードをIC鉄道事業者に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは、障がい者用IC発行事業者規則の定めるところによる。

(無効となる場合)

第12条 障がい者用ICSFカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合におい

て、無効となった障がい者用ICSFカードの取扱いは、障がい者用IC発行事業者規則の定めるところによる。

- (1) 乗車処理後の障がい者用ICSFカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 障がい者ICSFカードを記名人以外の者が使用した場合
- (3) 介護者ICSFカードを介護者が単独で使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となった障がい者ICSFカードを使用した場合
- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別又は電話番号を偽って購入した障がい者用ICカードを使用した場合
- (6) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合
- (7) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造若しくは不正に作成された障がい者用ICSFカード又はSFを使用した場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失により障がい者用ICSFカードが障害状態となったと認められる場合(不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の収受)

第13条 前条の規定に該当し使用した場合は、運送約款の定めるところにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を収受する。

第4節 再発行及び交換

(紛失再発行)

第14条 障がい者用ICSFカードの記名人が当該障がい者用ICSFカードを紛失した場合は、局が定める申請書を提出したときは、障がい者用IC発行事業者規則の定めるところにより、使用停止措置と再発行するために必要な帳票(以下「再発行整理票」という。)を交付する手続をした後、再発行の取扱いを行う。

2 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した障がい者用ICSFカードが発見された場合におけるデポジットの取扱いは、障がい者用IC発行事業者規則の定めによる。

3 障がい者用ICSFカードのいずれか一方を紛失した場合で、紛失した障がい者用ICSFカードの再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用ICSFカードを使用することはできない。ただし、局が運行する路線内を乗車する場合に限り、障がい者ICSFカードを単独で使用することができる。

(障害再発行)

第15条 障がい者用ICSFカードの破損等によって所

定の機器で使用できない場合で、局が定める申請書を旅客が提出したときは、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めるところにより、再発行整理票を交付する手続をした後、再発行の取扱いを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失により障がい者用 I C S F カードが障害状態になったと認められ、第12条第2項第2号により無効となった場合

3 障がい者用 I C S F カードのいずれか一方が障害状態となった場合で、障害状態となった障がい者用 I C S F カードの再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C S F カードを使用することはできない。ただし、局が運行する路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C S F カードを単独で 사용할ことができる。

(障がい者用 I C S F カードの交換)

第16条 局及び障がい者用 I C カード発行事業者の都合により、旅客が使用している障がい者用 I C S F カードを、当該 I C カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C S F カードに予告なく交換することがある。

2 前項の交換を行った後、交換前の障がい者用 I C S F カードの機能停止の取消し又は機能の復元はできない。

(免責事項)

第17条 障がい者用 I C カードの交換又は再発行により、障がい者用 I C S F カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C S F カードを発行したことによる旅客の損害等については、局はその責めを負わない。

2 紛失した障がい者用 I C S F カードの払戻し、S F の使用等で生じた旅客の損害等については、局はその責めを負わない。

3 この規程に定めるもののほか、障がい者用 I C S F カードを媒体としたサービス(局が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、局はその責めを負わない。

第5節 払戻し

(払戻し)

第18条 旅客が、障がい者用 I C S F カードが不要となった場合は、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めるところにより、I C 鉄道事業者の駅等で払戻しを行う。

第3章 障がい者用 I C 定期乗車券

第1節 発売

(発売)

第19条 旅客が障がい者用 I C 定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、次の各号に定める障がい者用 I C カードに、局が別に定める障がい者用 I C 定期乗車券を障がい者 I C カード及び介護者 I C カードに対して同時に発売する。ただし、障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用する場合に限り、障がい者 I C カードに対してのみ単独で発売する。

(1) 第2条第1項第1号に規定する障がい者用 I C カードには障がい者 I C 定期乗車券又は介護者 I C 定期乗車券を付加する。

(2) 第2条第1項第2号に規定する障がい者用 I C カードには障がい者 I C 定期乗車券又は介護者 I C 定期乗車券を付加する。

2 無記名 I C カードに記名入式の定期乗車券を付加するときは、当該無記名 I C カードを記名 I C カードに変更した後、前項の規定による取扱いを行う。

(I C 定期券内容控)

第20条 障がい者用 I C 定期乗車券を発売した場合は、当該障がい者用 I C カードの定期券情報を印字した I C 定期券内容控を同時に発行する。

2 I C 定期券内容控は、本人の覚えであり、定期乗車券の効力はない。

3 障がい者用 I C 定期乗車券の障害又は機器の故障により障がい者用 I C 定期乗車券が使用できなくなった場合は、局が認めたときに限り、当該障がい者用 I C 定期乗車券及び I C 定期券内容控を提示することにより乗車することができる。

4 障がい者用 I C 定期乗車券を使用する場合は、原則として当該障がい者用 I C 定期乗車券の I C 定期券内容控を所持するものとし、係員から提示を求められたときは、これを拒んではならない。

(S F 残額の確認)

第21条 障がい者用 I C 定期乗車券の S F 残額は、障がい者用 I C カードを処理する機器により確認することができる。

2 障がい者用 I C 定期乗車券の S F 残額履歴の表示又は印字は、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めるところにより、障がい者用 I C カードを処理する機器で行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に規定する障がい者用 I C カードの S F 残額履歴の表示又は印字は、最近の S F 残額履歴から20件までとし、次の各号に掲げるものについて、表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていない S F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

(3) 第27条又は第28条の規定により障がい者用 I C 定期乗車券を再発行したときの再発行前の S F 残額履歴

(4) 第29条の規定により障がい者用 I C 定期乗車券を交換したときの交換前の S F 残額履歴

第 2 節 運賃

(I C 運賃の減額)

第22条 S F をチャージした有効期間内の障がい者用 I C 定期乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)したものとして取り扱い、別途乗車となる区間の障害者割引運賃相当額を減額する。

2 有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の障害者割引運賃を減額する。

3 第 4 条第 3 項による場合は、現金運賃を適用し、障がい者用 I C 定期乗車券から 10 円未満の端数を除いて減額した金額との差額を現金又は局が別に定める方法により支払う。

第 3 節 効力

(効力)

第23条 第19条の規定により発売した障がい者用 I C 定期乗車券は運送約款の定めるところにより取り扱う。

2 S F をチャージした障がい者用 I C 定期乗車券を、定期乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第 9 条の規定を準用する。

(障がい者用 I C 定期乗車券の再表示)

第24条 障がい者用 I C 定期乗車券は、券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合において、速やかに当該障がい者用 I C 定期乗車券を I C 鉄道事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第25条 障がい者用 I C 定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合において、無効となった障がい者用 I C 定期乗車券の取扱いは、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めるところによる。

- (1) 乗車処理後の障がい者用 I C 定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合
- (3) 障がい者 I C 定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合
- (4) 介護者 I C 定期乗車券を介護者が単独で使用した場合
- (5) 券面表示事項が不明となった障がい者用 I C 定期

乗車券を使用した場合

(6) 使用資格、氏名、生年月日、性別又は電話番号を偽って購入した障がい者用 I C 定期乗車券を使用した場合

(7) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合

(8) 局の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合

(9) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造若しくは不正に作成された障がい者用 I C 定期乗車券又は S F を使用した場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失により障がい者用 I C 定期乗車券が障害状態となったと認められる場合(不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の收受)

第26条 前条の規定に該当し使用した場合は、運送約款の定めるところにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を收受する。

第 4 節 再発行及び交換

(紛失再発行)

第27条 障がい者用 I C 定期乗車券の記名人が当該障がい者用 I C 定期乗車券を紛失した場合で、局が定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券の使用停止措置及び再発行整理票を交付する手続を行う。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が I C カード発行事業者のシステムに登録されていること。

2 前項の規定により使用停止措置を行った当該障がい者用 I C 定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から起算して 14 日以内に次の第 1 号及び第 2 号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限り、当該障がい者用 I C 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 定期乗車券を再発行する。

(1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 旅客が前項の規定により発行された再発行整理票を提出すること。

3 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合における紛失再発行手数料及びデポジットの取扱いは、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めるところによる。

4 当該障がい者用 I C 定期乗車券の使用停止の申出を

受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券が発見された場合に、当該障がい者用 I C 定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 第1項から第3項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券が発見された場合におけるデポジットの取扱いは、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めるところによる。

6 障がい者用 I C 定期乗車券のいずれか一方を紛失した場合で、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C 定期乗車券を使用することはできない。ただし、局が運行する路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用することができる。

(障害再発行)

第28条 障がい者用 I C 定期乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、局が定める申請書を提出し、かつ、当該障がい者用 I C 定期乗車券を提示したときは、再発行整理票を交付する手続を行う。

2 前項の規定により再発行整理票が発行された当該障がい者用 I C 定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から起算して14日以内に次の第1号及び第2号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 I C 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 定期乗車券を再発行する。

(1) 旅客が前項の規定により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 旅客が当該障がい者用 I C 定期乗車券を提出すること。

3 当該障がい者用 I C 定期乗車券の障害再発行の申出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用 I C 定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。ただし、デポジットの取扱いは、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めるところによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失により障がい者用 I C 定期乗車券が障害状態となったと認められ、第25条第2項第2号により無効となった場合

5 障がい者用 I C 定期乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合で、障害状態となった障がい者用 I C 定期乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C 定期乗車券を使用することはできない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限

りではない。

(1) 障がい者用 I C 定期乗車券に有効な定期乗車券が付加されていた場合において、定期乗車券の有効区間に限り使用するとき。

(2) 局が運行する路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用するとき。

(障がい者用 I C 定期乗車券の交換)

第29条 局及び障がい者用 I C カード発行事業者の都合により、旅客が使用している障がい者用 I C 定期乗車券を、当該障がい者用 I C 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 定期乗車券に予告なく交換することがある。

(免責事項)

第30条 障がい者用 I C 定期乗車券の交換又は再発行により、障がい者用 I C 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、局はその責めを負わない。

2 紛失した障がい者用 I C 定期乗車券の払戻し、S F の使用等で生じた旅客の損害等については、局はその責めを負わない。

3 この規程に定めるもののほか、障がい者用 I C 定期乗車券を媒体としたサービス（局が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、局はその責めを負わない。

第5節 払戻し

(払戻し)

第31条 旅客は、障がい者用 I C 定期乗車券に付加された定期乗車券が不要となり、局が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該障がい者用 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、障がい者 I C 定期乗車券及びその対となる介護者 I C 定期乗車券について、共に行う場合に限り、付加された定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合において、運送約款に定める払戻しを行い、障がい者用 I C 定期乗車券から定期乗車券のみを消去して返却する。ただし、障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用している場合又は障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用する場合に限り、障がい者 I C 定期乗車券又は介護者 I C 定期乗車券に対してのみ単独で払戻しを請求することができる。

2 前項の払戻しを行う場合の手数料は、I C 定期乗車券1枚につき、運送約款に定める定期乗車券の払戻し手数料額（以下「定期乗車券払戻し手数料」という。）とする。ただし、定期乗車券の払戻し額が、定期乗車券払戻し手数料未満のときは、その全てを手数料とする。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。

川崎市交通局規程第 5 号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

令和 5 年 3 月 17 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 29 年交通部規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び川崎市交通局外国人向け I C カード取扱規程」を「、川崎市交通局外国人向け I C カード取扱規程」に改め、「以下「外国人 I C カード取扱規程」という。）」の次に「及び川崎市交通局障がい者用 I C カード取扱規程（令和 5 年交通局規程第 4 号。以下「障がい者用 I C カード取扱規程」という。）」を加える。

第 13 条第 1 項の表を次のように改める。

種別		発売場所
1 日 乗車券	大人	乗合自動車内
	小児	
定期乗車券		上平間営業所、井田営業所、鷲ヶ峰営業所、川崎乗車券発売所、溝口乗車券発売所
共通定期 乗車券	宮前区役 所前～上 野川	井田営業所、溝口乗車券発売所

第 17 条第 1 項ただし書中「I C カード取扱規程第 38 条」の次に「及び障がい者用 I C カード取扱規程第 31 条」を加える。

第 22 条第 1 項中「第 3 条第 7 号」の次に「及び障がい者用 I C カード取扱規程第 3 条第 6 号」を加える。

第 30 条第 2 項中「及び外国人 I C カード取扱規程」を「、外国人 I C カード取扱規程及び障がい者用 I C カード取扱規程」に改める。

第 31 条第 1 項中「及び第 2 号」の次に「並びに障がい者用 I C カード取扱規程第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」を加え、同条第 2 項中「外国人 I C カード取扱規程第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する I C カード」の次に「並びに障がい者用 I C カード取扱規程第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する I C カード」を加える。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市交通局規程第 6 号

川崎市交通局外国人向け I C カード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 17 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局外国人向け I C カード取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局外国人向け I C カード取扱規程（令和元年交通局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（平成 19 年交通局規程第 6 号。以下「I C カード取扱規程」という。）」を「（平成 19 年交通局規程第 6 号）及び川崎市交通局障がい者用 I C カード取扱規程（令和 5 年交通局規程第 4 号）」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。

川崎市交通局規程第 7 号

川崎市交通局モバイル P A S M O 取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 17 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局モバイル P A S M O 取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局モバイル P A S M O 取扱規程（令和 2 年交通局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「P A S M O」の次に「及び A p p l e P a y の P A S M O（以下「モバイル P A S M O 等」という。）」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（用語の定義）

第 2 条 この規程における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「モバイル P A S M O 携帯情報端末」とは、モバイル P A S M O を発行した携帯情報端末をいう。
- (2) 「モバイル I C 端末」とは、P A S M O のうちモバイル P A S M O 携帯情報端末をいう。
- (3) 「記名モバイル I C 端末」とは、会員登録されたモバイル I C 端末をいう。
- (4) 「無記名モバイル I C 端末」とは、会員登録を行っていないモバイル I C 端末をいう。
- (5) 「モバイル P A S M O 特定携帯情報端末」とは、A p p l e P a y の P A S M O を発行した特定携帯情報端末をいう。
- (6) 「モバイル I C 特定端末」とは、P A S M O のうちモバイル P A S M O 特定携帯情報端末をいう。
- (7) 「記名モバイル I C 特定端末」とは、会員登録さ

れたモバイル I C 特定端末をいう。

- (8) 「無記名モバイル I C 特定端末」とは、会員登録を行っていないモバイル I C 特定端末をいう。
- (9) 「S F」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する金銭的価値をいう。
- (10) 「モバイル I C S F」とは、モバイル I C 端末に付加した S F をいう。
- (11) 「モバイル I C 定期乗車券」とは、モバイル I C 端末に付加した定期乗車券をいう。
- (12) 「特定モバイル I C S F」とは、モバイル I C 特定端末に付加した S F をいう。
- (13) 「特定モバイル I C 定期乗車券」とは、モバイル I C 特定 I C 端末に付加した定期乗車券をいう。
- (14) 「I C 取扱事業者」とは、P A S M O 取扱規則に規定する P A S M O 取扱事業者をいう。
- (15) 「バスリーダ・ライタ (以下「バス R / W」という。)」とは、I C カードへの情報書込み又は I C カードからの情報読取りを行う装置をいう。
- (16) 「I C 運賃」とは、普通旅客運賃のうち、1 枚の I C カードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。
- (17) 「現金運賃」とは、普通旅客運賃のうち、運賃の支払いに現金又は回数券を含む場合に適用する運賃をいう。

第 3 条第 1 項中「モバイル I C 端末」の次に「及びモバイル I C 特定端末 (以下「モバイル I C 端末等」という。)」を加え、同条第 2 項及び同条第 3 項中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に改める。

第 5 条第 1 項中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に改め、同条第 2 項中「がモバイル I C 端末」を「がモバイル I C 端末等」に、「、当該購入操作」を「及び A p p l e P a y の P A S M O の会員である旅客がモバイル I C 特定端末に特定モバイル I C 定期乗車券を購入する場合、当該購入操作」に、「、モバイル I C 端末」を「、モバイル I C 端末等」に改める。

第 6 条第 1 項及び同条第 2 項中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に改め、同条第 3 項中「モバイル I C S F」の次に「及び特定モバイル I C S F (以下「モバイル I C S F 等」という。)」を加え、同条第 4 項及び同条第 5 項中「モバイル I C S F」を「モバイル I C S F 等」に改め、同条第 6 項中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に改め、同条第 7 項中「記名モバイル I C 端末は」を「記名モバイル I C 端末及び記名モバイル I C 特定端末 (以下「記名モバイル I C 端末等」という。)」は」に、「当該記名モバイル I C 端末」を「当該記名モバイル I C 端末等」に改め、同条第 8 項中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に改め、同条第 9 項中「モバイル I C 端末」を「モ

バイル I C 端末等」に、「、及び」を「及び」に改め、同項を同条 第 10 項とし、同条 第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 モバイル I C 特定端末を使用する場合は、使用の都度において、旅客は、特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設定を行っている場合は、これを省略することができる。

第 7 条第 1 項本文中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に改め、同項ただし書 (各号列記以外の部分に限る。) 中「モバイル I C 定期乗車券」の次に「及び特定モバイル I C 定期乗車券 (以下「モバイル I C 定期乗車券等」という。)」を加え、同項第 1 号及び第 2 号中「モバイル I C 定期乗車券」を「モバイル I C 定期乗車券等」に改め、同項第 3 号及び同条第 2 項中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 旅客が、株式会社バスモが定めるアプリケーションソフトを用いてモバイル I C 定期乗車券等を利用する場合は、旅客に代わって局は、当該アプリケーションソフトの開発会社及びその関係会社 (以下「開発会社等」という。) に対し、モバイル I C 定期乗車券等にかかわる発行会社、券面情報有無、区間名、券種、期間、使用開始日、使用終了日、運賃、継続及び発行日の個人情報を、株式会社バスモが定める会員規約第 8 条第 1 項 (利用目的) コ. (次に掲げる第三者提供) ④の関連として当該規約に定める開発会社等における利用目的 その他これらと関連性を有する目的のために、当該開発会社等に個人情報を提供するものとし、旅客は同意するものとする。

4 前項に規定する開発会社等への個人情報の提供について、当局は、株式会社バスモへ委託するものとする。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に、同項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「モバイル P A S M O」を「モバイル P A S M O 等」に、同項第 5 号中「モバイル I C 端末」を「モバイル I C 端末等」に改める。

第 9 条 (見出しを含む。) 及び第 10 条 (見出しを含む。) 中「モバイル I C S F」を「モバイル I C S F 等」に改める。

第 11 条の見出し中「モバイル I C S F」を「モバイル I C S F 等」に、同条第 1 項中「モバイル I C S F」を「モバイル I C S F 等」に、「モバイル P A S M O 携帯情報端末」を「モバイル P A S M O 携帯情報端末等」に、「、又はモバイル P A S M O アプリケーション等」を「、又はモバイル P A S M O 等アプリケーション」に改め、同条第 2 項第 3 号中「モバイル I C S F」を「モバイル I C S F 等」に、「モバイル I C 定期乗車券」を「モ

イルIC定期乗車券等」に改める。

第12条 第1項中「モバイルICSF」を「モバイルICSF等」に改め、同条第3項中「無記名モバイルIC端末」の次に「及び無記名モバイルIC特定端末」を加え、同条第4項中「モバイルICSF」を「モバイルICSF等」に改める。

第13条(見出しを含む。)及び第14条(見出しを含む。)中「モバイルICSF」を「モバイルICSF等」に改める。

第15条(見出しを含む。)中「モバイルICSF」を「モバイルICSF等」に、「モバイルPASMO携帯情報端末」を「モバイルPASMO携帯情報端末等」に改める。

第16条(見出しを含む。)中「モバイルICSF」を「モバイルICSF等」に改める。

第17条の見出し中「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改め、同条第1項中「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に、「モバイルPASMO」を「モバイルPASMO等」に改め、同条第2項中「モバイルIC端末」を「モバイルIC端末等」に改め、「当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前」を「所定の期日」に、「パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書を印刷の上、通学証明書の本通、又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとあわせて、サポートセンターへの郵送により申し込まなければならない」を「PASMOサイトを利用して所定の購入申込書等に必要な事項等を記入の上、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しをサポートセンターへ送付することにより購入に必要な申込みを行うものとする」に改め、同項第3号中「年度末」を「3月31日」に改め、同条第3項中「モバイルPASMO」を「モバイルPASMO等」に、「パソコン向けサイトを利用して、モバイルIC端末に画面表示させることにより」を「会員メニューで」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改め、同項を同条第5項とする。

第18条(見出しを含む。)及び第19条(見出しを含む。)中「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改める。

第20条の見出し中「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改め、同条中「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に、「モバイルPASMO携帯情報端末」を「モバイルPASMO携帯情報端末等」に改める。

第21条の見出し中「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改め、同条第1項中「モバ

イルIC端末」を「モバイルIC端末等」に、「モバイルPASMO」を「モバイルPASMO等」に、「パソコン向けサイト」を「会員メニュー」に改め、同条第3項中「モバイルPASMO」を「モバイルPASMO等」に改め、同条第4項中「モバイルPASMO」を「モバイルPASMO等」に、「パソコン向けサイト」を「会員メニュー」に、「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改め、同条に次の1項を加える。

6 モバイルIC定期乗車券等により乗車を開始した場合は、その乗車が終了するまで払戻しを請求することはできない。

第23条第2項中「モバイルPASMO携帯情報端末」を「モバイルPASMO携帯情報端末等」に改め、同条第3項中「モバイルICSF」を「モバイルICSF等」に、「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改め、同条第4項中「モバイルPASMO携帯情報端末」を「モバイルPASMO携帯情報端末等」に、「モバイルICSF」を「モバイルICSF等」に、「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改め、同条第5項中「モバイルIC定期乗車券」を「モバイルIC定期乗車券等」に改め、同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(PASMOカードからの発行替え)

第23条 PASMOカードからモバイルPASMO携帯情報端末等への発行替えは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合において、発行替え後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は、取扱うことができない。

- (1) 持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加されたIC定期乗車券
- (3) 障がい者用PASMO、小児用PASMO及び一体型PASMO
- (4) 企画乗車券及びモバイルIC端末等で発売できない乗車券が付加されたPASMO
- (5) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されたPASMO
- (6) 出場処理が完了していないPASMO

3 モバイルICSF等からPASMOカードへの発行替えはできない。

附 則

この規程は、令和5年3月18日から施行する。

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年交通部規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第11項を次のように改める。

- 11 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の基準給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

第3条第12項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第6項及び前項」を「及び第6項」に、「同項」を「これらの規定及び前項」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(特定日以後の職員の給料月額)

- 13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第15項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第1項により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 14 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
 - (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

15 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第17項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(給料等支給規程附則規程で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、給料等支給規程附則規程で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、給料等支給規程附則規程で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600

別表第 3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	162,200	198,900	219,000	243,400

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(職員の勤務延長に関する経過措置)
- 改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(以下「改正後の給料等支給規程」という。)附則第 13 項から第 19 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 3 条第 5 項又は川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年川崎市条例第 32 号。以下「令和 4 年改正定年条例」という。)附則第 2 項の規定により勤務している職員には適用しない。
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 暫定再任用職員(令和 4 年改正定年条例附則第 8 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年川崎市条例第 38 号)第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))であるものとした場合に適用される川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(以下「給料等支給規程」という。)第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 3 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、給料等支給規程第 3 条第 13 項で定める割合を乗じて得た額とする」とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料等支給規程第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 3 条第 1 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、改正後の給料等支給規程第 3 条第 12 項で定める割合を乗じて得た額とする。
- 改正後の給料等支給規程第 3 条第 1 項から第 10 項まで、第 10 条から第 12 条まで及び第 12 条の 3 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、局長が定める。

川崎市交通局規程第 9 号

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程(昭和 57 年

交通局規程第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条の3及び第4条の4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 暫定再任用職員(川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の規程第3条、第4条の3及び第4条の4の規定を適用する。

川崎市交通局規程第11号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程附則第15項、第17項、第18項又は第19項の規定による給料に関する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支

給方法等に関する規程附則第15項、第17項、第18項又は第19項の規定による給料に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年交通部規程第7号。以下「給料等支給規程」という。)附則第15項、第17項、第18項又は第19項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。)第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給料等支給規程附則第15項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。
- (4) 特定日 給料等支給規程附則第13項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年交通局規程9号。以下「初任給規程」という。)第7条第3項に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給料等支給規程第2条第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規程別表第1又は別表第2までに定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 給料等支給規程第2条第1項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。))

をしている職員にあっては、当該給料月額に給料等支給規程第3条第13項に規定する割合（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

(9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給料等支給規程附則第15項の給料等支給規程附則規程で定める職員）

第3条 給料等支給規程附則第15項の給料等支給規程附則規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に交通局長（以下「局長」という。）の承認を得てその号給を決定された職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給料等支給規程附則第17項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給料等支給規程附則第13項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除

く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給料等支給規程附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に局長の承認を得てその号給を決定された職員 局長の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とある

のは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、局長の定める日以後、局長の定める額を、給料等支給規程附則第17項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給料等支給規程附則第17項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給料等支給規程附則第13項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給料等支給規程附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給料等支給規程附則第13項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げ

る職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給料等支給規程附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等

をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に局長の承認を得てその号給を決定された職員局長の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、局長の定める日以後、局長の定

める額を、給料等支給規程附則第17項の規定による給料として支給する。

(特例任用期間降格職員に対する給料等支給規程附則第18項の規定による給料の支給)

第7条 特例任用期間降格職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(職員の同意を得て行うものに限る。)をされた職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給料等支給規程附則第13項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格相当日給料月額」という。)が、特例任用期間降格職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第7条基礎給料月額と降格相当日給料月額との差額に相当する額を、給料等支給規程附則第18項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と降格相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特例任用期間降格職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給料等支給規程附則第13項の規定の適用を受ける職員

であって、次に掲げる職員には、局長の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、局長の定める額を、給料等支給規程附則第18項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規程第7条第1項に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格職員となった日以後に給料表異動等をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格職員となった日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。)をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に局長の承認を得てその号給を決定された職員

(人事交流等職員に対する給料等支給規程附則第18項の規定による給料の支給)

第8条 給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第10条第2項に規定する退職派遣者又はその他これらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に任用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給料等支給規程附則第13項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給料等支給規程附則第13項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第

8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給料等支給規程附則第18項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする規程の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給料等支給規程附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、局長の定める日以後、局長の定める額を、給料等支給規程附則第18項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員、公益的法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者又はその他これらに準ずる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に局長の承認を得てその号給を決定された職員
(この規程より難い場合の措置)

第9条 給料等支給規程附則第15項、第17項、第18項又は第19項の規定による給料の支給について、この規程により難い場合又はこの規程の規定による場合には局

内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ局長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、給料等支給規程附則第15項、第17項、第18項又は第19項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市交通局規程第13号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

種別	勤務形態	1日の勤務時間(勤務時間等を割り振る者)	勤務時間帯	休憩時間	週休日
所長	日勤勤務	7時間45分	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	勤務時間帯の途中 において60分	日曜日及び土曜日
営業所の事務に従事する職員	日勤勤務	7時間45分 (所属長)	所属長が割り振った時間	勤務時間帯の途中 において60分以上	1週間につき2日
自動車運転手	変則勤務	7時間45分 (所属長)	所属長が割り振った時間	勤務時間帯の途中 において60分	日曜日及び土曜日
自動車の整備に従事する職員	変則勤務	7時間45分 (所属長)	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで 又は午前 9 時から 午後 5 時45分まで	勤務時間帯の途中 において60分	1週間につき2日

別表第 2（第 3 条、第 4 条関係）

種別	勤務形態	1月の勤務時間等（勤務時間等を割り振る者）			休憩時間
		月	勤務時間	週休日	
営業所の事務に従事する職員	変則勤務 (変形労働)	4月、6月、9月 及び11月	170時間30分 (所属長)	1月につき8日	1日の勤務の途中 において60分以上
			162時間45分 (所属長)	1月につき9日	
		1月、3月、5月、 7月、8月、10月 及び12月	170時間30分 (所属長)	1月につき9日	
			162時間45分 (所属長)	1月につき10日	
		2月（うるう年を 除く）	155時間 (所属長)	1月につき8日	
			147時間15分 (所属長)	1月につき9日	

		2 月 (うるう年)	162時間45分 (所属長)	1 月につき 8 日	
			155時間 (所属長)	1 月につき 9 日	
誘導員	変則勤務 (変形労働)	4 月及び 6 月	159時間30分 (所属長)	1 月につき 8 日	1 日の勤務の途中 において60分
		1 月、3 月、5 月、 7 月、8 月、10 月 及び12月	174時間 (所属長)	1 月につき 7 日	
		9 月及び11月	166時間45分 (所属長)	1 月につき 7 日	
		2 月	152時間15分。ただ し、うるう年は、 159時間30分 (所属 長)	1 月につき 7 日	

備考

営業所の事務に従事する職員の週休日、勤務日及び勤務時間については、職員ごとに所属長が指定した月（1 年を通じて 1 月まで）は下段、その他の月は上段によるものとし、年間の週休日の総数を104日とする。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 3 条、第 4 条関係）

種別	勤務形態	1 日の勤務時間(勤務時間等を割り振る者)	勤務時間帯	休憩時間	週休日
自動車の整備に従事する短時間勤務職員	変則勤務	7 時間45分 (所属長)	午前 5 時15分から 午後 7 時45分まで のうち割り振られた時間	1 回の勤務の途中 において60分	1 週間につき 3 日

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市交通局規程第14号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程（平成 4 年交通局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市交通局規程第15号

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年交通局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「限る。）」の次に「又は前休年度に各号職員であった者（任用期間が継続する者に限る。）であって任用期間（継続する各号職員の任用期間の初日の属する月から会計年度任用職員の任用期間の末日の属する月までの期間）の月数が 7 月未満となるもの」を加え、同条第 3 項中「者に限る。）」の次に「（前項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市交通局規程第16号

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年交通局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「(懲戒免職の処分を除く。)」を削り、同項第3号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「法第28条の2第1項」を「川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第2条」に、「法第28条の3第1項」を「同条例第4条第1項」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合
附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第17号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程
川崎市交通局会計規程(平成25年交通局規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項第1号中「収納」の次に「及び第6条第2項に規定する現金の保管」を加える。

第6条第2項中「営業所長」を「管理課長及び営業所長」に改める。

第29条第1項中「その内訳を示す書類を添えて」を削り、同条第2項ただし書中「この限りでない」を「、相当の期間内において企業出納員が認める期日までに納入することができる」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、企業出納員等は、公金取扱金融機関に預け入れられた金額の内訳を確認しなければならない。

第42条第1項中「、振替先の金融機関」を「て、又は交通局の使用に係る電子計算機と申請人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して振替

先の金融機関」に改め、同条第2項中「提出し」の次に「て、又は電子情報処理組織を使用してし」を加える。

第62条第1項中「又は納付書」を「、納付書又は営業所長の所管に属する諸収入金について集金を行う事業者が発行する当該日付の収納金の額が示される書面で企業出納員が認めるもの」に改める。

第65条第2項に次のただし書を加える。
ただし、残高証明書に記載すべき事項が電磁的記録により確認できる場合は、この限りでない。

第82条の見出しを「(備品の検査等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、備品でない物品についても、1年以内に購入したもののうち一部を抽出して検査を行うものとする。

第101条中「、局長」を「、又は電子情報処理組織を使用して局長」に改める。

第104条第3項中「行政財産使用許可申請書により」を「、行政財産使用許可申請書に關係書類を添付して、又は電子情報処理組織を使用して局長に」に改める。

第106条の2中「10日」の次に「以内」を加える。

第112条中「、局長」を「、又は電子情報処理組織を使用して局長」に改める。

第115条中「、納入期限後20日以内に」を「、納期限後遅滞なく」に改め、「10日」の次に「以内」を加える。

第116条を次のように改める。

第116条 削除

第122条を次のように改める。

(準用)

第122条 第82条第1項の規定は、固定資産の検査をする場合に準用する。

2 第102条、第106条、第107条及び第108条の規定は、普通財産を貸し付ける場合に準用する。

第126条を次のように改める。

第126条 削除

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第18号

川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局公文書取扱規程(昭和36年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「情報管理部」を「コンプライアンス

推進・行政情報管理部」に改める。

第40条第1項第4号中「川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第16条第1項若しくは第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号)附則第2項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第16条第1項又は第3項の規定による開示の請求があった公文書に係るこの規程による改正前の規程の規定による保存期間の延長については、なお従前の例による。

川崎市交通局規程第19号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上 一夫

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、交通局長(以下「局長」という。)の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市交通局分課分掌規程(昭和27年交通部規程第1号)第2条に規定する課及び川崎市交通局現業機関設置規程(昭和30年交通部規程第5号)第2条に規定する営業所の長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載

した書面によるものとし、次に掲げる方法により、局長に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 局長は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他局長が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(第4号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(第5号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(第6号様式)により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第1項適用)(第7号様式)により行うものとする。ただし、局長が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第2項適用)(第8号様式)により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書(第9号様式)によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書(第10号様式)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、局長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
 - ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 - ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってきた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281又はX 6241に適合する直径120ミ

リメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、局長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
 - エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方

法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書(第11号様式)又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第12条 保有個人情報の開示は、局長が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 局長は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、局長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市交通局会計規程(平成25年交通局規程第13号)第24条第1項に規定する納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。

(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第12号様式)又は法第91条第1項各号(条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、局長に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 局長は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他局長が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第16号様式)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第17号様式)により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(第18号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第19号様式)又は法第99条第1項各号(条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、局長に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法
- 2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。
- 3 局長は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他局長が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第20号様式)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(第21号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第22号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第23号様式)により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、局長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市交通局会計規程(平成25年交通局規程第13号)第24条第1項に規定する納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項(法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定により提出した書面に記載された事項に変更(行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。)が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書(第24号様式)により、その旨を局長に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第26条 交通局の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 川崎市個人情報保護条例施行規程(昭和60年交通局規程第11号)は、廃止する。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	保有個人情報開示請求書	第4条第1項
2	保有個人情報開示決定通知書	第5条第1項
3	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	第5条第2項
4	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第6条
5	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第7条
6	保有個人情報開示請求事案移送通知書	第8条
7	第三者意見照会書(法第86条第1項適用)	第9条第1項
8	第三者意見照会書(法第86条第2項適用)	第9条第2項
9	保有個人情報開示決定等意見書	第9条第3項
10	保有個人情報の開示に関する通知書	第9条第4項
11	開示の実施方法等申出書	第11条
12	保有個人情報訂正請求書	第14条第1項
13	保有個人情報訂正決定通知書	第15条第1項
14	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	第15条第2項
15	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第16条
16	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第17条
17	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	第18条
18	保有個人情報訂正通知書	第19条
19	保有個人情報利用停止請求書	第20条第1項
20	保有個人情報利用停止決定通知書	第21条第1項
21	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	第21条第2項
22	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第22条
23	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第23条
24	行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書	第25条

第 1 号様式

保有個人情報開示請求書

(宛先) 川崎市交通局長

年 月 日

(ふりがな) 氏 名

住所又は居所 〒

電話番号 ()

個人情報保護に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

(具体的に特定してください。)

開示を請求する 保有個人情報	
求める開示の 実施方法等	<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 実施の方法 > <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () < 実施の希望日 > 年 月 日 <input type="checkbox"/> 行政情報課 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。

1 開示請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人
2 開示請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の 3.0 日前までに交付された住民票の写し (複写したものは不可) を添付してください。 3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。) (1) 本人の状況 □未成年者 () 年 月 日生 □成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類：□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 () 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類：□委任状 □その他 ()

処理欄
所 管 課 : _____
受付場所 : _____
受 付 付 : _____ 年 度 第 _____ 号 (_____ 受付)
備 考 : _____

注 1 「氏名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「求める開示の実施方法等」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法 (事務所における開示又は写しの送付) について希望がある場合に記載してください。
 なお、開示の実施の方法は実施機関の定めるところによりしますので、希望する方法に対応できない場合があります。
 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 2 号様式

保有個人情報開示決定通知書

様

第 号 日
年 月

川崎市交通局長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示する 保有個人情報	□全部開示 □部分開示
不開示とした 部分とその理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば不開示とした () を開示することができます ので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
開示する保有個人 情報の利用目的	1 開示の実施方法等 <input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 複製又は信書便による送付 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (□写し □複製したものを) (□郵便又は信書便による送付) 2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 年 月 日 午前 午後 午前 午後 午前 午後 午前 午後 ※ 当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務所管理課まで御連絡ください。
事務所管理課	局 部 電話番号 課 係

注 1 開示を受けの際には、この通知書を職員に提示してください。
 2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載しています。
 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求める際は、この処分があったことを知った日 (前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に川崎市を被告として (川崎市交通局長が被告の代表者となり、) 提起することができます。

第 3 号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

様
 年 月 日
 第 月 日
 号 日
 川崎市交通局長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば開示をしないこととした()を開示することができ、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載していただきます。
 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができ、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市交通局長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 4 号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様
 年 月 日
 第 月 日
 号 日
 川崎市交通局長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護に関する法律施行条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 10 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第 5 号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市交通局長 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1.1 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしますので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1.1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等を する 期 限	年 月 日 (年 月 日までに可能な部分については、次に記載する期限までに 定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに 開示決定等を行う予定です。)
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

第 6 号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市交通局長 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しますので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	(行政機関の長等)
備考	
事務所管課 (移送元)	局 部 課 係 電話番号 一

第 9 号様式

保有個人情報開示決定等意見書

(宛先) 川崎市交通局長
 氏 名 _____
 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住所又は居所 _____
 (法人その他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地)
 電話番号 _____ (_____)

年 月 日
 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御 意 見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 1 0 号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

様
 年 月 日
 川崎市交通局長 印
 _____ から
 _____ 年 月 日 付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました。保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報のうち開示することとしたもの	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	局 部 電話番号 課 係 一

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市交通局長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第1.1号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市交通局長
(ふりがな) 氏名
住所又は居所
電話番号

個人情報保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

Table with 3 columns: 開示の実施を希望する日, 開示の実施を希望の有無, 文書番号: 日付: 年 月 日. Includes checkboxes for document type and delivery method.

注 1 開示の実施を希望する日... 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から30日以内に行ってください。

第1.2号様式

保有個人情報訂正請求書

(宛先) 川崎市交通局長
(ふりがな) 氏名
住所又は居所
電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

Table with 2 columns: 訂正請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等, 訂正請求に係る保有個人情報の名称等. Includes fields for document number, date, and reasons for correction.

- 1 訂正請求者: 本人, 法定代理人, 任意代理人
2 訂正請求者の本人確認書類
3 本人の状況 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

Table with 2 columns: 所管課, 受付場所: 受付: 年度第 号 (受付)

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
2 「訂正請求の理由及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めたいかを、「理由」は訂正請求の理由を裏付ける根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 1 3 号様式

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日
第 月 日
年 月 日
様
川崎市交通局長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 9 3 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日 (前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として (川崎市交通局長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

第 1 4 号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日
第 月 日
年 月 日
様
川崎市交通局長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 9 3 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日 (前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として (川崎市交通局長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

第 1 5 号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様
 年 月 日
 第 月 日
 年 月 日
 川崎市交通局長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 5 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

第 1 6 号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様
 年 月 日
 第 月 日
 年 月 日
 川崎市交通局長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

第 1 7 号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日
様
川崎市交通局長 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	年 月 日
移送をした日	
移送の理由	
移送先の 行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	(行政機関の長等)
備考	
事務所管課 (移送元)	局 部 課 係 電話番号 一

第 1 8 号様式

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 日
様
川崎市交通局長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	(氏名、住所等)
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正をした年月日	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

第119号様式

保有個人情報利用停止請求書

(宛先) 川崎市交通局長

年 月 日

氏名 (ふりがな) _____
住所又は居所 _____
電話番号 _____

個人情報保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にはのみ記載してください。)

開示決定通知書の文書番号: _____ 年 月 日

開示決定通知書の日付: _____ 年 月 日

開示を受けた日: _____ 年 月 日

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 _____

利用停止請求の趣旨及び理由 (趣旨) _____
 利用の停止 消去 提供の停止 (理由) _____

1. 利用停止請求者: 本人 法定代理人 任意代理人
2. 利用停止請求者の本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) 在留カード、特別永住者証明書又はみなされる外国人登録証明書 その他 () _____
※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。

3. 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。)
(1) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人 任意代理人委任者 (ふりがな) _____
(2) 本人の氏名 _____
(3) 本人の住所又は居所 _____

4. 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類: 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 () _____

5. 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類: 委任状 その他 () _____

処理欄
所管課: _____
受付場所: _____
受付: _____ 年度第 _____ 号 (_____ 受付)

備考:
1 「氏名」、(住所又は居所)及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名(住所又は居所及び電話番号を記載してください)、「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける証拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
3 のある欄には、該当する内にシ印を記入してください。

第20号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

川崎市交通局長 印

日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
事務所管課	局 部 電話番号 係 職 一

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市交通局長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 2 1 号様式

保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書

第 年 月 日

様

川崎市交通局長 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市交通局長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 年 月 日

様

川崎市交通局長 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 18 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号

第23号様式

保有個人情報利用停止等期限特例延長通知書

様
 年 月 日
 第 月 日
 年 月 日
 川崎市交通局長 印

年 月 日付けで利用停止請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとさせていただきます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

第24号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

(宛先) 川崎市交通局長
 年 月 日

(ふりがな) 氏 名
 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住所又は居所 丁
 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)

【連絡先】
 担当部署名
 担当者名
 電話番号 ()
 電子メールアドレス

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報その用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報その用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し上げます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	年 月 日
備考		

2 変更事項に係る添付書類名

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市交通局規程第20号

川崎市交通局情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局情報公開条例施行規程の一部
を改正する規程

川崎市交通局情報公開条例施行規程（平成13年交通局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 項第 2 号中「電話番号」を「連絡先」に改める。

第 8 条第 2 項中「、市長」を「、局長」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（開示の方法）

第 9 条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第 2 項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第 3 項の規定が適用される場合にあっては、次項第 1 号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第 2 項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、局長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものという。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示

を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第 2 項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号又は次項に該当するものを除く。)次に掲げる方法であって、局長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複製したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、局長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複製したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市交通局長が被告の代表者となります。)提起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程第9条の規定は、この規程の施行の日

以後に川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前に行われた開示の請求については、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

開示請求承諾通知書(全部開示) 号 日 印 第 年 月 様 川崎市交通局長 年 月 日 付けの開示請求については、次のとおり承諾します。		午前 午後 時まで 午前 午後 時から 年 月 日 開示の日時及び場所 にお越しく下さい。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話 等で担当係まで御連絡ください。	<input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付(<input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付)	局 部 課 係 事務 所 管 課 電話番号 —
開示請求に係る公文書 の 名 称 又 は 内 容	開示の日時及び場所	開示の方法	開示の場所 課	電話番号

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起
 算して3月以内に、川崎市交通局長に対して審査請求をすることができます。この処分の
 取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合に
 は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内
 に、川崎市を被告として川崎市交通局長が被告の代表者となります。)提起することが
 できます。

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第 1 号

情報通信技術を活用した方法により行う行
 政手続等

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条
 例施行規程(平成18年交通局規程第32号)第3条の規定
 及びこの規定の準用により、電子情報処理組織を使用す
 る方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行
 う手続等を次のように定め、令和5年4月1日から適用
 し、平成19年交通局告示第3号は、同日から廃止する。

令和5年3月31日

川崎市交通事業管理者
 交通局長 中 上 一 夫

根拠となる条例等の条項		対象手続等
名称	条項	
川崎市情報公開条例施行規 程(平成13年川崎市交通局 規程第20号)	第3条 第1項	公文書開示請求

川崎市交通局告示第 2 号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局上平間営業所における公金の徴収業務を
 次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和
 27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告
 示します。

令和5年3月31日

川崎市交通事業管理者
 交通局長 中 上 一 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
 所在地 川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号
 名 称 川崎鶴見臨港バス株式会社
 代表者 取締役社長 平位 武
- 2 委託する業務の種類
 川崎市交通局上平間営業所における公金の徴収
- 3 委託期間
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市交通局告示第 3 号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収業務を次
 のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27
 年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示
 します。

令和5年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 平塚市八重咲町 6 番 18 号
名 称 神奈川中央交通東株式会社
代表者 取締役社長 北村 聡
- 2 委託する業務の種類
川崎市交通局井田営業所における公金の徴収
- 3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

川崎市交通局告示第 4 号

公金徴収業務の委託について

東急バス武蔵小杉案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号) 第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都目黒区東山三丁目 8 番地 1
名 称 東急バス株式会社
代表者 取締役社長 古川 卓
- 2 委託する業務の種類
東急バス武蔵小杉案内所における公金の徴収
- 3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 履行場所
東急バス武蔵小杉案内所
(中原区小杉町 3 - 492 - 1)

川崎市交通局告示第 5 号

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号) 第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都調布市仙川町二丁目 19 番地 5
名 称 小田急バス株式会社
代表者 取締役社長 早川 弘之
- 2 委託する業務の種類
小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収
- 3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

小田急バス新百合ヶ丘案内所
(麻生区上麻生 1 - 20 - 1)

川崎市交通局告示第 6 号

公金徴収業務の委託について

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号) 第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市宮前区水沢 1 丁目 1 番 1 号
名 称 川崎北部市場輸送サービス株式会社
代表者 代表取締役 沖島 由二郎
- 2 委託業務の種類
上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務
- 3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第 36 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 20 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名
自家用電気工作物保守管理業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区塩浜 2 - 2 - 1 ほか
 - (3) 履行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
 - (4) 業務概要
電気事業法第 42 条第 1 項及び第 43 条又同施行規則第 52 条第 2 項の規定に基づき、電気工作物の保守管理業務を行うものである。
また、自家用電気工作物の保全確保を目的とし、経済産業省で定める技術基準に適合するように保持して事故を未然に防止するため高圧受変電設備及び負荷設備並びに発電設備の点検を行うものである。
(詳細は仕様書による)
- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成26年4月1日以降、自家用電気工作物保守管理業務の契約実績を有すること。
- (5) 電気事業法の定める電気主任技術者の資格を保有するものを業務に従事させること。また、当該技術者と雇用関係にあること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 2(4)の実績を証明する書類(契約書、仕様書の写し等)
 - ウ 2(5)の免状の写し及び雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し等)
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 神宮司
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和5年3月20日から令和5年3月22日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(国民の祝日を除く。)
- (4) 提出方法
持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年3月23日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 立石
電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年3月27日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 郵送

(ア) 提出期限 令和5年3月27日 必着
(イ) 宛先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月29日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 契約書作成の要否
必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第37号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和 5 年 3 月 24 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
塩浜・鷺ヶ峰営業所応急車リース
- (2) 履行場所
仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和 5 年 7 月 1 日から令和12年 6 月 30 日まで
- (4) 業務概要
川崎市交通局塩浜・鷺ヶ峰営業所において使用する軽貨物用自動車に係る応急車リース（詳細は仕様書のとおり）。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 5・6 年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「車両」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
 - (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
川崎御幸ビル 9 階
企画管理部経理課 契約担当 神宮司
電話 044-200-3228
 - (3) 提出期間
令和 5 年 3 月 24 日から令和 5 年 3 月 29 日までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (4) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和 5 年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和 5 年 3 月 31 日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部管理課 関口
電話 044-200-3235
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
(1) 2 に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
 - (2) 入札書の提出方法等
郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。
一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。
ア 郵送
(ア) 提出期限 令和 5 年 4 月 7 日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
イ 持参
(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書

到達後から令和 5 年 4 月 7 日まで
の、午前 8 時 30 分から正午まで及
び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
川崎御幸ビル 9 階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 5 年 4 月 11 日 午後 2 時 00 分
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
川崎御幸ビル 8 階

(4) 入札保証金
免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の 10% とします。なお、川崎市交通局契約規程第 33 条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和 39 年川崎市条例第 14 号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除をすることができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補填を川崎市交通局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

交 通 局 訓 令

川崎市交通局訓令第 1 号

局内一般
営業所

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程(平成 18 年交通局訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項中「情報管理部」を「コンプライアンス推進・行政情報管理部」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第 3 号

川崎市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄
川崎市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

川崎市病院局事務分掌規程(平成 17 年川崎市病院局規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表中

「リハビリテーションセンター

(1) リハビリテーションに関すること。」

を削る。

第 5 条第 4 項中「及びリハビリテーションセンター」を削り、同条第 5 項中「、リハビリテーションセンター」を削る。

別表井田病院の項中

「

耳鼻咽喉科	」
-------	---

を

「

耳鼻咽喉科
リハビリテーション科

に、

「
健康管理室
リハビリテーションセンター

を

「
健康管理室

に改める。

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月29日
川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄
川崎市病院局公文書管理規程の一部を改正する規程
川崎市病院局公文書管理規程（平成17年川崎市病院局規程第5号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第7号中「情報管理部」を「コンプライアンス推進・行政情報管理部」に改める。
第31条を次のように改める。
（電子署名）
第31条 管理者が認める電子情報処理組織により施行する電磁的記録については、電子署名を行うものとする。
2 電子署名を行うために必要な事項は、管理者が別に定める。
第48条第2項第4号中「川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第1項若しくは第4項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項」に改める。
第12号様式を次のように改める。

郵 便 等 依 頼 票

年月日	件名	種類 重量 特殊取扱	単価	通数	料金	備考
			円	通	円	押印欄
			円	通	円	
			円	通	円	
			円	通	円	
			円	通	円	
			円	通	円	
			円	通	円	
			円	通	円	

附 則
（施行期日）
1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規程の施行の日前に川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）附則第2項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第1項又は第4項の規定による開示の請求があった公文書に係るこの規程による改正前の規程第48条第3項の規定による保

存期間の延長については、なお従前の例による。
制 定 要 旨
組織改正に対応すること等のため、この規程を制定するものである。

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第8号
落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年4月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 役務の名称

- (1) 川崎病院清掃業務委託
- (2) 井田病院清掃業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- (1) 令和5年2月24日
- (2) 令和5年2月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 株式会社 坂口ビルクリーン
代表取締役 坂口 幸一
川崎市高津区溝口3丁目1番1号
- (2) 株式会社 ダイラ
代表取締役 大良 昭夫
東京都大田区多摩川1丁目27番16号

5 契約金額

- (1) 108,790,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (2) 62,700,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和5年1月10日

川崎市病院局公告(調達)第9号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年4月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 役務の名称

- (1) 川崎病院総合医療情報システム保守業務委託
- (2) 井田病院総合医療情報システム保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- (1) 令和5年4月1日
- (2) 令和5年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 富士通Japan 株式会社 川崎支店
支店長 染谷 淳
川崎市川崎区東田町8
- (2) 富士通Japan 株式会社 川崎支店
支店長 染谷 淳
川崎市川崎区東田町8

5 契約金額

- (1) 71,868,379円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (2) 64,431,983円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 随意契約
- (2) 随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市病院局公告(調達)第10号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年4月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 物品及び役務の名称

令和5年度医薬品の基本単価契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月20日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) アルフレッサ 株式会社 川崎南支店
川崎南支店 支店長 佐々木 昭人
川崎市幸区矢上1番8号
- (2) 株式会社 スズケン 宮前支店
支店長 森口 貴志
川崎市宮前区土橋二丁目2の7
- (3) 株式会社 メディセオ 川崎支店
支店長 望月 新
川崎市高津区千年1200番地1
- (4) 東京薬品 株式会社
代表取締役 大塚 武司

- 東京都板橋区東坂下二丁目13番16号
- (5) 東邦薬品 株式会社 高津営業所
営業所長 大矢 祐樹
川崎市宮前区有馬 2 丁目11番 7 号
- (6) 東和薬品 株式会社 横浜北営業所
横浜北営業所 所長 市川 敏之
横浜市港北区新羽町1290番

5 契約金額

- (1) 662品目 19,553,886円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (2) 563品目 26,604,140円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (3) 1,120品目 20,622,977円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (4) 39品目 93,003円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (5) 321品目 13,329,412円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (6) 69品目 222,643円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和 5 年 1 月 25 日

川崎市病院局公告(調達)第11号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 4 月 10 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 物品及び役務の名称

令和 5 年度検査薬品の基本単価契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9

川崎御幸ビル 7 階

3 契約の相手方を決定した日

令和 5 年 3 月 10 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) アズサイエンス 株式会社 横浜営業所
所長 北原 崇宏
横浜市旭区都岡町 33 - 26
- (2) アルフレッサ 株式会社 川崎南支店
川崎南支店 支店長 佐々木 昭人
川崎市幸区矢上 1 番 8 号

(3) 株式会社 スズケン 宮前支店

支店長 森口 貴志

川崎市宮前区土橋二丁目 2 の 7

(4) 株式会社 メディセオ 川崎支店

支店長 望月 新

川崎市高津区千年1200番地 1

(5) 協和医科器械 株式会社 横浜支店

支店長 高柳 貴也

横浜市都筑区中川中央 2 - 4 - 8

(6) 株式会社 八神製作所

代表取締役 荒木 篤志

名古屋市中区千代田二丁目16番30号

5 契約金額

- (1) 39品目 678,880円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (2) 198品目 2,795,462円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (3) 309品目 6,510,698円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (4) 71品目 793,646円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (5) 56品目 3,169,210円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (6) 1 品目 1,230円 (落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和 5 年 1 月 25 日

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第 4 号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律事務処理要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 27 日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律事務処理要綱

令和 5 年 3 月 27 日
消防局訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。)、液化石油ガスの保安の確保及び取

引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号。以下「政令」という。)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、政令及び省令(以下「法令」という。)で使用する用語の例による。

(専決事項)

第3条 法令及びこの要綱に基づき市長の執行する液化石油ガス規制事務に係る消防局長等の専決事項は、別表のとおりとする。

(販売事業の登録の申請等)

第4条 市長は、法第3条第1項の規定による液化石油ガス販売事業の登録の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査又は関係者に対する質問(以下「検査等」という。)を行うものとする。

2 前項の申請に対し、液化石油ガス販売事業者登録簿(第1号様式。以下「登録簿」という。)に登録をしたときは、液化石油ガス販売事業者登録通知書(第2号様式)により申請者に通知し、登録を拒否したときは液化石油ガス販売事業者登録拒否通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 省令第5条の2第2項の規定により、液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となった旨を届け出ようとする者は、業務適正実施困難者届書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による業務適正実施困難者の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、省令で定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第5条 市長は、法第3条の2第3項の規定による登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求があったときは、請求書の内容を確認し、登録簿の謄本の交付又は閲覧に支障がないと認めるときは、登録簿の謄本を請求者に交付し、又は登録簿を請求者に閲覧させるものとする。

(登録行政庁の変更の場合の届出)

第6条 市長は、法第6条の規定による登録行政庁の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、同条第2号又は第3号に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(販売所等の変更の届出)

第7条 市長は、法第8条の規定による販売所等の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要

により検査等を行うものとし、法第4条第1項各号のいずれかに該当すると認め、又は法第11条の規定による貯蔵施設が省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出)

第8条 市長は、法第10条第3項の規定による液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出があったときは、届出書の内容を確認し、法第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(業務主任者の選任又は解任の届出)

第9条 市長は、法第19条第2項の規定による業務主任者の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が同条第1項に定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(業務主任者の代理者の選任又は解任の届出)

第10条 市長は、法第21条第2項の規定による業務主任者の代理者の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が同条第1項に定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(液化石油ガス販売事業の廃止の届出)

第11条 市長は、法第23条の規定による液化石油ガス販売事業の廃止の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、公共の福祉の増進又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(保安機関の認定の申請)

第12条 市長は、法第29条第2項の規定による保安機関の認定の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、保安機関の認定をしたときは、保安機関認定書(第5号様式)を申請者に交付し、認定しないときは保安機関不認定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(保安機関の認定の更新の申請)

第13条 市長は、法第32条第2項により準用する法第29条第2項の規定による保安機関の認定の更新の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、保安機関の認定の更新をしたときは、保安機関更新認定書(第7号様式)を申請者に交付し、認定しないときは保安機関更新不認定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(一般消費者等の数の増加の認可の申請等)

第14条 市長は、法第33条第1項の規定による保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可をしたときは、一般消費者等の数の増加の認可書(第9号様式)を申請者に交付し、認可しないときは一般消費者等の数の増加の不認可通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第33条第2項の規定による保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、同条同項に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

4 前項の届出に対し、認定番号の変更があったときは、認定番号変更通知書(第11号様式)により届出者に通知するものとする。

(保安業務規程の制定又は変更の認可の申請)

第15条 市長は、法第35条第1項の規定による保安業務規程の制定又は変更の認可の申請があったときは、申請書及び保安業務規程の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、保安業務規程の制定又は変更の認可をしたときは、保安業務規程制定・変更認可書(第12号様式)を申請者に交付し、認可しないときは保安業務規程制定・変更不認可通知書(第13号様式)により申請者に通知するものとする。

(認定行政庁の変更の場合の届出)

第16条 市長は、法第35条の4において準用する法第6条の規定による認定行政庁の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、同条第2号又は第3号に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(保安機関の変更の届出)

第17条 市長は、法第35条の4において準用する法第8条の規定による保安機関の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、法第30条各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(保安機関の地位の承継の届出)

第18条 市長は、法第35条の4において準用する法第10条第3項の規定による保安機関の地位の承継の届出があったときは、届出書の内容を確認し、法第30条各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

2 前項の届出に対し、認定番号の変更があったときは、第14条第4項の例により処理するものとする。

(保安業務の廃止の届出)

第19条 市長は、法第35条の4において準用する法第23条の規定による保安業務の廃止の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、公共の福祉の増進又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(液化石油ガス販売事業者の認定の申請)

第20条 市長は、法第35条の6第1項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、液化石油ガス販売事業者の認定をしたときは、液化石油ガス販売事業者認定書(第14号様式)を申請者に交付するとともに法第88条第3項の規定により公示するものとし、認定しないときは液化石油ガス販売事業者不認定通知書(第15号様式)により申請者に通知するものとする。

(認定液化石油ガス販売事業者の報告)

第21条 市長は、法第35条の7の規定による認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数の報告があったときは、報告書の内容を確認し、省令で定める要件に該当しないと認めるときは、報告者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(貯蔵施設等の設置の許可の申請)

第22条 市長は、法第36条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備(以下「貯蔵施設等」という。)の設置の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、貯蔵施設等の設置を許可したときは、貯蔵施設等設置許可書(第16号様式)を申請者に交付し、許可しないときは貯蔵施設等設置不許可通知書(第17号様式)により申請者に通知するものとする。

(貯蔵施設等の変更の許可の申請等)

第23条 市長は、法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設等の変更の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、貯蔵施設等の変更の許可をしたときは、貯蔵施設等変更許可書(第18号様式)を申請者に交付し、許可しないときは貯蔵施設等変更不許可通知書(第19号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第37条の2第2項の規定による貯蔵施設等の軽微な変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の申請等)

第24条 市長は、法第37条の3第1項本文の規定による貯蔵施設等の完成検査の申請があったときは、申請書の内容を審査し、完成検査を行うものとする。

2 前項の完成検査を行った結果、貯蔵施設等が省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、省令で定める貯蔵施設等完成検査証を申請者に交付し、技術上の基準に適合していないと認めるときは貯蔵施設等完成検査不適合通知書(第20号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第37条の3第1項ただし書の規定により、貯蔵施設等につき、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨の届出があったときは、届出書の内容を確認し、当該完成検査に係る許可の内容と異なることと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

4 市長は、法第37条の3第2項の規定により、貯蔵施設等につき、協会又は指定完成検査機関が行った完成検査の結果の報告があったときは、報告書及び完成検査の記録の内容を確認し、省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該完成検査を受けた者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(充てん設備の許可の申請)

第25条 市長は、法第37条の4第1項の規定による充てん設備の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、充てん設備の許可をしたときは、充てん設備許可書(第21号様式)を申請者に交付し、許可しないときは充てん設備不許可通知書(第22号様式)により申請者に通知するものとする。

(充てん設備の変更の許可の申請等)

第26条 市長は、法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定による充てん設備の変更の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、充てん設備の変更の許可をしたときは、充てん設備変更許可書(第23号様式)を申請者に交付し、許可しないときは充てん設備変更不許可通知書(第24号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第2項の規定による充てん設備の軽微な変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(充てん設備の完成検査の申請等)

第27条 市長は、法第37条の4第4項において準用する

法第37条の3第1項本文の規定による充てん設備の完成検査の申請があったときは、申請書の内容を審査し、完成検査を行うものとする。

2 前項の完成検査を行った結果、充てん設備が省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、省令で定める充てん設備完成検査証を申請者に交付し、技術上の基準に適合していないと認めるときは充てん設備完成検査不適合通知書(第25号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項ただし書の規定により、充てん設備につき、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨の届出があったときは、届出書の内容を確認し、当該完成検査に係る許可の内容と異なることと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

4 市長は、法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第2項の規定により、充てん設備につき、協会又は指定完成検査機関が行った完成検査の結果の報告があったときは、報告書及び完成検査の記録の内容を確認し、省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該完成検査を受けた者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(充てん設備の保安検査の申請等)

第28条 市長は、法第37条の6第1項本文の規定による充てん設備の保安検査の申請があったときは、申請書の内容を審査し、保安検査を行うものとする。

2 前項の保安検査を行った結果、充てん設備が省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、省令で定める充てん設備保安検査証を申請者に交付し、技術上の基準に適合していないと認めるときは、充てん設備保安検査不適合通知書(第26号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第37条の6第1項ただし書の規定により、充てん設備につき、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨の届出があったときは、届出書の内容を確認し、定期的に保安検査を受けていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

4 市長は、法第37条の6第3項の規定により、充てん設備につき、協会又は指定保安検査機関が行った保安検査の結果の報告があったときは、報告書及び保安検査の記録の内容を確認し、省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該保安検査を受けた者に対し、必要な指示等を行うものとする。

5 省令第81条第2項の規定により、充てん設備の使用を休止し、又は再び使用しようとする日を届け出ようとする者は、充てん設備使用休止・再開届書(第27号様式)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

6 市長は、前項の規定による充てん設備の使用を休止又は再び使用しようとする届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、公共の福祉の増進又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(液化石油ガス設備工事の届出)

第29条 市長は、法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、同条に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(特定液化石油ガス設備工事の事業の開始等の届出)

第30条 市長は、法第38条の10第1項の規定による特定液化石油ガス設備工事業の開始の届出があったときは、届出書の内容を確認し、同条同項に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

2 市長は、法第38条の10第2項の規定による特定液化石油ガス設備工事業の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、同条第1項に定める要件に該当していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

3 市長は、法第38条の10第2項の規定による特定液化石油ガス設備工事業の廃止の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、公共の福祉の増進又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(事故の届出等)

第31条 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。)第63条第1項の規定により、事故を届け出ようとする者は、液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号以下「液石則」という。)第96条で定める事故届書に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(液化石油ガス販売事業者等の報告)

第32条 次の各号に掲げる者は、省令第132条の規定により報告を行うときは、それぞれ当該各号に定める様式による報告書を市長に提出するものとする。

(1) 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガス販売事業報告書(第28号様式)

(2) 保安機関 保安業務実施状況報告書(第29号様式)

(3) 充てん事業者 充填事業報告書(第30号様式)

(関係行政機関への通報等)

第33条 市長は、法第87条第1項の規定により通報を行うときは、必要書類を神奈川県公安委員会に提出する

ものとする。

2 市長は、高圧法第74条第4項の規定により報告を行うときは、液石則で定める事故報告書に必要書類を添えて関東東北産業保安監督部長に提出するものとする。(許可申請等の取下げ等の届出)

第34条 法の規定による許可等の申請をした者は、許可等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請等取下げ・取りやめ届書(第31号様式)を市長に提出するものとする。

2 法第36条第1項、第37条の2第1項本文又は第37条の4第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、貯蔵施設等若しくは充てん設備の設置又は変更を取りやめようとするときは、許可申請等取下げ・取りやめ届書に当該許可証等を添えて市長に提出するものとする。(許可等の証明の申請)

第35条 液化石油ガス販売事業者、保安機関、認定液化石油ガス販売事業者、充てん事業者、液化石油ガス設備工事をした者又は特定液化石油ガス設備工事業者は、法の規定による許可等を受けていること又は届出をしていることの証明を受けようとするときは、許可等証明申請書(第32号様式)を市長に提出するものとする。

(申請書等の提出部数)

第36条 法令及びこの要綱に規定する申請書、届出書、報告書及びこれらに添付する図書の提出部数は、それぞれ2部(法第36条第1項、第37条の2第1項本文又は第37条の4第1項若しくは第3項の許可(法第37条の3第1項ただし書の規定により、高圧法第20条第1項で定める協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けようとするものに限る。)の申請書については3部)とする。

(委任)

第37条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表

専 決 事 項	局 長	部 長	課 長
法第 3 条第 1 項の規定による液化石油ガス販売事業の登録の申請に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの
省令第 5 条の 2 第 2 項の規定による液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となつた旨の届出に関すること。			○
法第 3 条の 2 第 3 項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求に関すること。			○
法第 6 条の規定による登録行政庁の変更の届出に関すること。			○
法第 8 条の規定による販売所等の変更の届出に関すること。			○
法第 10 条第 3 項の規定による液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出に関すること。			○
法第 19 条第 2 項の規定による業務主任者の選任又は解任の届出に関すること。			○
法第 21 条第 2 項の規定による業務主任者の代理者の選任又は解任の届出に関すること。			○
法第 23 条の規定による液化石油ガス販売事業の廃止の届出に関すること。			○
法第 29 条第 1 項の規定による保安機関の認定又は法第 32 条第 1 項の規定による保安機関の認定の更新の申請に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの
法第 33 条第 1 項の規定による保安業務に係る一般消費者等の増加の認可の申請に関すること。			○
法第 33 条第 2 項の規定による保安業務に係る一般消費者等の減少の届出に関すること。			○
法第 35 条第 1 項の規定による保安業務規程の制定又は変更の認可の申請に関すること。			○

法第 35 条の 4 において準用する法第 6 条の規定による認定行政庁の変更の届出に関すること。			○
法第 35 条の 4 において準用する法第 8 条の規定による保安機関の変更の届出に関すること。			○
法第 35 条の 4 において準用する法第 10 条第 3 項の規定による保安機関の地位の承継の届出に関すること。			○
法第 35 条の 4 において準用する法第 23 条の規定による保安業務の廃止の届出に関すること。			○
法第 35 条の 6 第 1 項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの
法第 35 条の 7 の規定による認定販売事業者の報告に関すること。			○
法第 36 条第 1 項の規定による貯蔵施設等の設置の許可若しくは法第 37 条の 2 第 1 項の規定による貯蔵施設等の変更の許可又は当該許可に係る法第 37 条の 3 第 1 項の規定による完成検査の申請に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの
法第 37 条の 2 第 2 項の規定による貯蔵施設等の廃止の変更の届出に関すること。			○
法第 37 条の 3 第 1 項ただし書の規定による協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨の届出に関すること。			○
法第 37 条の 3 第 2 項の規定による協会又は指定完成検査機関が行った完成検査の結果の報告に関すること。			○
法第 37 条の 4 第 1 項の規定による充てん設備の許可若しくは法第 37 条の 4 第 3 項において準用する法第 37 条の 2 第 1 項の規定による充てん設備の変更の許可又は当該許可に係る法第 37 条の 4 第 4 項において準用する法第 37 条の 3 第 1 項本文の規定による充てん設備の売	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの

	と。			
38	要綱第 3 4 条第 1 項の規定による許可等の申請の取り下げの届出に関すること。			○
39	要綱第 3 4 項第 2 項の規定による貯蔵施設等若しくは充てん設備の設置又は変更の取りやめの届出に関すること。			○
40	要綱第 3 5 条の規定による許可等を受けていること又は届出をしていることの証明の申請に関すること。			○

	成検査の申請に関すること。			
25	法第 3 7 条の 4 第 4 項において準用する法第 3 7 条の 3 第 1 項ただし書の規定による協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨の届出に関すること。			○
26	法第 3 7 条の 4 第 4 項において準用する法第 3 7 条の 3 第 2 項の規定による協会又は指定完成検査機関が行った完成検査の結果の報告に関すること。			○
27	法第 3 7 条の 6 第 1 項本文の規定による保安検査の申請に関すること。			○
28	法第 3 7 条の 6 第 1 項ただし書の規定による協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨の届出に関すること。			○
29	省令第 8 1 条第 2 項の規定による充てん設備の使用の休止又は再開の届出に関すること。			○
30	法第 3 7 条の 6 第 3 項の規定による協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の結果の報告に関すること。			○
31	法第 3 8 条の 3 の規定による液化石油ガス設備工事の届出に関すること。			○
32	法第 3 8 条の 1 0 第 1 項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業の開始の届出に関すること。			○
33	法第 3 8 条の 1 0 第 2 項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業の変更又は廃止の届出に関すること。			○
34	高圧法第 6 3 条第 1 項の規定による事故の届出に関すること。	○		
35	高圧法第 7 4 条第 4 項の規定による報告に関すること。			○
36	法第 8 7 条第 1 項の規定による通報に関すること。			○
37	省令第 1 3 2 条の規定による報告に関するこ			○

第 2 号様式 (第 4 条関係)

液化石油ガス販売事業登録通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

年 月 日 付けで申請のありました液化石油ガス販売事業については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により登録します。

年 月 日

川崎市長 印

1 登録番号

2 販売所の名称及び所在地

第 3 号様式 (第 4 条関係)

液化石油ガス販売事業登録拒否通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市 年 月 日 付けで申請のありました液化石油ガス販売事業については、次の理由により登録を拒否しますので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 4 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

業務適正実施困難者届書

(宛先) 川崎市長

届出者 住所

氏名
(対象者との関係)

氏名又は名称	
住所(本社)	
登録番号	
対象者の役職・氏名	
※受付欄	※経過欄

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 規則第 5 条の 2 第 2 項に該当する者について、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

第 5 号様式 (第 12 条関係)

保安機関認定書

川崎市指令消 第 号

住所
氏名

年 月 日 日付で申請のありました保安業務については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定により認定します。

年 月 日
川崎市長 印

- 認定番号
- 保安機関の名称及び所在地
- 認定に係る保安業務区分及び一般消費者等の数
- 認定の有効期限

第 7 号様式 (第 13 条関係)

保安機関更新認定書 川崎市指令消 第 号	
住所 氏名	様
年 月 日	日付けで申請のありました保安業務については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により認定します。
年 月 日	川崎市長 印
1 認定番号	
2 保安機関の名称及び所在地	
3 認定に係る保安業務区分及び一般消費者等の数	
4 認定の有効期限	

第 6 号様式 (第 12 条関係)

保安機関不認定通知書 川崎市指令消 第 号	
住所 氏名	様
所在地 川崎市	
年 月 日	日付けで申請のありました保安業務については、次の理由により認定しませんので通知します。
年 月 日	川崎市長 印
理 由	

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分を取り消しを求めるとは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 8 号様式 (第 13 条関係)

保安機関更新不認定通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市 年 月 日 日付で申請のありました保安業務については、次の理由により認定しませんので通知します。

年 月 日 川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分を取り消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 9 号様式 (第 14 条関係)

一般消費者等の数の増加の認可書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

年 月 日 日付で申請のありました一般消費者等の数の増加については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定により認可します。

年 月 日 川崎市長 印

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 保安機関の名称及び所在地
- 3 一般消費者等の数の増加に係る保安業務区分ごとの一般消費者等の数

第 1 0 号様式 (第 1 4 条関係)

一般消費者等の数の増加の不認可通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市

年 月 日 付けで申請のありました一般消費者等の数の増加について、次の理由により認可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 1 号様式 (第 1 4 条、第 1 8 条関係)

認定番号変更通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

年 月 日 付けでありました の届出により、認定番号が変更されましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

変更後の認定番号

第 1 2 号様式 (第 1 5 条関係)

保安業務規程制定・変更認可書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

年 月 日 付けで申請のありました保安業務規程の制定・変更につ
いては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条第 1 項
の規定により認可します。

年 月 日

川崎市長 印

1 認定の年月日及び認定番号

2 保安機関の名称及び所在地

第 1 3 号様式 (第 1 5 条関係)

保安業務規程制定・変更不認可通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市

年 月 日 付けで申請のありました保安業務規程の制定・変更につ
いては、次の理由により認可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の
取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場
合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して
6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起する
ことができます。

第 1 5 号様式 (第 2 0 条関係)

液化石油ガス販売事業者不認定通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市
 年 月 日付けで申請のありました液化石油ガス販売事業者については、次の理由により認定しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

告示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 1 4 号様式 (第 2 0 条関係)

液化石油ガス販売事業者認定書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

年 月 日付けで申請のありました液化石油ガス販売事業者については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条の 6 第 1 項の規定により認定します。

年 月 日

川崎市長 印

1 登録の年月日及び登録番号

2 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

第 1 6 号様式 (第 2 2 条関係)

貯蔵施設等設置許可書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

年 月 日 付けで申請のありました貯蔵施設・特定供給設備の設置
については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 6 条第
1 項の規定により許可します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 販売所の名称及び所在地
- 3 貯蔵施設・特定供給設備の所在地
- 4 貯蔵施設・特定供給設備の貯蔵能力

第 1 7 号様式 (第 2 2 条関係)

貯蔵施設等設置不許可通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市
年 月 日 付けで申請のありました貯蔵施設・特定供給設備の設置
については、次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の
取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場
合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して
6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起する
ことができます。

第18号様式(第23条関係)

貯蔵施設等変更許可書	
川崎市指令消 第 号	様
住所 氏名	様
年 月 日付けで申請のありました貯蔵施設・特定供給設備の変更 については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の 2第1項の規定により許可します。	
年 月 日	印
川崎市市長	
1 販売所の名称及び所在地	
2 貯蔵施設・特定供給設備の所在地	
3 変更の内容	

第19号様式(第23条関係)

貯蔵施設等変更不許可通知書	
川崎市指令消 第 号	様
住所 氏名	様
所在地 川崎市 年 月 日付けで申請のありました貯蔵施設・特定供給設備の変更 については、次の理由により許可しませんので通知します。	
年 月 日	印
川崎市市長	
理由	

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
 起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の
 取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場
 合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して
 6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起する
 ことができます。

第 2 0 号様式 (第 2 4 条関係)

貯蔵施設等完成検査不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市

年 月 日 付けで申請のありました貯蔵施設・特定供給設備の完成検査を行った結果、次の事項が基準に適合していませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

不適合事項

告示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 1 号様式 (第 2 5 条関係)

充てん設備許可書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

年 月 日 付けで申請のありました充てん設備については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 1 項の規定により許可します。

年 月 日

川崎市長 印

1 使用の本拠の名称及び所在地

2 貯蔵設備の記号及び番号

3 貯蔵能力

第 2 3 号様式 (第 2 6 条関係)

充てん設備変更許可書 川崎市指令消 第 号 様	
住所 氏名	様
年 月 日 日付で申請のありました充てん設備の変更については、 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 3 項にお いて準用する第 3 7 条の 2 第 1 項の規定により許可します。	
年 月 日	印
川崎市市長	印
1 使用の本拠の名称及びの所在地	
2 貯蔵設備の記号及び番号	
3 変更の内容	

第 2 2 号様式 (第 2 5 条関係)

充てん設備不許可通知書 川崎市指令消 第 号 様	
住所 氏名	様
所在地 川崎市 年 月 日 日付で申請のありました充てん設備については、次の理 由により許可できませんので通知します。	
年 月 日	印
川崎市市長	印
理 由	

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
 起算して 3 月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の
 取消しを求めるとは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場
 合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して
 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起す
 ることができます。

第 2 4 号様式 (第 2 6 条関係)

充てん設備変更不許可通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市
 年 月 日 付付けで申請のありました充てん設備の変更については、
 次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 5 号様式 (第 2 7 条関係)

充てん設備完成検査不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市
 年 月 日 付付けで申請のありました充てん設備の完成検査を行った結果、次の事項が基準に適合していませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

不適合事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第26号様式(第28条関係)

充てん設備保安検査不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所 氏名 様

所在地 川崎市
 年 月 日 付 け で 申 請 の あ り ま し た 充 て ん 設 備 の 保 安 検 査 を 行 っ た
 結 果、次 の 事 項 が 基 準 に 適 合 し て い ま せ ん の で 通 知 し ま す。

年 月 日

川崎市長 印

不適合事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分を取り消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第27号様式(第28条関係)

年 月 日

充てん設備使用休止・再開届書

(宛先) 川崎市長

届出者 住所

氏名

充てん設備の使用の本拠	名称	
	所在地	
充てん設備の許可	許可年月日	
	許可番号	
充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号		
充てん設備の貯蔵設備の能力		
前回の保安検査	検査年月日	
	検査番号	
休止・再開年月日		
休止・再開の理由		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4としてください。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

第 28 号様式 (第 32 条関係)

液化石油ガス販売事業報告書

(宛先) 川崎市長

報告者 住所
氏名

年 月 日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により報告
します。

- 1 報告する事業年度の期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

保安業務の委託状況	委託先の保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数
保安業務区分		
1 供給開始時点検・調査		戸
2 容器交換時等供給設備点検		戸
3 定期供給設備点検		戸
4 定期消費設備調査		戸
5 周知		戸
6 緊急時対応		戸
7 緊急時連絡		戸
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合は「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載してください。

第 29 号様式 (第 32 条関係)

保安業務実施状況報告書

(宛先) 川崎市長

報告者 住所
氏名
認定番号

年 月 日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により報告
します。

- 1 報告する事業年度の期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 保安業務実施状況

事業所の名称	事業所の所在地	保安業務資格者の数	保安業務に係る一般消費者等の数	事業年度の間に保安業務を実施した数	人
(うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示 (平成 9 年通商産業省告示第 122 号) 第 2 条第 1 号又は第 2 号に規定する数)					
保安業務の区分					
保安業務の区分					
1 供給開始時点検・調査	戸 (戸)	戸 (戸)	うち再調査	戸 (戸)	戸 (戸)
2 容器交換時等供給設備点検	戸 (戸)	戸 (戸)	うち拒否数	戸 (戸)	戸 (戸)
3 定期供給設備点検	戸 (戸)	戸 (戸)	うち完了数	戸 (戸)	戸 (戸)
			うち拒否数	戸 (戸)	戸 (戸)
4 定期消費設備調査	戸 (戸)	戸 (戸)	うち完了数	戸 (戸)	戸 (戸)
			うち拒否数	戸 (戸)	戸 (戸)
5 周知	戸 (戸)	戸 (戸)	うち書面配布	戸 (戸)	戸 (戸)
			うち電子メール	戸 (戸)	戸 (戸)
			うちファイル記録	戸 (戸)	戸 (戸)
			記録媒体	戸 (戸)	戸 (戸)
6 緊急時対応	戸 (戸)	戸 (戸)		戸 (戸)	戸 (戸)
7 緊急時連絡	戸 (戸)	戸 (戸)		戸 (戸)	戸 (戸)
3 役員又は構成員の変更の内容					

※ 受付欄

※ 経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を委託した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載してください。
- 5 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載してください。

第 3 2 号様式 (第 3 5 条関係)

許可等証明申請書

(宛先) 川崎市長
 申請者 住所
 氏名

次のとおり許可等を受けていること又は届出をしていることについて証明願います。

氏名又は名称	
事務所等の所在地	
証明を必要とする許可書等の種別	
許可等の年月日及び番号	
備考	
※受付欄	
※経過欄	

上記の内容につきましては、相違ありません。

年 月 日
 川崎市長 印

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

川崎市消防局訓令第 5 号

局 内 一 般
 消 防 署

川崎市火災予防事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 29 日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市火災予防事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市火災予防事務処理規程(平成 11 年消防局訓令第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

(4) 予防規則第 22 条の規定による消防用設備等特例適用申請書(政令第 29 条の 4 第 1 項(条例第 49 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(以下「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。)に関する基準及び第 22 条により特例適用承認の基準が示されているものを除く。)

第 12 条を次のように改める。

(着工届出書及び工事計画届の添付図書)

第 12 条 着工届出書及び工事計画届の添付図書について

は、別に定める。

第 15 条を次のように改める。

(設置届出書の添付図書)

第 15 条 設置届出書の添付図書については、別に定める。

第 21 条第 2 項中「前項の規定による特例適用申請書の審査は、」の次に「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準又は」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(特例適用申請書の添付図書)

第 22 条の 2 特例適用申請書の添付図書については、別に定める。

別表第 2 (12 条関係)を削る。

第 3 号様式の 12 中「型式番号」を「届出番号」に改める。

第 3 号様式の 13 中「型式番号」を「認定番号」に改める

第 6 号様式漏電火災警報器の項中「型式番号」を「届出番号」に改め、同様式火災通報装置の項中「型式番号」を「認定番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上で引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防局訓令第6号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防吏員服制等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防吏員服制等に関する規程の一部
を改正する訓令

川崎市消防吏員服制等に関する規程（平成13年消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、消防局長が特に認めたときは、戸籍上の性別によらないで着用することができるものとし、服制等の制式の変更に必要な事項は、消防局長が別に定める。

第3条を次のように改める。

（貸与品の貸与等）

第3条 規則第3条に規定する貸与品（以下「貸与品」という。）の貸与、第4条に規定する再貸与、第6条に規定する返納、第7条に規定する弁償及び第8条に規定する廃棄に必要な事項は、消防局長が別に定める。

第8条を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第7号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防職員の自己啓発等休業に関する
規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の自己啓発等休業に関する規程（平成29年消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「（懲戒免職の処分を除く。）」を削り、同項第3号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「法第28条の2第1項」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第2条」に、「法第28条の3第1項」を「同条例第4条第1項」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法

律第63号）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市消防局訓令第8号

局 内 一 般
消 防 署

消防職員及び主要機械の配置基準を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市消防長 原 田 俊 一

消防署(消防職員・予備職員)

	臨海消防署				川崎消防署				幸消防署				中原消防署				高津消防署				宮前消防署				多摩消防署				麻生消防署				備考				
	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員	消防員	予備員									
消防員	5	2			7	5	2			7	5	2			7	5	2			7	5	2			7	5	2			7	5	2			1	54	
予備員																																					
小計	5	2			7	5	2			7	5	2			7	5	2			7	5	2			7	5	2			7	5	2			1	54	
消防員			7	9	14			8	6	14			5	4	9			7	5	12			5	4	9			5	4	9			5	4	9	8	88
予備員																																					
小計			7	9	14			8	6	14			5	4	9			7	5	12			5	4	9			5	4	9			5	4	9	8	88
合計	5	2	7	9	28	7	5	2	8	6	28	7	5	2	7	5	2	5	4	24	7	5	2	5	4	14	5	4	14	5	2	5	4	14	15	142	

消防局・消防署(警防要員) 1

日勤	航空隊要員	変則勤務	人員	合計		臨海消防署					川崎消防署				幸消防署				中原消防署																	
				本署	予備員	戸倉町	殿町	藤崎	湊島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	新河原	早間	加瀬	小計	本署	刈宿	井田	小田中	小計												
	ヘリコプター	人員	21	21																																
	指揮者	人員	48	6																																
	消防ポンプ自動車	人員	331	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
	大型動力ポンプ自動車	人員	272	8		8	8			24	10	10		20	8	8	8	8	32	10	8	8	10	36												
	水槽付消防ポンプ自動車(*1)	人員	11	*	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
	はしご自動車	人員	8	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
	救助工作車	人員	32	4						4	4			4	4																					
	化学消防車	人員	8	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
	大型化学消防車	人員	80	10						10	10			10	10																					
	大型化学高所放水車	人員	5	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	支援車	人員	8							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	高発泡車	人員	21							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	震災工作車	人員	8							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	電源車	人員	8							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	ホース延長車	人員	1							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	水災害対応車	人員	1							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	救急自動車	人員	2							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	ポンプ積載車	人員	29	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	指揮車	人員	174	6		6	6			18	6	6	6	18	6	6	6	6	24	6	6	6	6													
	特殊災害対応自動車	人員	8	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1														
	特別高度工作車	人員	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	大型除染システム搭載車	人員	48	6						6	6			6	6																					
	消防艇	人員	2	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1														
	その他車両	人員	6	6						6	6			6	6																					
	通信要員	人員	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
	退休等要員(*2)	人員	83	29	4	2	2	2	2	12	4	2	6	4																						
	合計	人員	380	26	16	4	4	3	4	31	13	3	2	18	14	2	3	2	21	15	2	2	2													
		人員	1176	52	76	22	24	24	14	160	70	28	22	120	64	22	22	24	132	68	12	22	28													

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 最低操作人員に退休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局・消防署(警防要員) 2

日勤	新空隊要員	高津消防署					宮前消防署					多摩消防署					麻生消防署									
		本署	子母口	新作	根ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	粟谷	小計	本署	王禅寺	百合丘	穂生	栗木	小計	
変則勤務	ヘリコプター	車面																								
隔日勤務(署長・担当課長(警防統括担当)を含む。)	指揮者	人員	6				6					6							6	6					6	
	消防ポンプ自動車	車面	1	1	1	1	5	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	
		人員	8	8	8	8	40	8	8	8	8	48	8	8	8	8	8	8	32	8	8	8	8	8	40	
	大型動力ポンプ自動車	車面																								
	水槽付消防ポンプ自動車(*1)	車面	1				1	1				2	1						1	1					1	
		人員	1				1	1				1	1						1	1					1	
	はしご自動車	車面	4				4	4				4	4						4	4					4	
		人員	4				4	4				4	4						4	4					4	
	救助工作車	車面	1				1	1				1	1						1	1					1	
		人員	10				10	10				10	10						10	10					10	
	化学消防車	車面		1			1																			
		人員																								
	大型化学消防車	車面																								
		人員																								
	大型化学高所放水車	車面																								
		人員																								
	支援車	車面																								
		人員																								
	高発泡車	車面																								
		人員																								
	震災工作車	車面																								
		人員																								
	電源車	車面																								
		人員																								
ホース延長車	車面																									
	人員																									
水災害対応車	車面	1				1																				
	人員																									
救急自動車	車面	1	1			3	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	4	
	人員	6		6		18	6	6	6	6	30	6	6	6	6	6	6	24	6	6	6	6	6	6	24	
ポンプ積載車	車面	1				1					1	1						1	1						1	
	人員	1				1					1	1						1	1						1	
指揮車	車面	1				1					1	1						1	1						1	
	人員	6				6					6	6						6	6						6	
特殊災害対応自動車	車面					1					1															
	人員																									
特別高度工作車	車面																									
	人員																									
大型除染システム搭載車	車面										1	1														
	人員																									
消防艇	車面																									
	人員																									
その他車両	車面	4			1	5	8				1	7	6	1				7	5		1			1	7	
	人員																									
通信要員	人員	4	2			6	4				2	6	4	2				6	4				2		6	
週休等要員(*2)	車面	22	4	8	4	8	46	22	8	8	4	8	58	20	8	8	8	44	22	8	4	8	8	50		
	人員	12	2	2	2	2	20	14	2	2	4	26	13	3	2	2	20	12	2	2	2	3	3	21		
合計	車面	66	14	22	12	22	136	66	22	22	22	142	168	64	24	22	22	132	66	22	12	24	22	146		
	人員																									

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局 消防機械

消防機械	合計	消防局																								局合計													
		総務部											警防部											予防部															
		企画担当	小計	車務係	経理係	消防団・防災関係	小計	人事係	初任教育訓練所	職員厚生係	音楽隊担当	小計	施設係	装備係	小計	警防係	計画係	訓練係	小計	救急管理係	救急指導係	情報係	指令第1係	指令第2係	小計		航空隊	航空救助係	整備係	小計	予防係	設備係	調査係	小計	査察計画係	査察係	小計	危険物担当	検査担当
消防ポンプ自動車	33																																						
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	11																																						
化学消防車	5																																						
大型化学消防車	2																																						
大型化学高所放水車	1																																						
はしご自動車	8																																						
救助工作車	8																																						
高発泡車	1																																						
電源車	1																																						
救急自動車	29																																						
指揮車	9													1					1																				
支援車	1																																						
震災工作車	1																																						
大型動力ポンプ自動車	1																																						
ホース延長車	1																																						
ポンプ積載車	8																																						
水災害対応車	2																																						
特殊災害対応自動車	2																																						

消防署 消防機械 1

	臨港消防署					川崎消防署				幸消防署				中原消防署						
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	苅宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車	1		1	1		3	1	1	2	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	*1		1		1	3	1		1	1				1	1				1	
化学消防車		1				1		1	2			1		1						
大型化学消防車			1		1	2														
大型化学高所放水車	1					1														
はしご自動車	1					1	1		1	1				1	1				1	
救助工作車	1					1	1		1	1				1	1				1	
高発泡車							1		1											
電源車										1				1						
救急自動車	1		1	1		3	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1		1	1	3
指揮車	1					1	1		1	1				1	1				1	
支援車					1	1														
震災工作車															1				1	
大型動力ポンプ自動車															1				1	
ホース延長車															1				1	
ポンプ積載車	1					1	1		1	1				1	1				1	
水災害対応車	1					1														
特殊災害対応自動車	1					1														
特別高度工作車	1					1														
大型除染システム搭載車																				
消防艇		1				1														
ヘリコプター																				
その他車両(*2)	5	2		1	1	9	5		5	6				6	5	1			6	
合計	16	4	4	3	4	31	13	3	2	18	14	2	3	2	21	15	2	2	2	21

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 消防機械 2

	高津消防署					宮前消防署						多摩消防署				麻生消防署					署合計					
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	大蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺		百合丘	穂生	栗木	小計	
消防ポンプ自動車	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	5	33
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	1					1	1				1	2	1					1	1						1	11
化学消防車		1				1																				5
大型化学消防車																										2
大型化学高所放水車																										1
はしご自動車	1					1	1					1	1					1	1						1	8
救助工作車	1					1	1					1	1					1	1						1	8
高発泡車																										1
電源車																										1
救急自動車	1		1		1	3	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	4	1	1		1	1	1	4	29
指揮車	1					1	1					1	1					1	1						1	8
支援車																										1
震災工作車																										1
大型動力ポンプ自動車																										1
ホース延長車																										1
ポンプ積載車	1					1	1					1	1					1	1						1	8
水災害対応車	1					1																				2
特殊災害対応自動車							1					1														2
特別高度工作車																										1
大型除染システム搭載車										1		1														1
消防艇																										1
ヘリコプター																										
その他車両(*2)	4			1		5	6				1	7	6	1				7	5		1		1	1	7	52
合計	12	2	2	2	2	20	14	2	2	2	4	2	26	13	3	2	2	20	12	2	2	2	2	3	21	178

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 その他車両 2

	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署				麻生消防署				審合計				
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	玉禅寺		百合丘	桃生	栗木	小計
消防ポンプ自動車				1		1					1	1		1	1			1			1			1	8
水槽付消防ポンプ自動車																							1	1	1
大型高所放水車																									1
救助工作車																									1
救急自動車	1					1	1					1	1					1	1					1	8
消防艇																									1
ヘリコプター																									
指令車																									
広報車	2					2	2					2	2					2	2					2	16
査察車	1					1	2					2	2					2	2					2	11
査察車(緊急車)																									1
警備連絡車							1					1													1
防災指導車																									
防災資器材運搬車													1					1							3
人員輸送車(消防バス)																									
人員輸送車(その他バス)																									
合計	4			1		5	6					7	6	1				7	5		1		1	7	52

* 非常用車両はその他車両に含む。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(消防職員及び主要機械の配置基準の廃止)

2 消防職員及び主要機械の配置基準(令和4年消防局訓令第9号)は、廃止する。

川崎市消防局訓令第9号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市危険物事務処理規程(平成11年消防局訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「規定する承認済印」を「規定する承認済の印」に改める。

第5条中「消防局危険物課」を「消防局主管課」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により政

令第6条第1項又は第7条第1項の規定による提出がされたときは、申請書の1部の返却については、この限りでない。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により政令第8条第1項の規定による申請がされたときは、申請書の1部の交付又は通知については、この限りでない。

第9条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により政令第8条の2第6項の規定による申請がされたときは、申請書の1部の交付又は通知については、この限りでない。

第10条第2項中「完成検査前不適合通知書」を「完成検査前検査不適合通知書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により政令第8条の2第6項の規定による申請がされたときは、申請書の1部の交付又は通知については、この限りでない。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により省令第62条の3第1項の規定による提出がされたときは、申請書の1部の交付又は通知については、この限りで

ない。

第13条第2項中「危険物製造所等設置・変更許可取りやめ届出書」を「危険物製造所等設置・変更許可取りやめ届」に改め、同条第3項中「危険物製造所等設置・変更許可申請取下げ届出書」を「危険物製造所等設置・変更許可申請取下げ届（以下「取下げ届」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により同項の規定による取下げ届の提出がされたときは、この限りでない。

第18条第3項中「規定する届出済印」を「規定する届出済の印」に改める。

第20条第3項中「当該申請書の副本」を「予防規則第14条第2項に規定する検査済の印を押した申請書の副本」に改める。

第22条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により法第9条の3第1項の規定による届出がされたときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第10号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する

訓令

川崎市火災予防査察規程(平成17年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「〔「高压法」という。〕の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)」を加える。

第2条第2号中「第62条」の次に「、液石法第83条」を、「高压ガス関係施設」の次に「、液化石油ガス関係施設」を加え、「若しくは高压ガス」を「、高压ガス」に改め、同条第3号中「火薬類取締法令又は高压ガス保安法令」を「火取法令、高压法令又は液石法令」に改め、同条第7号及び第8号を削り、同条第9号中「、法第36条」を「若しくは法第36条」に、「又は火薬類取扱副保安責任者」を「若しくは火薬類取扱副保安責任者」に、「、検査主任者」を「若しくは検査主任者、液化石油ガス業務主任者(代理者を含む。)」に、「又は副防災管理者」を「若しくは副防災管理者」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第10号を第8号とし、第11号から第14号までを2

号ずつ繰り上げ、同条第15号中「火薬類業務又は高压ガス業務」を「火取法業務、高压法業務又は液石法業務」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第16号を第14号とし、第17号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、同条第22号中「高压法」の次に「、液石法」を加え、同号を同条第20号とし、同条中第23号を第21号とし、同条第24号中「又は火取法」を「、火取法」に、「又は高压法」を「、高压法」に改め、「第38条」の次に「又は液石法第37条の7第1項」を加え、「火薬類関係施設等又は高压ガス関係施設等」を「火薬類製造業者等、高压ガス第1種製造者等又は液化石油ガス貯蔵施設等」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の2号を加える。

(23) 認定の取消し 法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)又は液石法第35条の3若しくは第35条の10の規定に基づき、特例認定を受けた防火対象物等又は保安機関等に関する認定の効力を将来に向かって失わせる意思表示をいう。

(24) 登録の取消し 高压法第53条又は液石法第25条若しくは第26条の規定に基づき、容器検査所又は液化石油ガス販売事業者に関する登録の効力を将来に向かって失わせる意思表示をいう。

第2条中第25号及び第26号を削り、第27号を第25号とし、第28号から第35号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条中「危険物課長」を「保安課長」に改める。

第12条第2項中「又は第46条第2項」を「若しくは第46条第2項」に、「又は第63条第2項」を「若しくは第63条第2項又は液石法第82条第1項若しくは第2項」に、「又は第4号様式の3」を「、第4号様式の3又は第4号様式の4」に改める。

第13条第5項中「又は消防署長」を削り、「火薬類取締法施行規則」を「火取法施行規則」に改め、同条第6項中「又は消防署長」を削り、同条に次の1項を加える。

7 消防長は、液石法第83条第3項の規定により液化石油ガスを収去する場合は、収去証(液石法施行規則様式第60)を関係者に交付しなければならない。

第14条第2項中「及び高压法」を「、高压法及び液石法」に改め、同条第4項及び第5項中「又は消防署長」を削り、同条第6項中「又は消防署長」及び「速やかに」を削り、同条に次の1項を加える。

7 消防長は、液石法第87条第1項の規定により、同法第26条の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を神奈川県公安委員会に通報しなければならない。

第19条第1項中「第62条」の次に「、液石法第83条」を加える。

第21条第1項中「高压ガス関係施設立入検査結果通知票(第11号様式の18)」の次に「、液化石油ガス関係施設立入検査結果通知票(第11号様式の23)」を加える。

第22条中「高圧ガス関係施設改善結果・計画書（第11号様式の19）」の次に「、液化石油ガス関係施設改善結果・計画書（第11号様式の24）」を加える。

第23条第1項中「高圧ガス容器検査所立入検査票（第11号様式の17）」の次に「、液化石油ガス販売事業者立入検査票（第11号様式の20）、保安機関立入検査票（第11号様式の21）、充てん事業者立入検査票（第11号様式の22）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 消防長は、液石法第82条第1項又は第83条第1項若しくは第2項に規定する経済産業大臣の権限に属する販売所等の報告の徴収又は立入検査を行い、液石法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるとき等は、経済産業局長等に報告するものとする。

第31条の2中「又は消防署長」を削る。

第31条の3第1項中「又は消防署長」を削る。

第33条第1項に次の1号を加える。

(5) 液石法第22条に基づく資格等の取消し、液石法第25条に基づく登録の取消し、液石法第26条に基づく登録の取消し若しくは事業の停止の命令、液石法第35条の3若しくは第35条の10に基づく認定の取消し又は液石法第37条の7第1項に基づく許可の取消し
第33条第2項第5号中「および」を「及び」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 液石法第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第34条第3項、第35条第3項、第35条の2、第35条の5、第37条の5第3項及び第37条の7第1項に基づく命令

第34条中「又は第19号様式の4」を「、第19号様式の4又は第19号様式の5」に改める。

第36条に次の1項を加える。

3 消防長は、液石法第88条第3項の規定により、同法第35条の6第1項の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第39条第1項中「又は高圧法」を「、高圧法」に改め、「第53条」の次に「又は液石法第26条若しくは第37条の7第1項」を加える。

第40条第1項に次の1号を加える。

(9) 液石法第36条第1項又は第37条の4第1項の許可について、液石法第37条の7第1項各号のいずれかに該当し、当該違反内容等から許可の取消しを行うことが相当であると認めるとき。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前項第9号の規定による許可の取消し 貯蔵施設・特定供給設備・充てん設備設置許可取消通知書（第23号様式の8）

第40条の2に次の1項を加える。

2 消防長は、液石法第35条の3又は第35条の10の規定による認定の取消しを行う場合は、認定取消通知書（第23号様式の9）を交付するものとする。

第40条の3を次のように改める。

第40条の3 登録の取消しは、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 高圧法第53条各号のいずれかに該当し、かつ、当該違反内容等から登録の取消しを行うことが相当であると認めるとき。

(2) 液石法第25条又は第26条各号のいずれかに該当し、かつ、当該違反内容等から登録の取消しを行うことが相当であると認めるとき。

2 前項の規定による登録の取消しは、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 前項第1号の規定による登録の取消し 高圧ガス容器検査所登録取消通知書（第23号様式の10）

(2) 前項第2号の規定による登録の取消し 液化石油ガス販売事業者登録取消通知書（第23号様式の11）

第47条第4項第1号中「又は第26号様式の3」を「、第26号様式の3又は第26号様式の4」に改め、同項第2号中「又は第27号様式の3」を「、第27号様式の3又は第27号様式の4」に改める。

別表第 1 中

火薬類関係施設	火取法第 2 条に規定する火薬類の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所 高圧ガス関係施設
高圧ガス関係施設	火取法第 2 条に規定する高圧ガスの製造をする者、第 1 種貯蔵所若しくは第 2 種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所

を

火薬類関係施設	火薬類の製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所
高圧ガス関係施設	高圧ガスの製造をする者、第 1 種貯蔵所若しくは第 2 種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所
液化石油ガス関係施設	液化石油ガス販売事業者、保安機関、充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所、事業所、営業所、液化石油ガス、充てん設備若しくは液化石油ガス設備工事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化石油ガス設備工事の施工場所その他その業務を行う場所

に改める。

別表第 2 中

1 2	高圧ガス関係施設
1 3	核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物
1 4	特定事業所
1 5	その他消防長又は消防署長が必要と認める消防対象物

を

1 2	高圧ガス関係施設
1 3	液化石油ガス関係施設
1 4	核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物
1 5	特定事業所
1 6	その他消防長又は消防署長が必要と認める消防対象物

に改める。

別表第 3 中

「 9 その他消防長又は消防署長が必要と認める別表第 1 に掲げる消防対象物 」

を

「 9 液化石油ガス関係施設
10 その他消防長又は消防署長が必要と認める別表第 1 に掲げる消防対象物 」

に改める。

様式目次

「 第 4 号様式の 3
第 5 号様式 」
報告徴収書
資料提出書
第 1 2 条関係
第 1 3 条関係 」

を

「 第 4 号様式の 3
第 4 号様式の 4
第 5 号様式 」
報告徴収書
報告徴収書
資料提出書
第 1 2 条関係
第 1 2 条関係
第 1 3 条関係 」

に、

「 第 1 1 号様式の 1 9
第 1 2 号様式 」
高压ガス関係施設改善結果・計画書
少量危険物及び可燃性液体類等施設立入検査票
第 2 2 条関係
第 2 3 条関係 」

を

「 第 1 1 号様式の 1 9
第 1 1 号様式の 2 0
第 1 1 号様式の 2 1
第 1 1 号様式の 2 2
第 1 1 号様式の 2 3
第 1 1 号様式の 2 4
第 1 2 号様式 」
高压ガス関係施設改善結果・計画書
液化石油ガス販売事業者立入検査票
保安機立入検査票
充てん事業者立入検査票
液化石油ガス関係施設立入検査結果通知票
液化石油ガス関係施設改善結果・計画書
少量危険物及び可燃性液体類等施設立入検査票
第 2 2 条関係
第 2 3 条関係
第 2 3 条関係
第 2 3 条関係
第 2 1 条関係
第 2 2 条関係
第 2 3 条関係 」

に、

第 1 1 号様式の 6 (第 2 3 条関係) 中

見取人	第 5 6 条の 4 第 3 項第 3 号	有 ・ 無	煙火置場に煙火を存置する場合
見取人	第 5 6 条の 4 第 3 項第 3 号	有 ・ 無	煙火置場に煙火を存置する場合は見取人を常時配置する
見取人	第 5 6 条の 4 第 5 項第 1 号 第 5 6 条の 4 第 5 項第 2 号	適 ・ 否 適 ・ 否	点火玉又は電気導火線の使用 点火玉又は電気導火線の導通又は抵抗の試験の実施
見取人	第 5 6 条の 4 第 5 項第 1 号 第 5 6 条の 4 第 5 項第 2 号	適 ・ 否 適 ・ 否	摩滅、衝撃等に対して安全な点火具の使用 点火具の導通又は抵抗の試験の実施
見取人	第 5 6 条の 4 第 5 項第 1 号 第 5 6 条の 4 第 5 項第 2 号	適 ・ 否 適 ・ 否	安全な点火具とは点火玉及び電気導火線 試験器の電流をあらかじめ測定し、0.01A 以下の電流で試験をできるだけ実施

第 4 号様式の 3 の次に次の 1 様式を加える。

第 4 号様式の 4 (第 1 2 条関係)

報 告 徴 收 書	第 号
川崎市指令消	第 号
(住所)	様
(氏名)	様
災害防止のために必要がありますので、次の事項について 年 月 日までに文書により報告するよう、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 8 2 条第 項の規定に基づき要求します。	
年 月 日	
川崎市長	印

教示

- この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市長を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 正当な理由なくこの命令に従わない場合は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により処罰されることがあります。

第 1 1 号様式の 1 0 (第 2 3 関係) 中

保安統括者 保安技術管理者 保安係員	<ul style="list-style-type: none"> 保安統括者は事業所を統括できる者を選任しているか。 保安技術管理者は技術的事項を管理できる者を選任しているか。 保安係員は製造施設区分ごとに選任されているか。 保安係員の外部委託条件は適切か。 保安係員等の代理者は選任されているか。 (法第 2 7 条の 2、第 3 3 条)	適・不適
--------------------------	--	------

を「

保安統括者 保安技術管理者 保安係員 保安監督者	<ul style="list-style-type: none"> 保安統括者は事業所を統括できる者を選任しているか。 保安技術管理者は技術的事項を管理できる者を選任しているか。 保安係員は製造施設区分ごとに選任されているか。 保安係員の外部委託条件は適切か。 保安係員等の代理者は選任されているか。 保安監督者は選任されているか。 (法第 2 7 条の 2、第 3 3 条)	適・不適
-----------------------------------	---	------

に改める。

第 1 1 号様式 1 9 (第 2 2 条関係) 中「(消防署長)」を削る。

点火回路に係る安 全な導通又は抵抗 の試験の実施	第 5 6 条の 4 第 5 項第 1 1 号	適・否	時 分 項
点火回路の無線式 の根受信による発 火防止措置	第 5 6 条の 4 第 5 項第 1 2 号	適・否	

に改める。

第 1 1 号様式の 8 (第 2 2 条関係) 中「(消防署長)」を削る。

第 1 1 号様式の 9 (第 2 3 関係) 中

保安統括者 保安技術管理者 保安係員	<ul style="list-style-type: none"> 保安統括者は事業所を統括できる者を選任しているか。 保安技術管理者は技術的事項を管理できる者を選任しているか。 保安係員は製造施設区分ごとに選任されているか。 保安係員の外部委託条件は適切か。 保安係員等の代理者は選任されているか。 (法第 2 7 条の 2、第 3 3 条)	適・不適
--------------------------	--	------

を「

保安統括者 保安技術管理者 保安係員 保安監督者	<ul style="list-style-type: none"> 保安統括者は事業所を統括できる者を選任しているか。 保安技術管理者は技術的事項を管理できる者を選任しているか。 保安係員は製造施設区分ごとに選任されているか。 保安係員の外部委託条件は適切か。 保安係員等の代理者は選任されているか。 保安監督者は選任されているか。 (法第 2 7 条の 2、第 3 3 条)	適・不適
-----------------------------------	---	------

に改める。

第 17 号様式の 5 (第 31 条の 2 関係) 中「(消防署長)」を削る。

第 18 号様式の 3 (第 32 条関係) 中「(消防署長)」を削る。

第 11 号様式の 24 (第 25 条関係)

液化石油ガス関係施設改善結果・計画書

年 月 日

川崎市消防長

届出者
(所在地)

氏名

年 月 日の検査に基づく不備事項の改善計画については、次のとおりです。

(液化石油ガス関係施設の所在地・名称等：川崎市 区)

不備事項	改善予定年月日	備考
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
備考		

(検査員)

第23号様式の8を第23号様式の10に改め、第23号様式の7の次に次の2様式を加える。

第23号様式の8 (第40条関係)

貯蔵施設・特定供給設備・充てん設備設置許可取消通知書	川崎市指令消 第 号
(住所) (氏名)	様
<p>あなたが所有（管理、占有）する液化石油ガスの貯蔵施設・特定供給設備・充てん設備について、次のような液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律違反の事実があると認められますので、同法第37条の7第1項の規定に基づき、許可を取り消します。</p>	
年 月 日	川崎市長 印
<p>1 許可を取り消す施設等 (1) 所在地 川崎市 (2) 名称 (3) 許可年月日及び番号</p>	
<p>2 違反事項</p>	

告示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となり、）提起することができます。

第19号様式の4の次に次の1様式を加える。

第19号様式の5 (第34条関係)

命 令 書	川崎市指令消 第 号
(住所) (氏名)	様
<p>次の については、 と認めますので、 の規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 により次のとおり命令します。 なお、本命令に違反しない場合は、同法 の規定により処罰されることが あります。</p>	
年 月 日	川崎市長 印
<p>所在地又は行為場所 名称又は行為内容</p>	
<p>1 命令事項</p>	
<p>2 命令理由</p>	

告示 この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となり、）提起することができます。

第 2 3 号様式の 1 0 の次に次に次の 1 様式を加える。

第 2 3 号様式の 1 1 (第 4 0 条の 3 関係)

液化石油ガス販売事業者登録取消通知書

川崎市指令消 第 号

(住所) 様

(氏名)

あなたが持っている液化石油ガス販売事業について、次のような液化石油ガスの
保安の確保及び取引の適正化に関する法律違反の事実があると認められますので、
同法第 2 5 条・第 2 6 条第 号の規定に基づき、登録を取り消します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 登録を取り消す液化石油ガス販売事業
 - (1) 所在地 川崎市
 - (2) 名称
 - (3) 登録番号
- 2 違反事項

告示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。こ
の処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査
請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の
翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者と
なります。）提起することができます。

第 2 3 号様式の 9 (第 4 0 条の 2 関係)

認定取消通知書

川崎市指令消 第 号

(住所) 様

(氏名)

あなたが認定を受けている保安機関・保安の確保の方法等について、次のような
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律違反の事実があると認め
られますので、同法第 3 5 条の 3・第 3 5 条の 1 0 第 項の規定に基づき、認定を
取り消します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 所在地、名称及び用途
- 2 認定年月日及び番号
- 3 認定取消（処分）の理由

告示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。こ
の処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査
請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の
翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者と
なります。）提起することができます。

第 2 6 号様式の 3 の次に次の 1 様式を加える。

第 2 6 号様式の 4 (第 4 7 条関係)

戒 告 書	
川崎市指合消 第 号	第 号
(住所)	
(氏名)	様
<p>次の液化石油ガス関係施設は、 の規定に違反すると認めましたの で、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 条第 項に基 つき 年 月 日付け川崎市指合消 第 号をもって 年 月 日までに することを命じましたが、いまだに履行されてい ません。</p> <p>よって、 年 月 日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行 法第 2 条の規定に基づき代執行を行い、これに要する全ての費用を徴収します。</p> <p>この旨同法第 3 条第 1 項の規定により戒告します。</p> <p>なお、代執行により生ずる損害及び処置した物件の管理については、全て責任を負 わないことを申し添えます。</p>	
所在地	川崎市長 印
名 称	
用 途	

教示 この戒告に不服のある場合は、この戒告があったことを知った日の翌日から起
 算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができず。この戒告
 の取消しを求め訴えは、この戒告があったことを知った日(前記の審査請求を
 した場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起
 算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)
 提起することができます。

第 2 7 号様式(第 4 7 条関係)中「上記消防対象物」を「次の消防対象物」
 に改める。

第 2 7 号様式の 2 (第 4 7 条関係)中「上記火薬類関係施設」を「次の火薬
 類関係施設」に改める。

第 2 7 号様式の 3 (第 4 7 条関係)中「上記高圧ガス関係施設」を「次の高
 圧ガス関係施設」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 27 号様式の 4 (第 47 条関係)

代 執 行 令 書	川崎市指合酒 第 号
	(住所)
	(氏名)
	様
年 月 日	
所在地 名称 用途	川崎市長 印
1 代執行する時期	
2 現場執行責任者 (職・氏名)	
3 代執行の内容	
4 代執行に要する費用 (概算見積額)	

次の液化石油ガス関係施設に対し、行政代執行法第 2 条の規定に基づき代執行を行うので、同法第 3 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市消防局訓令第 11 号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防団機能別団員の種類、職務、階級等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防団機能別団員の種類、職務、階級等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防団機能別団員の種類、職務、階級等に関する規程(令和 2 年消防局訓令第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 大規模災害団員のうち災害対応活動を行う機能別団員は警護部長、後方支援活動を行う機能別団員は消防部長、広報活動団員は広報部長の指揮命令の下にその職務を行う。

第 3 条を削り、第 4 条中「は、団員とし、階級移動はしない」を「異動はできない」に改め、同条を第 3 条とし、以下 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の改正に伴い、この訓令を制定するものである。

川崎市消防局訓令第 12 号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防局個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防局個人情報の保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、川崎市消防長(以下「消防長」という。)の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)

及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

（保有個人情報等管理責任者）

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、消防局の組織に関する規則（昭和38年川崎市規則第47号）第4条に掲げる課の長及び川崎市消防署の組織に関する規程（昭和53年消防局訓令第9号）第2条に規定する消防署長をもって充てる。

（開示請求の方法等）

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、消防長に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 消防長は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合、その他消防長が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

（開示決定等の通知）

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の延長の通知）

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例の通知）

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送の通知）

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行

うものとする。

（意見照会等）

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、消防長が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、消防長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる

場合に限る。)

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番 (以下「A 3 判」という。) 以下の大きさの用紙に複写したものの交付 (イに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番 (以下「A 2 判」という。) の用紙に複写したものの交付 (イに掲げる方法に該当するものを除く。)

イ 当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号オにおいて同じ。) に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ (第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)

イ 又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ (日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。) に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ (日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付

(3) 電磁的記録 (前 2 号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、消防長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付 (エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第 11 条 法第 87 条第 3 項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書 (第 11 号様式) 又は政令第 26 条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第 12 条 保有個人情報の開示は、消防長が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない

らない。

3 消防長は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、消防長がやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第12号様式)又は法第91条第1項各号(条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、消防長に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 消防長は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合、その他消防長が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第16号様式)により行

うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第17号様式)により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(第18号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第19号様式)又は法第99条第1項(条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、消防長に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 消防長は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合、その他消防長が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第20号様式)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(第21号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第22号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第23号様式)により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、消防長がやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納

付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第 8 号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

（記載事項の変更の申出）

第25条 法第112条第 1 項の規定による提案を行った者又は法第118条第 1 項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第 2 項（法第118条第 2 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を消防長に申し出るものとする。

（保有個人情報の取扱い等）

第26条 消防局の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年消防局訓令第18号）は、廃止する。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	保有個人情報開示請求書	第 4 条第 1 項
2	保有個人情報開示決定通知書	第 5 条第 1 項
3	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	第 5 条第 2 項
4	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第 6 条
5	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第 7 条
6	保有個人情報開示請求事案移送通知書	第 8 条
7	第三者意見照会書（法第86条第 1 項適用）	第 9 条第 1 項
8	第三者意見照会書（法第86条第 2 項適用）	第 9 条第 2 項
9	保有個人情報開示決定等意見書	第 9 条第 3 項
10	保有個人情報の開示に関する通知書	第 9 条第 4 項
11	開示の実施方法等申出書	第11条
12	保有個人情報訂正請求書	第14条第 1 項
13	保有個人情報訂正決定通知書	第15条第 1 項

14	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	第15条第 2 項
15	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第16条
16	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第17条
17	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	第18条
18	保有個人情報訂正通知書	第19条
19	保有個人情報利用停止請求書	第20条第 1 項
20	保有個人情報利用停止決定通知書	第21条第 1 項
21	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	第21条第 2 項
22	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第22条
23	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第23条
24	行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書	第25条

第1号様式

保有個人情報開示請求書

(宛先) 川崎市消防長

年 月 日

(ふりがな) 氏名

〒

住所又は居所

電話番号

()

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報開示を請求します。(具体的に特定してください。)

開示を請求する保有個人情報	
求める開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 実施の方法 > <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () < 実施の希望日 > 年 月 日 <input type="checkbox"/> 事務所管課 <input type="checkbox"/> 行政情報課 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。

1 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 開示請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。 3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。) ア <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) 本人の氏名 _____ イ _____ ウ 本人の住所又は居所 _____ 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: <input type="checkbox"/> 戸籍簿 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____ 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 () _____

所管課:	
受付場所:	
受付:	年度第 号 () 受付)
備考:	

注 1 「氏名」「住所又は居所」「及び」「電話番号」「欄」について、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「求める開示の実施方法等」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示又は写しの送付)について希望がある場合に記載してください。
 なお、開示の実施の方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。
 3 □のある欄には該当する□に印を付してください。

第2号様式

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

川崎市消防長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示する保有個人情報	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
不開示とした部分とその理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば不開示とした部分 () を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法等	1 開示の実施の方法等 <input type="checkbox"/> 文書又は図面 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (口写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) (口郵便又は信書便による送付) 2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 年 月 日 午前 時から 午後 時までの間 年 月 日 午前 時から 午後 時までの間 ※ 当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。 _____ にお越しください。
事務所管課	消防局 消防署 消防係 電話番号 _____

注 1 開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
 2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載しています。
 3 この処分については不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分を取り消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となりま)提起することができます。

第 3 号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

様
第 年 月 日
川崎市消防長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり不開示とすることに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等		消防局	部	課	係
開示しないこととした理由		消防署	課	係	係
時限性開示	年 月 日以後であれば開示をしないこととした()を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。	電話番号	課	係	係
事務所管課					

- 注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなると時期をあらかじめ明示することができますと記載しています。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 4 号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様
第 年 月 日
川崎市消防長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等		消防局	部	課	係
条例第 1 0 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで	消防署	課	係	係
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	電話番号	課	係	係
延長の理由					
事務所管課					

第 5 号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

様
 第 年 月 日
 川崎市消防長 印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護の保護に関する法律施行条例第 11 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 11 条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 (年 月 日までに可能な部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。)
事務所管課	消防局 部 課 係 消防署 電話番号 係 電話番号 係

第 6 号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

様
 第 年 月 日
 川崎市消防長 印

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 85 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。
 なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名: 担当者名: 所在地: 電話番号:
備考	
事務所管課(移送元)	消防局 部 課 係 消防署 電話番号 係 電話番号 係

第9号様式

保有個人情報開示決定等意見書

(宛先) 川崎市消防長
 氏名 _____
 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住所又は居所 _____
 (法人その他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地)
 電話番号 _____ (_____)

年 月 日付で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由

注 □のある欄には、該当する□に印を付してください。

第10号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

様
 第 年 月 日
 川崎市消防長 印
 _____から 年 月 日付で「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました。保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報のうち開示することとしたもの	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	消防局 消防署 課 係 係 電話番号 _____

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 1 1 号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市消防長
 (ふりがな) 氏 名 氏 名
 住所又は居所 〒
 電話番号 ()

年 月 日

個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書の番号等	文書番号： 年 月 日 付：
開示請求に係る保有個人情報の名称等	<input type="checkbox"/> 閲覧・聴取・視聴 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 () <input type="checkbox"/> 事務所管課 <input type="checkbox"/> 行政情報課 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 () <input type="checkbox"/> 写し等の窓口での交付 <input type="checkbox"/> 事務所管課 <input type="checkbox"/> 行政情報課 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 () <input type="checkbox"/> その他 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後
写しの送付の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 1 のある欄には、該当する 内にレ印を記入してください。
 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から 3 0 日以内に行ってください。

第 1 2 号様式

保有個人情報訂正請求書

(宛先) 川崎市消防長
 (ふりがな) 氏 名 氏 名
 住所又は居所 〒
 電話番号 ()

年 月 日

個人情報の保護に関する法律第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日 付： 開示を受けた日： 年 月 日 年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

- 1 訂正請求者： 本人 法定代理人 任意代理人
- 2 訂正請求者の本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 本人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 ()
- ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の 3 0 日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
- 3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (1) 本人の状況
 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人 任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (2) 本人の氏名
 (3) 本人の住所又は居所
- 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書： 戸籍簿 登記簿 登記事項証明書 その他 ()
- 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書： 委任状 その他 ()

所 管 課：	
受付場所：	
受 付 付：	年 度 第 号 (受 付)
備 考：	

注 1 「氏名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄については、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合、当該本人の氏名、住所又は居所及び電話番号が記載された請求書に代えて、「理由」は訂正請求の趣旨及び理由欄、「趣旨」欄は「趣旨」欄に記載してください。
 2 「訂正請求の理由」欄は、本欄に記載する趣旨、それと別紙に記載してください。
 なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その裏面を添付してください。
 3 のある欄には、該当する 内にレ印を記入してください。

第13号様式

保有個人情報訂正決定通知書

様
 年 月 日
 第 年 月 日
 川崎市消防長 印

日付で訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務所管課	消防局 部 課 係 消防署 課 係 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第14号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

様
 年 月 日
 第 年 月 日
 川崎市消防長 印

日付で訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務所管課	消防局 部 課 係 消防署 課 係 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 1 5 号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様
年 月 日
第 年 月 日
川崎市消防長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護の保護に関する法律施行条例第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 5 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	消防局 部 課 係 消防署 課 係 電話番号 電話番号 一

第 1 6 号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様
年 月 日
第 年 月 日
川崎市消防長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	消防局 部 課 係 消防署 課 係 電話番号 電話番号 一

第 1 7 号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日
 様
 川崎市消防長 印

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 96 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。
 なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等		係 係
移送をした日	年 月 日	課 課
移送の理由		—
移送先の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	消 防 局 部 署 消 防 署 電 話 番 号
備 考		—
事務所管課 (移送元)		消 防 局 部 署 消 防 署 電 話 番 号

第 1 8 号様式

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 日
 様
 川崎市消防長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等		係 係
訂正請求者の氏名等 保有個人情報特定 するための情報	(氏名、住所等)	課 課
訂正請求の趣旨		—
訂正決定をした 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)	消 防 局 部 署 消 防 署 電 話 番 号
訂正をした年月日	年 月 日	—
事務所管課		消 防 局 部 署 消 防 署 電 話 番 号

第 1 9 号様式

保有個人情報利用停止請求書

(宛先) 川崎市消防長

年 月 日

(ふりがな) 氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報
の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書の文書番号: 年 月 日

開示決定通知書の交付日: 年 月 日

開示を受けた日: 年 月 日

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

(題旨)

利用停止請求の趣旨及び理由

消去 削除 提供の停止

1 利用停止請求者: 本人 法定代理人 任意代理人

2 利用停止請求者の本人確認書類の種類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 ()
 ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の 30 日前までに交付された住民票の写し (複写したものは不可) を添付してください。

3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。)
 (1) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 未成年後見人 任意代理人委任者 (ふりがな)
 (2) 本人の氏名
 (3) 本人の住所又は居所

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類: 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類: 委任状 その他 ()

処理欄

所 管 課: _____

受付場所: _____

受 付 日: _____ 年 度 第 _____ 号 (_____ 受付)

備 考: _____

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄については、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 2 0 号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日 付 け で 利 用 停 止 請 求 の あ り ま り し た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は 、 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 1 0 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 利 用 停 止 す る こ と に 決 定 し ま し た の で 通 知 し ま す 。

様

川崎市消防長 印

第 年 月 日

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	(利用停止の内容)
利用停止請求の趣旨	(利用停止の理由)
利用停止の内容及び理由	消防局 消防署 課 係
事務所管課	課 係

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 1 号様式

保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書

様
 第 年 月 日
 川崎市消防長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	消防局 部(署) 課 係 電話番号

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 2 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

様
 第 年 月 日
 川崎市消防長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 8 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	消防局 部 課 係 消防署 電話番号

第 2 3 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号
様 川崎市消防長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報
の保護に関する法律第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長
することとしましたので通知します。

利用停止請求に 係る保有個人情報 の名称等	
法律第 103 条の規定 (利用停止決定等の 期限の特例)を適用 する理由	
利用停止決定等 をする期限	年 月 日
事務所管課	消防局 部 課 係 消防署 課 係 電話番号 一

第 2 4 号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

(宛先) 川崎市消防長 年 月 日

(ふりがな)
氏名
(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所又は居所 丁
(法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)
【連絡先】
担当部署名
担当者名
電話番号 ()
電子メールアドレス

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報その用に供して行う事業に
関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報その用に供して行う事業に
関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報保護の保護に関す
る法律施行細則第 30 条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
備考		

2 変更事項に係る添付書類名

--

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っていた
た行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に
記載してください。
2 上記 1 の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、
その書面を添付してください。
3 上記 2 の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市消防局訓令第13号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防局の情報公開に関する運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防局の情報公開に関する運用規程
の一部を改正する訓令

川崎市消防局の情報公開に関する運用規程（平成13年消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第 9 条 を 次 の よう に 改 め る。

（開示の方法）

第 9 条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第 2 項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（条例第 16 条第 3 項の規定が適用される場合にあっては、次項第 1 号アに規定するもの）の閲覧
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧
- (4) スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第 2 項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、消防長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
 - ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大き

さの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

- イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第 2 項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前 2 号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、消防長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができ

- るもの
- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
- エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、消防長が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 第3号様式を次のように改める。

第3号様式

開示請求承諾通知書(全部開示) 様 川崎市消防長 印 年 月 日付けの開示請求については、次のとおり承諾します。	号 日 第 年
	年 月 日 午前 午後 時から 時まで の間に_____にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。
開示請求に係る公文書の名称又は内容	<input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付(<input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付)
開示の日時及び場所	消防局 部 課 消防署 課 電話番号 _____
開示の方法	係 係 係 係
事務所 課	係 係 係 係

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消を求めるとは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市長を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 改正後の規程第9条の規定は、この訓令の施行の日以後に川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従

前の例による。

- 3 この訓令による改正前の訓令の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防局訓令第14号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局公文書管理規程（昭和61年消防局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、危険物課」を「、保安課」に改める。

第 24 条中「、総務局長」を「、総務企画局長」に改める。

第 37 条第 2 項第 4 号中「川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第 1 項若しくは第 4 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第 1 項」に改める。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日消防局訓令第 号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過処置）
- 2 この訓令の施行の前日に川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年川崎市条例第76号）附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第 1 項又は第 4 項の規定による開示の請求があった公文書に係るこの訓令による改正前の訓令の規定による保存期間の延長については、なお従前の例による。

川崎市消防局訓令第15号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員出勤記録整理規程及び川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防職員出勤記録整理規程及び川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令

（川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部改正）

第 1 条 川崎市消防職員出勤記録整理規程（昭和45年消防局訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「危険物課」を「保安課」に改める。

（川崎市消防局警防規程の一部改正）

第 2 条 川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「危険物課長」を「保安課長」に、「規制係長」を「担当係長〔危険物〕」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会規則

川崎市教育委員会規則第 3 号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
第 3 条の表中

学校教育部	指導課	指導事務係
	支援教育課	支援教育係
	健康教育課	

を

学校教育部	指導課	指導事務係
	支援教育課	
	健康教育課	

に改める。

第 4 条の表生涯学習部の部地域教育推進課の項第 3 号中「特別開放施設」を「川崎市子ども会議」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市教育委員会規則第 4 号

川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市博物館の登録等に関する規則（平成27年川崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第10条」を「第14条」に改める。

第 3 条第 1 項中「第11条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 法第12条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、博物館資料目録（第 3 号様式）、職員名簿（第 4 号様式）、博物館

の事業の用に供する建物・土地の概要(第5号様式)
その他教育長が必要と認める書類とする。

第3条第3項から第5項までを削る。

第4条の見出し中「登録要件」を「登録」に改め、同条中「第12条の規定による」を「第13条第1項に規定する」に、「登録要件」を「登録」に改め、「審査」の次に「、法第18条の規定による勧告及び命令」を加え、「第14条第1項」を「第19条」に改め、「当該博物館の」及び「、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取」を削る。

第5条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、「当該登録事項の変更があった日から1箇月以内に」を削り、同条ただし書中「9月末日及び3月末日」を「6月末日」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を削る。

第8条中「第21条」を「第25条」に、「当該指定要件を欠くに至った日」を「施行規則第24条第1項に規定する要件を備えなくなった日」に、「第8号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定等の審査方法)

第9条 施行規則第24条第1項の規定による指定の審査又は施行規則第27条の規定による指定の取消しに当たっては、必要に応じて学識経験者からの意見の聴取及び実地調査を行うものとする。

第7条第1項中「第19条第2号に掲げる図面は、配置図、平面図、立面図及び当該施設周辺図」を「第23条第1項に規定する指定申請書は、第9号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 施行規則第23条第2項第2号に掲げる書類は、第3条第2項に掲げる書類に準ずるもののほか、教育長が必要と認める書類とする。

第7条第3項及び第4項を削り、同条を第8条とする。

第6条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第6条 法第16条の規定による報告は、定期報告書(第7号様式)により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第 2 号様式

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所 名 称
住 名 称
申 請 者 名
連 絡 先

次の博物館を設置したいので、博物館法第 11 条の規定により、登録を申請します。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	

第 3 号様式

博 物 館 資 料 目 録

資料種別 分類	実 物		標 本		模 複		写 写		模 複		型 造		図 文		書 献		図 表		写 真		フ ィ ル ム		レ コ ー ド		そ の 他		備 考		
	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量	種 類 名	数 量			

- 注 1 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。
- 2 数量は単位まで記載してください。
- 3 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

第 4 号様式を削る。

第 5 号様式中「担当事務」を「職務内容」に改め、同様式を第 4 号様式とし、同様式の次に次の様式を加える。

第 5 号様式

博物館の事業の用に供する建物・土地の概要

1 建物

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部 屋 名	面 積 m^2	階 層	部 屋 名	面 積 m^2

(4) 保有形態

2 土地

所 在 及 び 地 番	面 積 m^2	保 有 形 態

第6号様式中「に変更があった」を「を変更する」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第8号様式中「次の博物館相当施設」を「次の指定施設」に、「欠くに至った」を「備えなくなった」に、「第21条」を「第25条」に改め、同様式を第10号様式とし、同様式の前に次の様式を加える。

第9号様式

指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住所
名称
電話

次の施設について、博物館に相当する施設として指定を受けたいので、博物館法施行規則第23条第1項の規定により別添関係書類を添えて申請します。

設 置 者	名 称	
	住 所	
施 設 名	名 称	
	所 在 地	
	設 立 年 月 日	

第 7 号様式中「第 15 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改め、同様式を第 8 号様式とし、第 6 号様式の次に次の様式を加える。

第 7 号様式

定 期 報 告 書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

申請者
施設名
住 所

博物館法第 16 条の規定により、次のとおり報告します。

対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

項 目	記入欄
1 博物館の設置者の名称及び住所の変更	有 ・ 無
2 博物館の名称及び住所の変更	有 ・ 無
3 学芸員の人数	人
4 博物館資料の数 (年 月 日現在)	件
5 年間の開館日数	日
6 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更	有 ・ 無
7 活動実績	

備考 1、2及び6の欄は、該当するものを○で囲んでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

川崎市教育委員会規則第5号

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市情報公開条例施行規則（平成13年川崎市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(開示の方法)

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に

支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機

器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前 2 号又は次項に該当するものを除く。)次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第 3 号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)

2 改正後の規則第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後に川崎市情報公開条例(平成 13 年川崎市条例第 1 号)第 6 条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市教育委員会規則第 6 号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育委員会(以下「委員会」という。)の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年川崎市条例第 76 号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第 3 条 条例第 3 条に規定する保有個人情報等管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和 46 年川崎市教育委員会規則第 19 号)第 3 条に規定する課の長(室にあっては、担当課長)

(2) 川崎市総合教育センター処務規則(昭和 61 年川崎市教育委員会規則第 10 号)第 4 条第 1 項に規定する室長

(3) 川崎市学校給食センター条例施行規則(平成 29 年川崎市教育委員会規則第 12 号)第 4 条第 1 項に規定する所長

(4) 川崎市教育機関事務分掌規則(平成 3 年川崎市教

育委員会規則第4号)第5条第1項に規定する教育機関の長。ただし、教育文化会館分館、市民館分館及び図書館分館の長を除く。

(5) 川崎市立学校の長
(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法
(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(第4号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(第5号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(第6号様式)により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第1項適用)(第7号様式)により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第2項適用)(第8号様式)により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書(第9号様式)によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書(第10号様式)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したものの閲覧

(4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。)当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)次に掲げる方法(イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)

又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に

出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第 11 条 法第 87 条第 3 項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第 11 号様式）又は政令第 26 条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（開示の実施）

第 12 条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（訂正請求の方法等）

第 13 条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第 12 号様式）又は法第 91 条第 1 項各号（条例第 13 条第 1 項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第 2 号を除く。）に掲げる

事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第14条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第15条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第16条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第16号様式)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第17条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第17号様式)により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第18条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(第18号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第19条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第19号様式)又は法第99条第1項各号(条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第20条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第20号様式)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(第21号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第21条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第22号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第22条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第23号様式)により行うものとする。

(記載事項の変更の申出)

第23条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項(法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定により提出した書面に記載された事項に変更(行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。)が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書(第24号様式)により、その旨を委員会に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第24条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(川崎市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 川崎市個人情報保護条例施行規則(昭和60年川崎市教育委員会規則第14号)は、廃止する。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	保有個人情報開示請求書	第 4 条第 1 項
2	保有個人情報開示決定通知書	第 5 条第 1 項
3	保有個人情報開示の開示をしない旨の決定通知書	第 5 条第 2 項
4	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第 6 条
5	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第 7 条
6	保有個人情報開示請求事案移送通知書	第 8 条
7	第三者意見照会書 (法第 8 6 条第 1 項適用)	第 9 条第 1 項
8	第三者意見照会書 (法第 8 6 条第 2 項適用)	第 9 条第 2 項
9	保有個人情報開示決定等意見書	第 9 条第 3 項
10	保有個人情報の開示に関する通知書	第 9 条第 4 項
11	開示の実施方法等申出書	第 11 条
12	保有個人情報訂正請求書	第 13 条第 1 項
13	保有個人情報訂正決定通知書	第 14 条第 1 項
14	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	第 14 条第 2 項
15	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第 15 条
16	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第 16 条
17	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	第 17 条
18	保有個人情報訂正通知書	第 18 条
19	保有個人情報利用停止請求書	第 19 条第 1 項
20	保有個人情報利用停止決定通知書	第 20 条第 1 項
21	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	第 20 条第 2 項

22	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第 21 条
23	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第 22 条
24	行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書	第 23 条

第1号様式

保有個人情報開示請求書

(宛先) 川崎市教育委員会

氏名 (ふりがな) 住所又は居所 電話番号

個人情報開示を請求します。(具体的に特定してください。)

開示を請求する保有個人情報 事務所における開示の実施を希望する。 求める開示の実施方法

1 開示請求者: 本人 法定代理人 任意代理人 2 開示請求者の本人確認書類

処理欄 所管課 受付場所 受付 備考

注 1 「氏名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

第2号様式

保有個人情報開示決定通知書

様 号 第 年 月 日 川崎市教育委員会 印

年 月 日 付で開示請求のありました保有個人情報については、個人情報開示の保護に関する法律第82条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

Table with 2 columns: 開示する保有個人情報 (Not disclosed), 開示する理由 (Not disclosed), 時限性開示 (Not disclosed), 開示する保有個人情報の利用目的 (Not disclosed)

注 1 開示を受けられる際には、この通知書を職員に提示してください。 2 「時限性開示」欄に記載していただきます。

第 3 号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

様
年 月 日
川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり開示をしないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示をしない こととした理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば開示しないこととした ()を開示することができま すので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務所管課	電話番号 —

注 1 「時限性開示」欄は、開示請求をしないこととした理由がなくなる時期をあ
らかじめ明示することができるときに記載しています。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して 3 月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることが
できます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った
日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったこ
とを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市
教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 4 号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様
年 月 日
川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護に関する法律施行条例第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
条例第 1 0 条第 1 項 の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
延長の理由	
事務所管課	電話番号 —

第 5 号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

様
 年 月 日
 第 月 日
 年 月 日
 川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 11 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等を する 期 限	年 月 日 (年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。)
事務所管課	電話番号 ー

第 6 号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

様
 年 月 日
 第 月 日
 年 月 日
 川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 85 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。
 なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等 (連絡先) 部署課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	(行政機関の長等)
備考	
事務所管課 (移送元)	電話番号 ー

第9号様式

保有個人情報開示決定等意見書

(宛先)川崎市教育委員会
 氏 名 _____
 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住所又は居所 _____
 (法人その他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地)
 電話番号 _____ (_____)

年 月 日 日付で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第10号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

年 月 日 第 号 日
 様
 川崎市教育委員会 印
 _____から 年 月 日付で「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報のうち開示することとしたもの	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	電話番号 _____

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して8月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1.1 号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市教育委員会

氏名 (ふりがな) 住所又は居所 電話番号

年 月 日

個人情報保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

Table with 3 columns: 保有個人情報開示決定通知書の番号等, 開示請求に係る保有個人情報の名称等, 開示の実施を希望する日. Includes checkboxes for document type, request method, and delivery date.

注 1 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から 30 日以内に行ってください。

第 1.2 号様式

保有個人情報訂正請求書

(宛先) 川崎市教育委員会

氏名 (ふりがな) 住所又は居所 電話番号

年 月 日

個人情報保護に関する法律第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

Table with 2 columns: 訂正請求に係る保有個人情報の名称等, 訂正請求の趣旨及び理由. Includes a section for document type and date.

- 1. 訂正請求者: 本人, 法定代理人, 任意代理人
2. 訂正請求者の本人確認書類: 運転免許証, 健康保険被保険者証, 個人番号カード, 特別委任者証明書, 外国人登録証明書
3. 本人の状況: 未成年者, 成年後見人, 任意代理人委任者
4. 法定代理人が請求する場合: 戸籍謄本, 登記事項証明書, 請求資格確認書類
5. 任意代理人が請求する場合: 委任状, 請求資格確認書類

Table with 2 columns: 所管課, 受付場所. Includes fields for department, year, and recipient.

注 1 「氏名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄については、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

第 1 3 号様式

保有個人情報訂正決定通知書

様
年 月 日
第 月 日
年 月 日
川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 9 3 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務所管課	電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 4 号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

様
年 月 日
第 月 日
年 月 日
川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 9 3 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務所管課	電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 5 号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様
年 月 日
第 月 日
年 月 日
川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 5 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	電話番号 ー

第 1 6 号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様
年 月 日
第 月 日
年 月 日
川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	電話番号 ー

第 1 7 号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日

様

川崎市教育委員会 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	年 月 日
移送をした日	
移送の理由	
移送先の 行政機関の長等 (連絡先) 部署課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	(行政機関の長等)
備 考	
事務所管課 (移送元)	電話番号 —

第 1 8 号様式

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 日

様

川崎市教育委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	(氏名、住所等)
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正をした年月日	年 月 日
事務所管課	電話番号 —

第 1 1 9 号様式

保有個人情報利用停止請求書

(宛先) 川崎市教育委員会

年 月 日

氏 名 (ふりがな)
住所又は居所
電話番号

個人情報保護の保護に関する法律第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書の文書番号	開示決定通知書の文書番号	付 日	年 月 日
開示決定通知書の受けた日	開示を受けた日	年 月 日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	(事件)に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。		
利用停止請求の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 廃止の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 廃止の停止 (理由)		

- 利用停止請求者: 本人 法定代理人 任意代理人
- 利用停止請求者の本人確認書類: 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等その他 ()
 ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の 3 0 日前までに交付された住民票の写し (複写したものは不可) を添付してください。
- 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (1) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人 任意代理人委任者 (ふりがな)
 (2) 本人の氏名 _____
 (3) 本人の住所又は居所 _____
- 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類: 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
- 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類: 委任状 その他 ()

備考:
 1 「氏名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄については、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は電話番号を記載してください。
 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
 なお、本欄に記載されない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。

3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

第 2 0 号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日
第 月 日
第 年 月 日
様
川崎市教育委員会 印

個人情報保護の保護に関する法律第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	(利用停止の内容)
利用停止請求の趣旨	(利用停止の理由)
利用停止の内容及び理由	電話番号
事務所名	—

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることができます。この処分に対する審査請求を求めたことを知った日 (前記の審査請求をした場合) は、当該審査請求についての裁決があったこと (前記の日) の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として (川崎市教育委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。

第 2 1 号様式

保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書

様
 年 月 日
 川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 1 0 1 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

様
 年 月 日
 川崎市教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護に関する法律施行条例第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 8 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
延長の理由	
事務所管課	電話番号 ー

第 2 3 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市教育委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	電話番号 一

第 2 4 号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

(ふりがな) 氏 名
(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所又は居所 丁

(法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)
【連絡先】

担当部署名
担当者名
電話番号 ()
電子メールアドレス

年 月 日 付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報保護に関する法律施行細則第 23 条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
備考		

2 変更事項に係る添付書類名

--

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
- 2 上記 1 の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 上記 2 の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市教育委員会規則第 7 号

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市教育委員会
教育長 小 田 嶋 満

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則(平成11年川崎市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市教育委員会規則第 8 号

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市教育委員会
教育長 小 田 嶋 満

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の
一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則(平成13年川崎市教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 4 号中「川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第16条第 1 項若しくは第 4 項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年川崎市条例第76号)附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第16条第 1 項又は第 4 項の規定による開示の請求があった公文書に係るこの規則による改正前の規則の規定による保存期間の延長については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第 5 号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和 5 年 3 月 22 日

川崎市教育委員会
教育長 小 田 嶋 満

1 日 時 令和 5 年 3 月 29 日(水) 10 時 00 分から

2 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 15 階
第 1・2・3 会議室

3 議 事

議案第 54 号 通学区域の一部変更について

議案第 55 号 川崎市教員育成指標の改正について
(案)

議案第 56 号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 57 号 川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 58 号 川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 59 号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 60 号 人事について

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第 6 号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市教育委員会
教育長 小 田 嶋 満

1 日 時 令和 5 年 4 月 7 日(金) 13 時 00 分から

2 場 所 教育会館 第 1 会議室

3 報 告 等

川崎市教育委員会告示第 7 号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年川崎市教育委員会規則第 6 号)第 3 条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等を次のように定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 21 年川崎市教育委員会告示第 17 号は、同日に廃止する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市教育委員会
教育長 小 田 嶋 満

根拠となる条例等の条項		対象手続等
名称	条項	
川崎市情報公開条例施行規則(平成13年川崎市教育委員会規則第7号)	第3条第1項	公文書開示請求
川崎市立学校施設使用規則(昭和27年川崎市教育委員会規則第3号)	第3条	使用の申請
川崎市市民館使用規則(昭和47年川崎市教育委員会規則第29号)	第3条	使用許可申請
川崎市立図書館規則(平成2年川崎市教育委員会規則第15号)	第7条第2項	登録の申込み
川崎市教育文化会館使用規則(昭和42年川崎市教育委員会規則第3号)	第3条	使用許可申請
川崎市青少年の家条例施行規則(昭和63年川崎市教育委員会規則第12号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市少年自然の家条例施行規則(昭和52年川崎市教育委員会規則第18号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市黒川青少年野外活動センター条例施行規則(平成3年川崎市教育委員会規則第1号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市子ども夢パーク条例施行規則(平成15年川崎市教育委員会規則第9号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市博物館の登録等に関する規則(平成27年川崎市教育委員会規則第4号)	第3条	登録申請
	第5条	登録事項等の変更届出
	第6条	定期報告
	第7条	廃止の届出
	第8条	博物館相当施設指定申請
第10条	指定要件欠如の報告	
川崎市青少年科学館使用規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第11号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市立日本民家園使用規則(昭和51年川崎市教育委員会規則第11号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則(平成20年川崎市教育委員会規則第15号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
	第8条	利用許可申請
川崎市文化財保護条例施行規則(昭和34年川崎市教育委員会規則第2号)	第2条	指定申請
	第6条	補助申請
	第8条	滅失、毀損等の報告
	第9条	所在及び所有権の変更
第10条	現状の変更	

第11条	保持者の身分等の変更
第12条	再交付申請

教育委員会訓令

川崎市教育委員会訓令第1号

事務局各課
各教育機関

川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程(昭和55年川崎市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第2号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2及び第2条第4項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

所属	種別	1週間の勤務時間(勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日

学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員 (校長)	4週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上	この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分 (校長)	1 8:10 ~ 16:40 2 8:15 ~ 16:45 3 8:20 ~ 16:50 4 8:25 ~ 16:55 5 8:30 ~ 17:00	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日	川崎市教育委員会訓令第3号 事務局各課 各教育機関 川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月31日 川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満 川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 川崎市教育委員会職員服務規程(平成29年川崎市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。 第30条第1項中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。 附 則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
	高等学校(全日制)に勤務する一般事務職である職員 (校長)	38時間45分 (校長)	1 8:30 ~ 17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	川崎市教育委員会訓令第4号 事務局各課 各教育機関 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月31日 川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年川崎市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。 第8条第1項第2号中「(懲戒免職の処分を除く。)」を削り、同項第3号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「法第28条の2第1項」を「川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第2条」に、「法第28条の3第1項」を「同条例第4条第1項」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。 イ 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合 附 則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する用務に従事する職員 (校長)	38時間45分 (校長)	1 7:45 ~ 16:30 2 8:00 ~ 16:45	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	
	小学校に勤務する給食調理業務に従事する職員 (校長)	38時間45分 (校長)	1 7:30 ~ 16:15 2 7:40 ~ 16:25 3 8:00 ~ 16:45	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	
備考	<p>1 この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。</p> <p>2 この表中勤務時間の欄における時間の表記は、24時間制によるものである。</p> <p>附 則</p>					

監 査 告 示

川崎市監査告示第 1 号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 植 村 京 子
同 浅 野 文 直
同 山 田 晴 彦

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、監査委員の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)、及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年川崎市条例第 76 号。以下「条例」という。))の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第 3 条 条例第 3 条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市監査事務局規程(昭和 52 年川崎市監査訓令第 1 号)第 2 条に規定する課の長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第 4 条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第 1 号様式)又は法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、代表監査委員に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第 8 条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 代表監査委員は、第 1 項第 2 号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第 76 条第 2 項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難

である場合その他代表監査委員が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第 5 条 法第 82 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(第 2 号様式)により行うものとする。

2 法第 82 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(第 3 号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第 6 条 条例第 10 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(第 4 号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第 7 条 条例第 11 条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(第 5 号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第 8 条 法第 85 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(第 6 号様式)により行うものとする。

(意見照会等)

第 9 条 法第 86 条第 1 項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第 86 条第 1 項適用)(第 7 号様式)により行うものとする。ただし、代表監査委員が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第 86 条第 2 項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第 86 条第 2 項適用)(第 8 号様式)により行うものとする。

3 法第 86 条第 1 項及び第 2 項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書(第 9 号様式)によるものとする。

4 法第 86 条第 3 項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書(第 10 号様式)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第 10 条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。)

当該文書又は図画(法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第 1 号アに規定するもの)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これによ

り難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、代表監査委員がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

の交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、代表監査委員がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当

該各号に定める方法により難いときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書(第11号様式)又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第12条 保有個人情報の開示は、代表監査委員が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 代表監査委員は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、代表監査委員がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第12号様式)又は法第91条第1項各号(条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、代表監査委員に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 代表監査委員は、第1項第2号に掲げる方法による

訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他代表監査委員が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第16号様式)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第17号様式)により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(第18号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第19号様式)又は法第99条第1項各号(条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、代表監査委員に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 代表監査委員は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により

当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他代表監査委員が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第20号様式)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(第21号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第22号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第23号様式)により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、代表監査委員がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項(法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定により提出した書面に記載された事項に変更(行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。)が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書(第24号様式)により、その旨を代表監査委員に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第26条 監査事務局の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例施行規程(平成17年川崎市監査告示第2号)は、廃止する。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	保有個人情報開示請求書	第4条第1項
2	保有個人情報開示決定通知書	第5条第1項
3	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	第5条第2項
4	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第6条
5	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第7条
6	保有個人情報開示請求事案移送通知書	第8条
7	第三者意見照会書(法第86条第1項適用)	第9条第1項
8	第三者意見照会書(法第86条第2項適用)	第9条第2項
9	保有個人情報開示決定等意見書	第9条第3項
10	保有個人情報の開示に関する通知書	第9条第4項
11	開示の実施方法等申出書	第11条
12	保有個人情報訂正請求書	第14条第1項
13	保有個人情報訂正決定通知書	第15条第1項
14	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	第15条第2項
15	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第16条
16	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第17条
17	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	第18条
18	保有個人情報訂正通知書	第19条
19	保有個人情報利用停止請求書	第20条第1項
20	保有個人情報利用停止決定通知書	第21条第1項
21	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	第21条第2項
22	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第22条
23	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第23条
24	行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書	第25条

第 1 号様式

保有個人情報開示請求書

(宛先) 川崎市代表監査委員

年 月 日
(ふりがな) 氏 名
住所又は居所 〒
電話番号

個人情報保護に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報
求める開示の実施方法等
□事務所に於ける開示の実施を希望する。
□写しの交付
□その他
□事務所に於ける開示の実施を希望する。

1 開示請求者: □本人 □法定代理人 □任意代理人
2 開示請求者の本人確認書類
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他
※ 請求書を添付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の 3.0 日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。

3 本人の状況
(1) 本人の状況
□未成年者()年 月 日生 □成年後見人 □任意代理人委任者(ふりがな)
(2) 本人の氏名
(3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類: □戸籍簿本 □登記事項証明書 □その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類: □委任状 □その他()

処理欄
所 管 課:
受付場所:
受 付: 年 度 第 号 (受 付)
備 考:
注 1 「氏名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄については、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
2 「求める開示の実施方法等」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所に於ける開示又は写しの送付)について希望がある場合に記載してください。なお、開示の実施の方法は、開示の実施の定めるところにより、希望する方法に対応できない場合があります。
3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 2 号様式

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日
様 川崎市代表監査委員 印

個人情報保護に関する法律第 8 条第 1 項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

Table with 2 columns: 開示する保有個人情報, 不開示とした部分とその理由. Includes fields for 開示する (全部/部分), 不開示とした理由, 時限性開示 (年月日), and 開示する保有個人情報の利用目的 (開示の実施方法等).

注 1 開示を受けられる際には、この通知書を職員に提示してください。
2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載しています。
3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市代表監査委員に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める際は、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした日)を、当該審査請求についての裁決があったことを知った日(前記の審査請求を起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市代表監査委員が被告の代表者となります。))提起することができます。

第 3 号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

様
年 月 日
川崎市代表監査委員 印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば開示をしないこととし()を開示することができ、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載しています。
2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市代表監査委員に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 4 号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様
年 月 日
川崎市代表監査委員 印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護に関する法律施行条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 10 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで() 日間
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第 5 号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 11 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしますので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等を する 期 限	年 月 日 (年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。)
事務所管課	局 部 電話番号 課 係

第 6 号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 85 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しますので通知します。
なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	
事務所管課 (移送元)	局 部 電話番号 課 係

第 9 号様式

保有個人情報開示決定等意見書

年 月 日

(宛先) 川崎市代表監査委員

氏 名 _____
(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所又は居所 _____
(法人その他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地)
電話番号 _____ (_____)

年 月 日 日付で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御 意	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 10 号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

_____ から _____ 年 _____ 月 _____ 日付で「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました。保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 86 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報のうち開示することとしたもの	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	局 部 部 課 係 電話番号 _____

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市代表監査委員に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

第11号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市代表監査委員
(ふりがな) 氏名
住所又は居所
電話番号

個人情報保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

Form with fields for document number, date, and implementation methods (e.g., viewing, photocopying, etc.).

注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
注 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から30日以内に行うてくたさい。

第12号様式

保有個人情報訂正請求書

(宛先) 川崎市代表監査委員
(ふりがな) 氏名
住所又は居所
電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

Form with fields for document number, date, and reasons for correction, including checkboxes for various types of errors.

Form with fields for recipient, address, and contact information.

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄については、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
注 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄については、「趣旨」はどのような訂正を求めるかを、「理由」は訂正請求の理由を裏付ける根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
注 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 1 3 号様式

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日 付 け 日 付 け 日 付 け
第 年 月 日 号
様 川崎市代表監査委員 印

年 月 日 付 け 日 付 け 日 付 け
第 年 月 日 号
様 川崎市代表監査委員 印

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市代表監査委員に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求め訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市代表監査委員が被告の代表者となります)提起することができます。

第 1 4 号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日 付 け 日 付 け
第 年 月 日 号
様 川崎市代表監査委員 印

年 月 日 付 け 日 付 け 日 付 け
第 年 月 日 号
様 川崎市代表監査委員 印

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしない こととした理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市代表監査委員に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求め訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市代表監査委員が被告の代表者となります)提起することができます。

第15号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日
第 月 日
年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第15条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第16号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日
第 月 日
年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第 1 7 号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
移送した日	年 月 日
移送の理由	
移送先の 行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	(行政機関の長等)
備考	
事務所管課 (移送元)	局 部 課 係 電話番号 —

第 1 8 号様式

保有個人情報訂正通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正をした年月日	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 —

第119号様式

保有個人情報利用停止請求書

(宛先) 川崎市代表監査委員

年 月 日

(ふりがな) 氏 名

住所又は居所

〒

()

電話番号

個人情報保護の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	開示を受けた日： 年 月 日
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

1. 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2. 利用停止請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他()
※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求書の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。	
3. 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。)	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者(ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4. 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5. 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

所 管 課	
受付場所	
受 付 日	年 月 日
受 付 時	時 分
備 考	

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄については、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。

3 □のある欄には、該当する□内にシ印を記入してください。

第20号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

年月日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
事務所管課	局 部 電話番号 課 係

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市代表監査委員に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 2 1 号様式

保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書

第 年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

年 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報保護法第 101 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号

注 この処分について不届がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市代表監査委員に対して審査請求をすることができます。この処分の取消を求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市代表監査委員が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 年 月 日

様

川崎市代表監査委員 印

年 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護法の施行令第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 18 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号

第23号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

様
 年 月 日
 第 月 日
 号
 川崎市代表監査委員 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしますので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第24号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

(宛先) 川崎市代表監査委員
 年 月 日

(ふりがな)
 氏 名
 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住所又は居所
 工
 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)

【連絡先】

担当部署名
 担当者名
 電話番号 ()
 電子メールアドレス

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報保護の法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
備考		

2 変更事項に係る添付書類名

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
- 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市監査告示第2号

川崎市代表監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市監査委員	大村 研一
同	植村 京子
同	浅野 文直
同	山田 晴彦

川崎市代表監査委員規程の一部を改正する規程

川崎市代表監査委員規程(昭和52年川崎市監査告示第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号)」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市監査告示第3号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

川崎市監査委員	大村 研一
同	植村 京子
同	浅野 文直
同	山田 晴彦

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報公開条例施行規程(平成13年川崎市監査告示第3号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(開示の方法)

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)

当該文書又は図画(条例第16条第3項の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したものの閲覧

(4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。)当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)

次に掲げる方法(イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、代表監査委員がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に限る。次項第3号オにおいて同じ。)に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条

第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、代表監査委員がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、代表監査委員が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市代表監査委員に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市代表監査委員が被告の代表者となります。）提起することができます。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規程第9条の規定は、この規程の施行の日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

人事委員会規則

川崎市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第12号

川崎市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の苦情相談に関する規則（平成17年川崎市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第2項第2号中「法第28条の4、第28条の5又は第28条の6」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年川崎市条例第 32 号）附則第 8 項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（川崎市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年川崎市条例第 38 号）第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の川崎市職員の苦情相談に関する規則第 2 条第 2 項第 2 号の規定を適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第 13 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 46 年川崎市人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「コンプライアンス推進室の担当係長」を「コンプライアンス推進・行政情報管理部の監察・内部統制推進を担当する担当係長及び行政不服審査・内部統制評価を担当する担当係長」に、「労務課の担当係長」を「労務厚生課の勤務条件制度担当の担当係長」に、「臨海部国際戦略本部事業推進部の庶務担当の担当係長」を「臨海部国際戦略本部事業推進部の庶務を担当する担当係長」に、「労務課の職員団体関係事務の主たる担当者」を「労務厚生課の職員団体関係事務の主たる担当者」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第 14 号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成 15 年川崎市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「コンプライアンス推進室長」を削り、「デ

ジタル化推進室長」を「デジタル化施策推進室長」に改め、「情報化施策推進室長」を削り、「労務課長」を「労務厚生課長」に改め、「新型コロナウイルスワクチン調整室長」を削り、「等々力緑地再編整備室長」を「富士見・等々力再編整備室長」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第 15 号

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年川崎市人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第 16 号

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市情報公開条例施行規則（平成 13 年川崎市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

(開示の方法)

- 第 9 条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第 16 条第 2 項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。
 - (1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（条例第 16 条第 3 項の規定が適用される場合にあつては、次項第 1 号アに規定するもの）の閲覧
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これによ

り難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第 16 条第 2 項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、人事委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

の交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第 16 条第 2 項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であつて、人事委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号

に定める方法により難いときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、人事委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第17号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則
（趣旨）

第1条 この規則は、人事委員会の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条

例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

（保有個人情報等管理責任者）

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第2号）第2条に規定する課の長をもって充てる。

（開示請求の方法等）

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、人事委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 人事委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他人事委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。
（開示決定等の通知）

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の延長の通知）

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例の通知）

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送の通知）

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

（意見照会等）

第 9 条 法第 86 条第 1 項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第 86 条第 1 項適用）（第 7 号様式）により行うものとする。ただし、人事委員会が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第 86 条第 2 項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第 86 条第 2 項適用）（第 8 号様式）により行うものとする。

3 法第 86 条第 1 項及び第 2 項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第 9 号様式）によるものとする。

4 法第 86 条第 3 項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第 10 条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第 1 号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、人事委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格

A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、人事委員会がその

保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、人事委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第11号様式）又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第12条 保有個人情報の開示は、人事委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 人事委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保

有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、人事委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。

(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、人事委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 人事委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他人事委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第18号様式）により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、人事委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 人事委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他人事委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、人事委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規

則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を人事委員会に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第26条 人事委員会事務局の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務局の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(川崎市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和60年川崎市人事委員会規則第17号）は、廃止する。

様式目次

様式番号	名 称	関係条文
1	保有個人情報開示請求書	第4条
2	保有個人情報開示決定通知書	第5条第1項
3	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	第5条第2項
4	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第6条
5	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第7条
6	保有個人情報開示請求事案移送通知書	第8条
7	第三者意見照会書（法第86条第1項適用）	第9条第1項
8	第三者意見照会書（法第86条第2項適用）	第9条第2項
9	保有個人情報開示決定等意見書	第9条第3項
10	保有個人情報の開示に関する通知書	第9条第4項
11	開示の実施方法等申出書	第11条
12	保有個人情報訂正請求書	第14条第1項
13	保有個人情報訂正決定通知書	第15条第1項
14	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	第15条第2項
15	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第16条

16	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第17条
17	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	第18条
18	保有個人情報訂正通知書	第19条
19	保有個人情報利用停止請求書	第20条第1項
20	保有個人情報利用停止決定通知書	第21条第1項
21	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	第21条第2項
22	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第22条
23	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第23条
24	行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書	第25条

第1号様式

保有個人情報開示請求書

(宛先) 川崎市人事委員会委員長

年 月 日

(ふりがな) 氏名

住所又は居所 〒

電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

(具体的に特定してください。)

開示を請求する保有個人情報	<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 実施の方法 > <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 実施の希望日 > 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施の場所 > <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 行政情報課 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。
---------------	--

1 開示請求者: <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 開示請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を添付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。 3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

処理欄
所管課: _____
受付場所: _____
受付: _____ 年度第 _____ 号 (_____ 受付)
備考:

注 1 「氏名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「求める開示の実施方法等」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示又は写しの送付)について希望がある場合に記載してください。
 なお、開示の実施の方法は実施機関の定めるところにより異なりますので、希望する方法に対応できない場合があります。
 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第2号様式

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第8条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示する保有個人情報	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
不開示とした部分とその理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば不開示とした () を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
開示する保有個人情報の利用目的	1 開示の実施方法等 <input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 複製 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (□写し □複製又は信書便による送付) 2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 年 月 日 午前 午後 午前 午後 午前 午後 午前 午後 午前 午後 午前 午後
事務所管課	人事委員会事務局 電話番号 _____ 課 _____

注 1 開示を受けの際には、この通知書を職員に提示してご確認ください。
 2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載していただきます。
 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、人事委員会に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求める際は、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(人事委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 3 号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日
様
川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば開示をしないこととした()を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 一

注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができますに記載しています。
 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、人事委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(人事委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 4 号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日
様
川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護に関する法律施行条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 10 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 一

第5号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日

様

川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしますので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等を する 期 限	年 月 日 (年 月 日までに可能な部分については、開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。)
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 ー

第6号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日

様

川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。
なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部門課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 ー

第9号様式

保有個人情報開示決定等意見書

(宛先) 川崎市人事委員会委員長
 氏 名 _____
 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____ (_____)
 年 月 日 付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御 意 見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由

注 □のある欄には該当する□に印を付してください。

第10号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

第 年 月 日 号
 様
 川崎市人事委員会委員長 印
 次のとおり、_____から 年 月 日付けで保有個人情報開示決定等意見書の提出がありました。保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報のうち開示することとしたもの	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 _____

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、人事委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(人事委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 1 1 号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市人事委員会委員長
(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____
 〒 _____

個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書の番号等	文書番号： 日 付： _____ 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の名称等	□ 閲覧・聴取・視聴 □ 全部 □ 一部 (_____) □ 事務所管課 □ 行政情報課
求める開示の実施方法	□ 全部 □ 一部 (_____) □ 写し等の窓口での交付 □ 事務所管課 □ 行政情報課
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後
写しの送付の希望の有無	□ 全部 □ 一部 (_____) □ 有 □ 無

注 1 「求める開示の実施方法」欄及び「写しの送付の希望の有無」欄は該当する□に印を付してください。
 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から 30 日以内に行ってください。

第 1 2 号様式

保有個人情報訂正請求書

(宛先) 川崎市人事委員会委員長
(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____
 〒 _____

個人情報の保護に関する法律第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報開示決定通知書等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日 付： _____ 年 月 日 開示を受けた日： _____ 年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	(趣旨) (理由)
訂正請求の趣旨及び理由	

- 訂正請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人
- 訂正請求者の本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他 (_____)
 ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求書の 30 日前までに交付された住民票の写し (複写したものは不可) を添付してください。
- 本人の状況 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (1) □未成年者 (_____ 年 月 日生) □成年後見人 □任意代理人委任者
(ふりがな)
 本人の氏名 _____
 (2) 本人の住所又は居所 _____
 (3) 本人の住所又は居所 _____
- 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類：□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 (_____)
- 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類：□委任状 □その他 (_____)

所 管 課：	
受付場所：	
受 付：	年 底 第 号 (. . .) 受 付
備 考：	

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めるかを、「理由」は訂正請求の理由を裏付ける根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載してください。
 なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その裏面を添付してください。
 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 1 3 号様式

保有個人情報訂正決定通知書

様
 年 月 日
 第 年 月 日
 川崎市人事委員会委員長 印

日付で訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 3 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、人事委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(人事委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 1 4 号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

様
 年 月 日
 第 年 月 日
 川崎市人事委員会委員長 印

日付で訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 3 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、人事委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(人事委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 1 5 号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 年 月 日

様

川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護に関する法律施行条例第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 5 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 ー

第 1 6 号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日

様

川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 ー

第17号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日
 第 年 月 日
 様
 川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 郵局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	
事務所管課	人事委員会事務局 課 一 電話番号

第18号様式

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 日
 第 年 月 日
 様
 川崎市人事委員会委員長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正をした年月日	年 月 日
事務所管課	人事委員会事務局 課 一 電話番号

第 1 1 号様式

保有個人情報利用停止請求書

(宛先) 川崎市人事委員会委員長 (ふりがな) 氏 名 住所又は居所 〒 電話番号

個人情報の保護に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書の文書番号: 開示決定通知書の日付: 開示を受けただ日: (趣旨) 利用の停止 消去 提供の停止 (理由)

利用停止請求者: 本人 法定代理人 任意代理人 利用停止請求者の本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の 3.0 日前までに交付された住民票の写し (複写したものは不可) を添付してください。

本人の状況 (1) 本人の状況 (ふりがな) 本人の氏名 (ふりがな) 本人の住所又は居所 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: 戸籍簿本 登記事項証明書 その他 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: 委任状 その他

備考: 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は電話番号を記載してください。 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける証拠を明かす態様に記載してください。 なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。 3 □のある欄には、該当する□内にし印を記入してください。

第 2 0 号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

様 年 月 日 川崎市人事委員会委員長 印 第 年 月 日

年 月 日 付で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

Table with 2 columns: 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等, 利用停止請求の趣旨 (利用停止の内容), 利用停止の内容及び理由 (利用停止の理由), 事務所管轄 (人事委員会事務局 電話番号)

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、人事委員会に対して審査請求をすることができ、この処分の取消しを求めるとは、この処分があったことを知った日 (前記の審査請求をした場合は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として (人事委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。

第 2 1 号様式

保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書

第 年 月 日

様

川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、人事委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(人事委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 2 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 年 月 日

様

川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 8 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	人事委員会事務局 課 電話番号 —

第 2 3 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日

様

川崎市人事委員会委員長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報
の保護に関する法律第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長
することとしましたので通知します。

利用停止請求に 係る保有個人情報 の名称等	
法律第 1 0 3 条の規定 (利用停止決定等の 期限の特例)を適用 する理由	
利用停止決定等 をする期限	年 月 日
事務所管課	人事委員会事務局 課 一 電話番号

第 2 4 号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市人事委員会委員長

(ふりがな)
氏 名

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)

【連絡先】

担当部署名

担当者名

電話番号

()

電子メールアドレス

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報その用に供して行う事業に
関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報その用に供して行う事業に
関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報保護の保護に関す
る法律施行細則第 3 0 条の規定に基づき、次のとおり申し上げます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
備考		

2 変更事項に係る添付書類名

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っていた
行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に
記載してください。
- 2 上記 1 の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、
その書面を添付してください。
- 3 上記 2 の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

農 業 委 員 会 訓 令

農委訓令第1号

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和5年3月29日

川崎市農業委員会会長 小 川 耕 平

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市情報公開条例施行規則（平成17年農委訓令第1号）の一部を、次のように改正する。

第12条第2項「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する

職 員 共 済 組 合 規 則

川崎市共済規則第1号

川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合運営規則（昭和37年12月22日共済規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「永年」を「30年」に改正する。

附 則（令和5年3月24日共済規則第1号）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の第15条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において処理の終わっていない書類から適用し、施行日において処理の終わっている書類については、同号の規定にかかわらず第3号の期間を新たに指定するものとする。

職 員 共 済 組 合 規 程

川崎市共済規程第2号

川崎市職員共済組合事務局管理規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和5年3月24日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合事務局管理規程（昭和41年10月1日共済規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4（第26条関係）を次のように改める。

附 則（令和5年3月24日共済規程第2号）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第4（第26条関係）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において処理の終わっていない書類から適用し、施行日において処理の終わっている書類については、この規程に定める保存年限を経過しているものは、改めて保存年限を指定するものとする。

別表第 4 (第 26 条関係)

分類	保存年限	種類	備考
第 1 類	30 年	定款、規則及び規程の制定及び改廃に関する文書	運営規則第 15 条第 1 号
		組合会及び理事会に関する文書(議案・議事録)	
		許可書及び認可書並びにその関係書類	
		特に重要な事務事業の執行、統計に関する書類	
		予算書及び決算書	
		人事に関する文書(発令)	
		訴訟、審査会に関する書類	
		その他上記に準ずる文書	
		組合会及び理事会に関する文書(議案・議事録を除く)	
		重要な申請、報告、届け出、通知、照会、回答等に関する書類 (監督官庁の通達・通知等を含む。)	
第 2 類	10 年	重要な事務事業の執行に関する書類	
		組合会議員、役員等に関する文書	
		公告、告示及び公報に関する文書	
		組合員原票、通算退職年金原票	運営規則第 15 条第 2 号
		元帳及び補助簿	法施行規程第 165 条第 1 号
		財産関係帳簿及び書類	法施行規程第 165 条第 2 号
長期給付等に係る伝票、収入及び支出の証ひょう書類、給付関係帳簿、給付の請求書その他の関係書類	法施行規程第 165 条第 3 号		

分類	保存年限	種類	備考
第 2 類	10 年	その他上記に準ずる書類	
		申請、報告、届け出、通知、照会、回答等に関する文書	
第 3 類	5 年	定例的な事務事業の執行に関する文書	
		契約に関する文書	
		職員の任用に関する文書	
		諸統計に関する書類	
		被扶養者の認定等に関する書類	
		長期給付等以外の、伝票、収入及び支出の証ひょう書類、給付関係帳簿、給付の請求書その他の関係書類	法施行規程第 165 条第 4 号
第 4 類	3 年	その他上記に準ずる書類	
		報告書類	法施行規程第 165 条第 5 号
第 5 類	1 年	軽易な事務事業の執行に関する書類	
		軽易な照会回答に関する書類	
第 6 類	1 年未満	特に軽易な文書(永年区分の廃止により、保存期限を再指定する文書を含む)	
		第 1 類から第 5 類までに掲げる書類以外の書類	

※上に掲げる組合の例規等関係書類の保存年限は、その処理が終わった翌事業年度から起算して当該表に掲げる期間とする。

職員共済組合告示

川崎市共済告示第 1 号

川崎市職員共済組合定款(昭和37年12月1日共済告示第4号)の一部を変更したのでここに告示する。

令和5年3月31日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

第34条の2第1項の表中「1,000分の37.0」を「1,000分の42.0」に、「1,000分の2.35」を「1,000分の2.8」に改める。

第34条の3中「1,000分の74.0」を「1,000分の84.0」に改める。

第35条の2中「令和4年度」を「令和5年度」に、「2,095円」を「2,105円」に改める。

附 則 (令和5年3月31日共済告示第1号)

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、令和5年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

職員共済組合公告

川崎市共済公告第 2 号

川崎市職員共済組合定款第36条の規定に基づき、令和5年度事業計画及び予算を次のとおり公告する。

令和5年3月20日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

- 1 令和5年度事業計画及び予算(別紙のとおり)
- 2 議決年月日 令和5年3月15日

短 期 経 理
予 算 総 則

事 項	令和 4 年度	令和 5 年度
1 法第 25 条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有 価 証 券 1,000,000 千円	有 価 証 券 1,000,000 千円
2 施行規程第 7 条第 1 項に 規定する短期経理から業務 経理へ繰り入れる資金の最 高限度額	組 合 員 一 人 当 たり 1,388 円 (定款上の限度額 2,085 円)	組 合 員 一 人 当 たり 1,170 円 (定款上の限度額 2,105 円)

令和5年度 事業計画及び予算

川崎市職員共済組合

短期経理
予定損益計算書

科目	令和5年度		令和4年度		前年度対比		増減
	決算額	推計	決算額	推計	令和5年度	令和4年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用 (事業費用)	8,412,380	9,186,630	774,250	1,299,868			
保健給付	3,439,797	4,181,149	389,718	351,634			
休業給付	448,334	504,615	56,281	12,619			
災害給付	0	0	0	1,200			
附加給付	28,063	29,207	1,144	2,361			
退職者給付拠出金	63	58	△ 5	△ 30			
前期高齢者納付金	676,000	1,017,520	341,520	653,648			
後期高齢者支援金	2,050,797	2,019,292	△ 31,505	151,275			
病床転換支援金	5	5	0	△ 2			
介護納付金	1,161,124	1,150,051	△ 11,073	8,801			
一部負担金払戻金	46,780	50,504	3,724	6,768			
介護任意継続掛金還付金	1,590	1,473	△ 117	0			
介護任意継続掛金還付金	380	373	△ 7	0			
連合会払込金	117,979	123,193	5,214	4,463			
連合会拠出金	441,468	460,824	19,356	107,131			
繰入金	17,519	17,983	464	108			
業務経理へ繰入	17,519	18,091	464	108			
次年度繰越支払準備金	600,665	654,574	53,909	52,795			
次年度繰越支払準備金	600,665	664,574	63,909	62,795			
特別損失	414	2	△ 412	△ 2			
前期損益修正損	414	2	△ 412	△ 2			
当期利益金	0	77,788	77,788	△ 3,806			
当期短期利益金	0	0	0	0			
当期介護利益金	0	77,788	77,788	△ 3,806			
合計	9,030,978	9,946,977	11,305,940	1,358,963			

科目	令和5年度		令和4年度		前年度対比		増減
	決算額	推計	決算額	推計	令和5年度	令和4年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
経常収益 (事業収益)	8,044,493	8,816,371	10,046,536	771,873			
短期負担金	3,162,171	3,496,342	4,114,565	334,171			
介護負担金	575,927	611,018	613,768	35,091			
短期掛金	3,156,925	3,490,608	4,106,632	333,683			
介護掛金	575,957	611,018	613,768	35,061			
短期任意継続掛金	38,409	31,430	35,408	△ 6,589			
介護任意継続掛金	8,437	6,176	5,671	△ 2,261			
雑収入 (補助金等収入)	3,935	3,269	1,502	△ 666			
高額医療交付金	143,853	124,179	120,870	△ 19,674			
災害給付交付金	0	0	1,200	0			
青児・介護休業手当金交付金	358,986	426,400	423,014	67,414			
高齢者医療円滑化補助金	0	5,239	0	5,239			
介護保険事業費補助金	0	0	0	0			
調整負担金 (事業外収益)	9,126	9,552	9,913	426			
短期利息及び心短期配当金	1,385	1,000	178	△ 385			
賠償金	9,772	140	47	△ 9,632			
前年度繰越支払準備金	510,356	600,665	664,574	63,909			
前年度繰越支払準備金	510,356	600,665	664,574	63,909			
特別利益	5,208	5,612	0	404			
前期損益修正益	5,208	5,612	0	404			
当期損失金	440,921	524,329	594,830	83,408			
当期短期損失金	439,738	524,329	594,830	84,591			
当期介護損失金	1,183	0	0	△ 1,183			
合計	9,030,978	9,946,977	11,305,940	1,358,963			

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度
(借 方)	千円	千円
経常費用(事業費用) 提供	9,186,630	10,486,498
療養の給付	3,828,515	4,181,149
	1,567,126	1,726,431
入院時食事療養の給付	3,401	4,188
訪問看護療養の給付	4,172	4,638
家族療養の給付	1,093,160	1,147,651
家族訪問看護療養の給付	13,160	12,367
高額療養の給付	246,971	250,861
療養費	18,909	22,807
移送費	0	100
家族療養費	11,175	11,358
家族移送費	0	100
高額療養費	25,572	29,390
高額介護合算療養費	0	100
薬剤支給	747,706	834,332
出張費	68,736	101,578
家族出張費	27,727	34,066
埋葬料	550	857
家族埋葬料	150	325
傷病手当金	504,615	517,234
出張手当金	78,215	94,020
出張手当金	0	100

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度
	千円	千円
休業手当金	0	休業手当金
育児休業手当金	422,970	育児休業手当金
介護休業手当金	3,430	介護休業手当金
弔慰金	0	弔慰金
	0	100
家族弔慰金	0	家族弔慰金
災害見舞金	0	災害見舞金
	0	1,000
家族療養費附加金	29,207	家族療養費附加金
	16,743	31,588
家族訪問看護療養費附加金	0	17,953
出産費附加金	3,240	出産費附加金
家族出産費附加金	1,080	家族出産費附加金
埋葬料附加金	550	埋葬料附加金
家族埋葬料附加金	150	857
傷病手当金附加金	7,444	傷病手当金附加金
		325
		7,470
退職者給付拠出金	58	28
前期高齢者納付金	1,017,520	1,671,168
後期高齢者支援金	2,019,292	2,170,567
病床転換支援金	5	3
介護納付金	1,150,051	1,158,852
一部負担金払戻金	50,504	57,272
短期任意継続掛金還付金	1,473	1,473
介護任意継続掛金還付金	373	373
連合会払込金	123,193	127,656
災害給付払込金	18,953	19,640
財政調整払込金	104,240	108,016
連合会拠出金	460,824	567,955
	451,272	558,042
育児・介護休業手当金拠出金		
特別調整拠出金	9,552	9,913

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度
介 護 負 担 金	千円 4年度12月末実績 1~3月推計 611,018 479,712 131,306	千円 1 標準報酬月額負担金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×9.0/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 4,317,854,000円×9.0/1,000×12月 2 標準期末手当等負担金 (1) 地方公共団体の長 5,730,000円×9.0/1,000 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 16,359,920,000円×9.0/1,000 4,105,632 3,151,904
短 期 掛 金	千円 4年度12月末実績 1~3月推計 3,490,608 2,802,479 688,129	千円 1 標準報酬月額負担金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×42.0/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 6,252,220,000円×42.0/1,000×12月 (3) 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員 2,570,000円×2.80/1,000×12月 2 標準期末手当等負担金 (1) 地方公共団体の長 5,730,000円×42.0/1,000 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 22,725,458,000円×42.0/1,000 (3) 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員 6,956,000円×2.80/1,000 954,728
介 護 掛 金	千円 4年度12月末実績 1~3月推計 611,018 479,765 131,253	千円 1 標準報酬月額負担金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×9.0/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 4,317,854,000円×9.0/1,000×12月 2 標準期末手当等負担金 (1) 地方公共団体の長 5,730,000円×9.0/1,000 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 16,359,920,000円×9.0/1,000 147,290
短 期 任 意 雑 統 掛 金 介 護 任 意 雑 統 掛 金 雑 収 入	千円 31,430 5,176 3,269	千円 35,408 5,671 1,502

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度
繰 入 金	千円 17,983	千円 18,091
業 務 経 理 へ 繰 入	17,983	18,091
次年度繰越支払準備金	664,574	727,369
次年度繰越支払準備金	664,574	727,369
特 別 損 失	2	0
前 期 損 益 修 正 損	2	0
当 期 利 益 金	77,788	73,982
当 期 短 期 利 益 金	0	0
当 期 介 護 利 益 金	77,788	73,982
合 計	9,946,977	11,305,940
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益 (事 業 収 益)	8,816,371	10,046,536
短 期 負 担 金	3,496,342	4,114,555
4年度12月末実績 1~3月推計	2,806,715 689,627	3,151,904
1 標準報酬月額負担金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×42.0/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 6,252,220,000円×42.0/1,000×12月 (3) 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員 2,570,000円×2.80/1,000×12月		
2 標準期末手当等負担金 (1) 地方公共団体の長 5,730,000円×42.0/1,000 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 22,725,458,000円×42.0/1,000 (3) 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員 6,956,000円×2.80/1,000		
3 公的負担金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×0.08/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員等 ※ 6,353,062,000円×0.08/1,000×12月 (3) 賞与分 7 地方公共団体の長 5,730,000円×0.08/1,000 イ 一般、特定消防及び短期組合員等 ※ 22,917,183,000円×0.08/1,000		
※長期組合員及び後期高齢者等短期組合員を含む		

短 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和 5 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	決 算 額	増△減	年 度 末	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 力)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	2,552,921	△ 383,873	2,169,048	1,711,386	△ 457,662	1,711,386
普通預金	815,831	309,408	1,125,239	1,667,580	542,341	1,667,580
定期預金	0	0	0	0	0	0
金銭信託	1,700,000	△ 700,000	1,000,000	0	△ 1,000,000	0
立替金	10	1	11	11	0	11
未収収益	2	1	3	0	△ 3	0
未収金	560	0	560	560	0	560
支払基金委託金	36,518	6,717	43,235	43,235	0	43,235
合 計	2,552,921	△ 383,873	2,169,048	1,711,386	△ 457,662	1,711,386
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	4,957	△ 1,242	3,715	4,106	391	4,106
前受収益	4,945	△ 1,230	3,715	4,106	391	4,106
仮受金	12	△ 12	0	0	0	0
固定負債	600,665	63,909	664,574	727,369	62,795	727,369
支払準備金	600,665	63,909	664,574	727,369	62,795	727,369
剰余金	1,947,299	△ 446,540	1,500,759	979,911	△ 520,848	979,911
利益剰余金	1,947,299	△ 446,540	1,500,759	979,911	△ 520,848	979,911
合 計	2,552,921	△ 383,873	2,169,048	1,711,386	△ 457,662	1,711,386

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度
	千円	千円
(補助金等収入)	565,370	554,597
高額医療交付金	124,179	120,870
災害給付交付金	0	1,200
福祉・労働休業手当交付金	426,400	423,014
高齢者医療円滑化補助金	5,239	0
介護保険事業費補助金	0	0
調整負担金	9,552	9,913
(事業外収益)	1,140	225
短期利息及び短期配当金	1,000	178
賠償	140	47
前年度繰越支払準備金	600,665	664,574
前年度繰越支払準備金	600,665	664,574
特別利益	5,612	0
前期損益修正益	5,612	0
当期損失金	524,329	594,830
当期短期損失金	524,329	594,830
当期介護損失金	0	0
合 計	9,946,977	11,305,940

短期経理
予定貸借対照表説明書

科目 (借方)	令和4年度		令和5年度	
	千円	千円	千円	千円
流動資産		2,169,048		1,711,386
普通預金		1,125,229		1,667,520
金銭信託		1,000,000		0
立替金		11		11
未収収益		3		0
未収金		500		500
支払基金委託金		43,235		43,235
合計		2,169,048		1,711,386
(貸方)		千円		千円
流動負債		3,715		4,106
前受収益		3,715		4,106
固定負債		664,574		727,369
支払準備金		664,574		727,369
剰余金		1,500,759		979,911
利益剰余金		1,500,759		979,911
次期繰越剰余金		361,119		398,521
短期積立金		1,048,091		415,859
介護積立金		91,549		165,531
合計		2,169,048		1,711,386

厚生年金保険経理
予定損益計算書

科目	令和3年度 決算額		令和4年度 推計		令和5年度 推計		前年度対比 令和4年度		前年度対比 令和5年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(借方)										
経常費用	20,962,040		21,155,979		21,208,488		193,939		52,509	
(事業費用)										
負担金払込金	12,862,690		12,971,995		12,944,558		109,305		△ 27,437	
組合員保険料払込金	8,099,350		8,183,984		8,263,930		84,634		79,946	
合計	20,962,040		21,155,979		21,208,488		193,939		52,509	
(貸方)										
経常収益	20,362,040		21,155,972		21,208,488		193,939		52,509	
(事業収益)										
負担金	12,862,690		12,971,995		12,944,558		109,305		△ 27,437	
組合員保険料	8,099,350		8,183,984		8,263,930		84,634		79,946	
合計	20,362,040		21,155,979		21,208,488		193,939		52,509	

厚生年金保険経理
予定損益計算書説明書

科 目	令和 4 年度 千円	令和 5 年度 千円
(借 方) 経 常 費 用 (事 業 費 用) 負 担 金 払 込 金	21,155,979 12,971,995	21,208,488 12,944,558
組合員保険料払込金	8,183,984	8,263,920
合 計	21,155,979	21,208,488
(貸 方) 経 常 収 益 (事 業 収 益) 負 担 金	21,155,979 12,971,995 10,706,111 2,265,884	21,208,488 12,944,558 8,263,920 6,246,668 713 650千円 × 91.5/1,000 × 12月 イ 一般及び特定前払組合員(免除者除く) 6,245,955 5,688,484千円 × 91.5/1,000 × 12月 (2) 標準期未手当等 2,017,262 7 地方公共団体の長 274 3,000千円 × 91.5/1,000 イ 一般及び特定前払組合員(免除者除く) 2,016,988 22,043,584千円 × 91.5/1,000 2 基礎年金拠出金 3,749,776 (1) 標準報酬月額 2,838,885 7 地方公共団体の長 319 650千円 × 40.9/1,000 × 12月 イ 一般及び特定前払組合員 2,838,566 5,785,588千円 × 40.9/1,000 × 12月 (2) 標準期未手当等 906,891 7 地方公共団体の長 122 3,000千円 × 40.9/1,000 イ 一般及び特定前払組合員 906,769 22,243,744千円 × 40.9/1,000 3 追加費用 920,852 5,703,755千円 × 13.6/1,000 × 12月

科 目	令和 4 年度 千円	令和 5 年度 千円
組 合 員 保 険 料	8,183,984 6,694,432 1,549,552	8,263,920 6,246,668 713 650千円 × 91.5/1,000 × 12月 (1) 地方公共団体の長 (2) 一般及び特定前払組合員(免除者除く) 6,245,955 5,688,484千円 × 91.5/1,000 × 12月 2 標準期未手当等保険料 2,017,262
合 計	21,155,979	21,208,488

厚生年金保険経理
予定貸借対照表

科目	令和3年度 決算額 千円	令和4年度		令和5年度	
		増△減 千円	年度末 千円	増△減 千円	年度末 千円
(借方)					
流動資産	1,264,467	10,738	1,275,205	3,386	1,278,591
普通預金	1,262,654	11,728	1,274,382	3,386	1,277,768
当座預金	63	760	823	0	823
未収金	1,750	△ 1,750	0	0	0
合計	1,264,467	10,738	1,275,205	3,386	1,278,591
(貸方)					
流動負債	1,264,467	10,738	1,275,205	3,386	1,278,591
未払金	1,264,373	10,009	1,274,382	3,386	1,277,768
預り金	63	760	823	0	823
仮受金	31	△ 31	0	0	0
合計	1,264,467	10,738	1,275,205	3,386	1,278,591

厚生年金保険経理
予定貸借対照表説明書

科目	令和4年度		令和5年度	
	千円	千円	千円	千円
(借方)				
流動資産	1,275,205	1,278,591		
普通預金	1,274,382	1,277,768	年度末推計	1,277,768
当座預金	823	823	年度末推計	823
未収金	0	0	未収負担金	0
	0	0	未収組合員保険料	0
合計	1,275,205	1,278,591		
(貸方)				
流動負債	1,275,205	1,278,591		
未払金	1,274,382	1,277,768	年度末推計	1,277,768
預り金	823	823	年度末推計	823
仮受金	0	0	年度末推計	0
合計	1,275,205	1,278,591		

退職等年金経理
予定損益計算書

科目	令和3年度 決算額 千円		令和4年度 推計 千円		令和5年度 推計 千円		前年度対比 増△減 千円	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(借方)								
経常費用 (事業費用)	1,328,570	1,328,570	1,341,940	1,355,160	677,580	677,580	13,370	13,220
負担金払込金	664,293	664,293	670,970	677,580	677,580	677,580	6,677	6,610
掛金払込金	664,277	664,277	670,970	677,580	677,580	677,580	6,693	6,610
合計	1,328,570	1,328,570	1,341,940	1,355,160	1,355,160	1,355,160	13,370	13,220
(貸方)								
経常収益 (事業収益)	1,328,570	1,328,570	1,341,940	1,355,160	677,580	677,580	13,370	13,220
負担金	664,293	664,293	670,970	677,580	677,580	677,580	6,677	6,610
掛金	664,277	664,277	670,970	677,580	677,580	677,580	6,693	6,610
合計	1,328,570	1,328,570	1,341,940	1,355,160	1,355,160	1,355,160	13,370	13,220

退職等年金経理
予定損益計算書説明書

科 目	令和4年度 千円	令和5年度 千円
(借 方) 経常費用 (事業費用) 負担金払込金	1,341,940	1,355,160
掛金払込金	670,970	677,580
合 計	1,341,940	1,355,160
(貸 取 益 (事業収益) 負担	670,970 544,043 126,927	677,580 512,197 58
4年12月末実績 1~3月推計		
1 標準報酬月額 (1) 地方公共団体の長 650千円 × 7.5/1,000 × 12月		512,197
(2) 一般及び特定退職組員等(保険者除く)		58
2 標準報酬未手当等分 (1) 地方公共団体の長 3,000千円 × 7.5/1,000		165,383
(2) 一般及び特定退職組員等(保険者除く)		22
22,048,174千円 × 7.5/1,000		165,361
1 標準報酬月額掛金	670,970	677,580
4年12月末実績 1~3月推計	544,092 126,878	512,197
(1) 地方公共団体の長 650千円 × 7.5/1,000 × 12月		58
(2) 一般及び特定退職組員等(保険者除く)		512,139
5,690,434千円 × 7.5/1,000 × 12月		512,139
2 標準報酬未手当等掛金		165,383
(1) 地方公共団体の長 3,000千円 × 7.5/1,000		22
(2) 一般及び特定退職組員等(保険者除く)		165,361
22,048,174千円 × 7.5/1,000		165,361
合 計	1,341,940	1,355,160

退職等年金経理
予定貸借対照表

科 目	令和3年度 決算額 千円		令和4年度 増△減 千円		令和5年度 増△減 千円	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方) 流動資産	84,824	84,893	69	84,893	473	85,366
普通預金	84,722	84,893	171	84,893	473	85,366
未収金	102	0	△ 102	0	0	0
合 計	84,824	84,893	69	84,893	473	85,366
(貸 方) 流動負債	84,824	84,893	69	84,893	473	85,366
未払金	84,822	84,893	71	84,893	473	85,366
仮受金	2	0	△ 2	0	0	0
合 計	84,824	84,893	69	84,893	473	85,366

退職等年金経理
予定貸借対照表説明書

科 目	令和4年度 千円		令和5年度 千円	
	千円	千円	千円	千円
(借 方) 流動資産	84,893	84,893	85,366	85,366
普通預金	84,893	84,893	85,366	85,366
未収金	0	0	0	0
未収掛金	0	0	0	0
合 計	84,893	84,893	85,366	85,366
(貸 方) 流動負債	84,893	84,893	85,366	85,366
未払金	84,893	84,893	85,366	85,366
仮受金	0	0	0	0
合 計	84,893	84,893	85,366	85,366

経過の長期経理
予定貸借対照表

科目	令和3年度 決算額	令和4年度		令和5年度	
		千円	増△減	千円	増△減
(借方)					
流動資産	574	60	△62	572	
普通預金	574	60	△62	572	
未収金	0	0	0	0	
合計	574	60	△62	572	
(貸方)					
流動負債	574	60	△62	572	
未払金	574	60	△62	572	
合計	574	60	△62	572	

経過の長期経理
予定貸借対照表説明書

科目	令和4年度	千円	令和5年度	千円
流動資産	634	634	572	572
普通預金	634	634	572	572
未収金	0	0	0	0
合計	634	634	572	572
(貸方)				
流動負債	634	634	572	572
未払金	634	634	572	572
合計	634	634	572	572

経過の長期経理
予定損益計算書

科目	令和3年度 決算額	千円	令和4年度 推計	千円	前年度対比較増△減	
					千円	千円
(借方)						
経常費用 (事業費用)	102,351	104,894	104,894	2,712	△169	
負担金払込金	102,351	104,894	104,894	2,712	△169	
合計	102,351	104,894	104,894	2,712	△169	
(貸方)						
経常収益 (事業収入)	102,351	104,894	104,894	2,712	△169	
負担金	102,351	104,894	104,894	2,712	△169	
合計	102,351	104,894	104,894	2,712	△169	

経過の長期経理
予定損益計算書説明書

科目	令和4年度	千円	令和5年度	千円
経常費用 (事業費用)	105,063	105,063	104,894	104,894
負担金払込金	105,063	105,063	104,894	104,894
合計	105,063	105,063	104,894	104,894
(貸方)				
経常収益 (事業収入)	105,063	105,063	104,894	104,894
負担金	105,063	105,063	104,894	104,894
合計	105,063	105,063	104,894	104,894

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和3年度 決 算 額	令和4年度 推 計	令和5年度 推 計	前年度対比較増△減	
				令和4年度	令和5年度
(借 方) 経常費用 (事業費用)	123,860	140,345	161,489	16,485	21,144
役員報酬	26	26	39	0	13
職員給与	31,344	36,031	47,837	4,687	11,806
旅 費	9	4	741	△ 5	737
事務費	15,792	15,972	21,529	180	5,557
委託費	20,305	27,751	29,539	7,446	1,788
修繕費	0	0	50	0	50
賃借料	4,617	4,428	5,729	△ 189	1,301
普 及 料	2,069	422	399	△ 1,647	△ 23
負担金	3,850	3,917	6,667	67	2,750
選挙費	0	0	10	0	10
減価償却費	100	100	19	0	△ 81
連合会分担金	4,635	7,075	7,365	2,440	290
事務費負担金払込金	41,088	44,594	41,530	3,506	△ 3,064
雑 費	25	25	35	0	10
特別損失	50	28	0	△ 22	△ 28
前期損益修正損	0	28	0	28	△ 28
固定資産除却損	50	0	0	△ 50	0
当期利益金	2,175	0	0	△ 2,175	0
当期利益金	2,175	0	0	△ 2,175	0
合 計	126,085	140,373	161,489	14,288	21,116
(貸 方) 経常収益 (事業収益)	108,361	112,730	113,503	4,369	773
負担金	92,203	93,283	93,763	1,080	480
雑 収 入	7	7	0	0	△ 7
(補助金等収入)	16,151	19,440	19,740	3,289	300
連合会交付金	0	0	0	0	0
(事業外収益)	0	0	0	0	0
利息及び配当金	0	0	0	0	0
繰入 金	17,519	17,983	18,139	464	156
短期経理より繰入	17,519	17,983	18,139	464	156
特別利益	205	61	0	△ 144	△ 61
前期損益修正益	205	61	0	△ 144	△ 61
当期損失金	0	9,599	29,847	9,599	20,248
当期損失金	0	9,599	29,847	9,599	20,248
合 計	126,085	140,373	161,489	14,288	21,116

業 務 経 理
予 算 総 則

事 項	令和4年度	令和5年度
1 法第25条の規定により 余剰金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 100,000	千円 100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 45,230	千円 47,387
	731	741
	20,879	21,529
3 法第113条第4項に規定 する組合の事務に要する費用 の組合員1人当たりの額	円 7,200	円 6,560
		3,360
4 施行規程第7条第1項に 規定する短期経理から業務 経理へ繰り入れる買金の最 高限度額	円 1,388	円 1,170
	2,095	2,105

業務経理
予定損益計算書説明書

科目	令和4年度	令和5年度
経常費用 (事業費用) 役員報酬	千円 140,345 25	千円 161,489 20 39
職員給与	36,031	47,837 9,250 38,587
旅費	4	741 2 78 258 235 0 44 1 123
事務費	15,922	24,522 1,794 1,001 793
		2,558 10 330 54 60 10 1,776 318 10,670 500 8,820 851 140 69 270 20 13 7 6
		(1) 事業計画及び予算・決算書 (2) 様式類印刷 (3) 雑誌等定期刊行物 (4) 関係法令追録 (5) 関係法令参考書 (6) 封筒等印刷 (7) その他印刷物 3 通信運搬費 (1) 任職等切手 (2) 年金受給者等切手 (3) 給付算定基礎額徴収高通知書 (4) 切手代・庶務係 (5) レセオライン回線料 (6) ネットバンキング購入費用 (7) その他通信運搬費 4 会議費 (1) 組合会 (2) その他の会議

科目	令和4年度	令和5年度
5 雑費		千円 6,494 3,240 2,185 18 506 30 285 230
		(1) 振込手数料 (2) 納入通知書振込手数料 (3) 通知書発行手数料 (4) コンビレ収納手数料 (5) 税高証明発行・証券管理等手数料 (6) RIBET研修参加費等 (7) その他手数料等雑費
委託費	27,751	29,559 3,762 291 2,085 968 44 30 3,000 1,238 3,300 73
		1 短期給付システム保守費 2 経済組合庶務管理委託費 3 柔道整復師検照会事務委託料 4 電子レセプト受領委託費 5 産業廃棄物収集運搬及び処理 6 FAX保守費 7 電子化業務委託費 8 基幹システム改修委託費 9 短期給付システム改修委託費 10 電子処方箋管理運営費用 11 個人番号通知及び短期別冊号添付費用 12 オンライン資格種類に関する運営費 13 クラウド環境構築管理ソフトウェア費用 14 医療機器向け専用サーバーに関する運営費用 15 失権者照会電子化業務委託 16 「年金たより」封入作業委託費 17 扶養親コールセンター業務委託費 18 その他委託費(労働者派遣委託費用など)
修繕費	0	50
賃借料	4,428	5,722 4,129 600 1,000
		1 パソコン使用料 2 コピー使用料 3 その他使用料
普及費	422	392 360 11 8 20
		1 職員月報発行経費 2 経済新聞 3 わかりやすい年金 4 その他普及費
負担金	3,917	5,687 6,628 39
		1 社会保険料等負担金 2 その他の会議
選挙費	0	10
減価償却費	106	10
連合会分租金	7,025	7,365
		連合会分租金(短期給付分) (組合員1人当たり)(期首組合員数) 475円 × 15,504人

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
	千円	千円
2 令和 4 年度精算額 (②-①)		△ 286
①令和 4 年度交付額 (見込)		15,049
②令和 4 年度確定額 (見込)		14,783
ア 事務費負担金払込金決算見込額		41,305
(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)		
3,200円 × 12,908人		
イ 事務費繰入金払込金決算見込額		17,709
(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)		
1,372円 × 12,908人		
ウ 運営会事務費確定額		29,721
(組合員1人当たり) (運営組合員数実績)		
2,294円 × 12,956人		
エ 地方公務員共済組合連合会分組費		14,510
(組合員1人当たり) (運営組合員数実績)		
1,120円 × 12,956人		
※いすれも短期組合員除く		
II 連合会交付金 (退職等) (1+2)		5,323
1 退職等年金給付業務に要する経費		5,860
相当額 (①-②-③)		
① 短期・長期共済経費の25分の1の額		3,271
② 長期共済経費の12分の1の額		1,738
③ 應別の退職等年金給付業務経費の額		851
2 令和 4 年度精算額 (②-①)		△ 537
①令和 4 年度交付額 (見込)		4,130
②令和 4 年度確定額 (見込)		3,593
1 信託収益	0	0
(事業外収益)		
利息及び配当金	0	0
繰 入 金	17,983	18,139
短期経理より繰入	17,983	18,139
(組合員1人当たり) (運営組合員数)		
1,170円 × 15,504人		
特 別 利 益	61	0
前期損益修正益	61	0
当期損失金	9,599	29,847
当期損失金	9,599	29,847
合 計	140,373	161,489

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
	千円	千円
事務費負担金払込金	44,594	41,520
(組合員1人当たり) (平均組合員数)		
3,200円 × 12,978人		
雑 費	25	25
特 別 損 失	28	0
前期損益修正損	28	0
当期利益金	0	0
当期利益金	0	0
合 計	140,373	161,489
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	112,720	113,503
(事業収益)		
負 担 金	22,253	22,753
業務経理負担金		
(組合員1人当たり) (運営組合員数)		
6,500円 × 13,922人 (一般組合員等)		
3,360円 × 2,482人 (短期組合員等)		
雑 収 入	7	0
(補助金等収入)		
連合会交付金	19,440	19,740
I 連合会交付金 (厚年・経過的) (1+2)		
1 令和5年度交付額 (①-②-③-④)		14,417
①事務費負担金払込金		41,529
(組合員1人当たり) (平均組合員数)		
3,200円 × 12,978人		
②組合事務費繰入金		17,792
(厚年・経過的経理より繰入)		
(組合員1人当たり) (平均組合員数)		
1,371円 × 12,978人		
③連合会事務費 (厚年・経過的分)		30,054
(組合員1人当たり) (運営組合員数)		
2,308円 × 13,022人		
④地方公務員共済組合連合会分組金		14,584
(組合員1人当たり) (運営組合員数)		
1,120円 × 13,022人		
※いすれも短期組合員除く		

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和3年度 決 算 額	令和4年度		令和5年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	159,709	△ 38,758	120,951	△ 29,829	91,122
普通預金	159,670	△ 38,734	120,936	△ 29,829	91,107
立替金	39	△ 24	15	0	15
仮払金	0	0	0	0	0
未収金	0	0	0	0	0
固定資産 (有形固定資産) 器具及び備品	408	△ 100	308	△ 18	290
合 計	160,117	△ 38,858	121,259	△ 29,847	91,412
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	35,490	△ 29,259	6,231	0	6,231
未払金	33,393	△ 32,777	616	0	616
未払費用	1,894	3,607	5,501	0	5,501
預り金	203	△ 89	114	0	114
剰余金	124,627	△ 9,599	115,028	△ 29,847	85,181
資本剰余金	0	0	0	0	0
利益剰余金	124,627	△ 9,599	115,028	△ 29,847	85,181
合 計	160,117	△ 38,858	121,259	△ 29,847	91,412

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令和4年度	令和5年度
(借 方)	千円	千円
流動資産	120,951	91,122
普通預金	120,936	91,107
立替金	15	15
仮払金	0	0
未収金	0	0
固定資産 (有形固定資産) 器具及び備品	308	290
合 計	121,259	91,412
(貸 方)	千円	千円
流動負債	6,231	6,231
未払金	616	616
未払費用	5,501	5,501
預り金	114	114
剰余金	115,028	85,181
資本剰余金	0	0
利益剰余金	115,028	85,181
前年度繰越利益剰余金	124,627	115,028
当期損失金	9,599	29,847
合 計	121,259	91,412

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和3年度 決 算 額	令和4年度 推 計	令和5年度 推 計	前年度対比較増△減	
				令和4年度 千円	令和5年度 千円
(借 方)					
経常費用	314,817	371,608	462,315	56,791	90,707
(事業費用)					
職員給与	2,014	553	571	△ 1,461	18
厚生費	220,496	250,402	299,735	29,906	49,333
特定健康診査等費	72,029	83,623	105,351	11,594	21,728
旅費	0	0	30	0	30
事務費	451	767	983	316	216
委託費	13,551	31,435	49,655	17,884	18,220
賃借料	1,573	1,520	1,520	△ 53	0
普及費	813	812	1,848	△ 1	1,035
負担金	311	0	0	△ 311	0
連合会分担金	3,579	2,496	2,622	△ 1,083	126
当期利益金	0	0	0	0	0
当期利益金	0	0	0	0	0
合 計	314,817	371,608	462,315	56,791	90,707
(貸 方)					
経常収益	311,881	322,747	349,056	10,866	26,309
(事業収益)					
負担金	138,332	143,758	149,042	5,426	5,284
掛金	135,276	141,556	146,722	6,280	5,166
施設収入	38,273	37,433	53,292	△ 840	15,859
当期損失金	2,936	48,861	113,259	45,925	64,398
当期損失金	2,936	48,861	113,259	45,925	64,398
合 計	314,817	371,608	462,315	56,791	90,707

保 健 経 理
予 算 総 則

事 項	令和4年度 千円	令和5年度 千円
1 法第25条の規定により 余税金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	100,000	100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	553 30 983	571 30 983
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	30,000	30,000

保健経理
予定損益計算書説明書

科目	令和4年度	令和5年度
経常費用 (借方)	千円 371,608	千円 462,315
職員給与	553	571
厚生費	250,402	299,735
		(1) 健康診断費 89,535
		(2) 人間ドック経費 171,000
		(3) 乳がん子宮がん検診経費 14,700
		2 契約保険所費 24,500
		契約保険所経費 24,500
特定健康診査等費	83,623	105,351
		1 特定健康診査委託費・対応諸費 93,330
		2 特定長健指導費 12,021
旅費	0	20
事務費	767	983
		1 事務消耗品費 100
		2 図書印刷費 100
		3 通信運搬費 16
		4 事務費雑費 767
委託費	31,435	49,655
		1 共済システム保守委託料 3,762
		2 診療報酬明細書審査業務等委託料 1,223
		3 特定長健指導システム保守委託料 462
		4 特定長健指導システム改修委託料 11,000
		5 健康セミナー委託料 1,155
		6 医療機関情報データベース提供業務委託料 1,264
		7 テータベース関連経費 6,160
		8 健康診断事務代行業務委託料 25,629
借料	1,520	1,520
		1 共済システムパソコンリース料 1,135
		2 新共済システムパソコンリース料 385
普及費	812	1,848
		1 医療費通知 1,848
負担金	0	0
		1 社会保険料等負担金 0
連合会分損金	2,496	2,622
		1 保健事業等分損金 2,357
		2 施設運営分損金 295
当期利益金	0	0
当期利益金	0	0
合計	371,608	462,315

科目	令和4年度	令和5年度
経常収益 (事業収益)	千円 322,747	千円 349,056
負担金	143,758	149,042
	115,834	146,722
	27,924	112,613
4年12月末実績 1~3月推計		26
1 地方公共団体負担金		112,540
(1) 標準報酬月額		34,109
ア 地方公共団体の長		9
イ 一般、特定消防及び短期組合員		34,089
ウ 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員		11
エ 2,570千円 × 1.5/1,000 × 12月		2,320
オ 5,730千円 × 1.5/1,000		146,722
カ 22,725,458千円 × 1.5/1,000		112,613
キ 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員		26
ク 6,252,220千円 × 1.5/1,000 × 12月		112,540
ク 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員		47
ク 2,570千円 × 1.5/1,000 × 12月		34,109
ク 2,570千円 × 1.5/1,000 × 12月		9
2 特定健康診査等負担金		34,089
150円 × 15,462人		11
1 標準報酬月額掛金	141,555	53,292
(1) 地方公共団体の長	113,640	53,292
(2) 一般、特定消防及び短期組合員	27,916	113,259
(3) 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員		11
1,390千円 × 1.5/1,000 × 12月		53,292
1,390千円 × 1.5/1,000 × 12月		53,292
6,252,220千円 × 1.5/1,000 × 12月		113,259
2,570千円 × 1.5/1,000 × 12月		462,315
2 標準期末手当等掛金		
(1) 地方公共団体の長		
(2) 一般、特定消防及び短期組合員		
(3) 長期組合員及び後期高齢者等短期組合員		
5,730千円 × 1.5/1,000		
22,725,458千円 × 1.5/1,000		
6,956千円 × 1.5/1,000		
1 法定健康診査料	37,433	
48,861		
48,861		
371,608		
合計		

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度
	千 円	千 円	
(借 方)			千 円
流動資産	189,534		81,983
普通預金	152,101		28,691
未収金	37,433		53,292
固定資産 (無形固定資産)	450,000		450,000
施設預託金	450,000		450,000
合 計	639,534		531,983
(貸 方)			千 円
流動負債	4,201		9,909
未払金	4,162		9,870
未払費用	39		39
剰余金	635,333		522,074
資本剰余金	450,000		450,000
利益剰余金	185,333		72,074
	欠損金補てん積立金		22,500
	前年度繰越利益剰余金		211,694
	当期損失		162,533
合 計	639,534		531,983

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	決 算 額	千 円	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
(借 方)		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
流動資産	244,104	△ 54,570	189,534	△ 107,551	81,983	
普通預金	205,810	△ 53,709	152,101	△ 123,410	28,691	
未収金	38,294	△ 861	37,433	15,859	53,292	
固定資産 (無形固定資産)	450,000	0	450,000	0	450,000	
施設預託金	450,000	0	450,000	0	450,000	
合 計	694,104	△ 54,570	639,534	△ 107,551	531,983	
(貸 方)		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
流動負債	9,910	△ 5,709	4,201	5,708	9,909	
未払金	9,870	△ 5,708	4,162	5,708	9,870	
未払費用	39	0	39	0	39	
仮受金	1	△ 1	0	0	0	
剰余金	684,194	△ 48,861	635,333	△ 113,259	522,074	
資本剰余金	450,000	0	450,000	0	450,000	
利益剰余金	234,194	△ 48,861	185,333	△ 113,259	72,074	
合 計	694,104	△ 54,570	639,534	△ 107,551	531,983	

貯金経理
予定損益計算書説明書

科目	令和4年度 千円	令和5年度 千円
(借方) 経常費用 (事業費用)	41,933	44,812
職員給与	368	565
事務費	223	1,445
1 事務用消耗品費	0	50
2 図書印刷費	264	386
3 事務費雑費	459	1,009
(1) 図書印刷費	294	286
(2) その他印刷物	100	100
(1) 通信費	459	1,009
(2) 通信費	459	108
(3) 旅費	0	535
(4) 雑費	0	3
(5) 雑費	0	363
支払利息	40,842	42,802
特別損失	19,947	21,202
前期損益修正損	20,895	21,600
当期利益金	0	0
当期利益金	0	0
当期利益金	21,905	23,442
合計	21,905	23,442
(貸方) 経常収益 (運用収入)	63,838	68,254
利息及び配当金	63,838	68,254
1 有価証券利息	63,838	68,254
2 信託収益	0	0
償還差益	0	0
合計	63,838	68,254

貯金経理
予算総則

事項	令和4年度 千円	令和5年度 千円
1 法第25条の規定により 余剰金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	10,000,000	11,000,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	368 1,346	565 1,445
3 組合員貯金に対する支払 利率	年 0.35%	年 0.35%

貯金経理
予定損益計算書

科目	令和3年度 決算額 千円	令和4年度 推計 千円		令和5年度 推計 千円		前年度対比較増△減 千円	
		令和4年度 推計 千円	令和5年度 推計 千円	令和4年度 推計 千円	令和5年度 推計 千円	令和4年度 推計 千円	令和5年度 推計 千円
(借方) 経常費用 (事業費用)	39,782	41,933	44,812	2,151	2,879	197	722
職員給与	139	368	565	229	197	133	722
事務費	590	723	1,445	133	722	1,789	1,960
支払利息	39,053	40,842	42,802	1,789	1,960	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0
前期損益修正損	0	0	0	0	0	0	0
当期利益金	21,053	21,905	23,442	852	1,537	852	1,537
合計	21,053	21,905	23,442	852	1,537	852	1,537
(貸方) 経常収益 (運用収入)	60,835	63,838	68,254	3,003	4,416	3,003	4,416
利息及び配当金	60,835	63,838	68,254	3,003	4,416	3,003	4,416
償還差益	0	0	0	0	0	0	0
合計	60,835	63,838	68,254	3,003	4,416	3,003	4,416

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
(借 方)	千円	千円
流動資産		
普通預金	882,364	990,953
未収収益	870,779	978,650
1 有価証券利息	11,885	12,303
2 信託収益	11,332	12,050
年度末推計	253	253
固定資産		
(投資その他の資産)		
金銭信託	11,391,717	11,691,717
投資有価証券		
1 国債	1,800,000	1,800,000
2 地方債	9,591,717	9,891,717
3 社債	300,000	300,000
4 諸債券	300,000	300,000
年度末推計	300,000	300,000
1 国債	0	0
2 地方債	2,497,052	2,497,052
3 社債	2,397,052	2,397,052
4 諸債券	200,000	200,000
年度末推計	100,000	100,000
1 国債	3,097,807	3,097,807
2 地方債	3,297,807	3,297,807
3 社債	300,000	300,000
4 諸債券	3,996,858	3,996,858
年度末推計	600,000	600,000
合計	12,274,081	12,682,670

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円
流動資産				
普通預金	445,974	882,364	108,589	990,953
未収収益	436,151	870,779	107,871	978,650
1 有価証券利息	9,823	11,885	718	12,303
2 信託収益				
年度末推計				
固定資産				
(投資その他の資産)				
金銭信託	2,600,000	1,800,000	0	1,800,000
投資有価証券	8,791,647	9,591,717	300,000	9,891,717
1 国債				
2 地方債				
3 社債				
4 諸債券				
年度末推計				
1 国債				
2 地方債				
3 社債				
4 諸債券				
年度末推計				
合計	11,837,621	12,274,081	408,589	12,682,670
(貸 方)	千円	千円	千円	千円
流動負債				
組合員貯金	11,156,467	11,571,021	385,147	11,956,168
未払費用	11,124,421	11,549,409	384,476	11,933,885
預り金	19,143	20,163	671	20,834
剰余金	12,903	1,449	0	1,449
利益剰余金				
1 剰余金	681,154	703,060	23,442	726,502
2 利益剰余金	681,154	703,060	23,442	726,502
合計	11,837,621	12,274,081	408,589	12,682,670

貸付経理
予算総則

科目	令和4年度	令和5年度
(貸)	千円	千円
流動負債	11,571,021	11,956,168
組合員貯金	年度末推計	11,933,885
未払費用	20,163	20,834
預り金	1,449	1,449
剰余金	703,060	726,502
利益剰余金	703,060	726,502
	577,471	596,695
	125,589	129,807
合計	12,274,081	12,682,670

事項	令和4年度	令和5年度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 1,500,000	有価証券 1,500,000
2 総理事務相互間における 資金の最高限度額及び条件	退職等年金積立金管理経理からの 長期借入金 0 最高限度額 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方公 務員共済組合連合会が定める基準利 率の区分に応じて総務大臣が定める 率	退職等年金積立金管理経理からの 長期借入金 0 最高限度額 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方公 務員共済組合連合会が定める基準利 率の区分に応じて総務大臣が定める 率
3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26% 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26% 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)
4 人件費及び事務費の最高 限度額	3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93% 4 特別貸付 貸付限度額 8,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 1,800 利率 年1.26% 職員給与 旅費 事務費	3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93% 4 特別貸付 貸付限度額 8,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 1,800 利率 年1.26% 職員給与 旅費 事務費
5 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	職員給与 101 事務費 1,552 30,000	職員給与 610 旅費 100 事務費 1,112 30,000

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令和3年度 決 算 額	令和4年度 推 計	令和5年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 減	
				令和4年度 千円	令和5年度 千円
(借 方)					
経常費用	8,883	6,735	4,620	△ 2,148	△ 2,115
(事業費用)					
職員給与	2,623	565	610	△ 2,058	45
旅費	0	0	100	0	100
事務	575	647	1,112	72	465
事業用消耗品費	64	0	0	△ 64	0
委託費	403	2,803	1,221	2,400	△ 1,582
修繕費	0	0	30	0	30
賃借料	13	243	328	230	85
普及費	2,177	420	570	△ 1,757	150
諸謝金	0	0	30	0	30
負租金	363	0	50	△ 363	50
支払利息	0	0	0	0	0
連合会私益金	2,486	1,968	519	△ 518	△ 1,449
雑費	25	25	50	0	25
減価償却費	154	64	0	△ 90	△ 64
特別損失	0	99	0	99	△ 99
前期損益修正損	0	99	0	99	△ 99
当期利益金	10,069	9,220	8,688	△ 849	△ 532
当期利益金	10,069	9,220	8,688	△ 849	△ 532
合 計	18,952	16,054	13,308	△ 2,898	△ 2,746
(貸 方)					
経常収益	18,838	15,993	13,308	△ 2,845	△ 2,685
(事業収益)					
組合員貸付金利息	17,519	14,059	10,967	△ 3,460	△ 3,092
(補助金等収入)					
連合会交付金	167	131	131	△ 36	0
(事業外収益)					
利息及び貯蓄当金	1,152	1,803	2,210	651	407
特別利益	114	61	0	△ 53	△ 61
前期損益修正益	114	61	0	△ 53	△ 61
当期損失金	0	0	0	0	0
当期損失金	0	0	0	0	0
合 計	18,952	16,054	13,308	△ 2,898	△ 2,746

科 目	令和 4 年 度	令和 5 年 度
(借 方)	千円	千円
経常費用	6,735	4,620
(事業費用)		
職員給与	565	610
旅費	0	100
事務	647	1,112
事業用消耗品費		
(1) パソコン用消耗品		621
(2) その他消耗品		501
2 図書印刷費		120
(1) 様式印刷		95
(2) その他印刷物		75
3 通信運搬費		20
4 会議費		50
(1) 組合・理事会		70
(2) 大都市互選関係役員協議会等		40
5 雑費		30
(1) 納入通知書振込手数料		276
(2) その他雑費		176
委託費	2,803	1,221
1 H P 運営管理委託費		621
2 その他委託費		600
修繕費	0	30

貸付経理
貸付貸借対照表

科目	平成3年度		令和4年度		令和5年度	
	決算額	千円	増△減	年度末	増△減	年度末
(借方)						
流動資産	82,406	251,948	169,542	251,948	305,230	557,178
普通預金	67,679	237,245	189,566	237,245	305,230	542,475
立替金	0	0	0	0	0	0
未収収益	107	103	△4	103	0	103
未収金	14,020	14,600	△20	14,600	0	14,600
固定資産	2,371,270	2,210,494	△160,776	2,210,494	△296,863	1,913,631
(有形固定資産)						
器具及び備品	73	72	△1	72	0	72
(投資その他の資産)						
金銭信託	1,100,000	1,200,000	100,000	1,200,000	△100,000	1,100,000
組合員貸付金	1,271,197	1,010,493	△260,704	1,010,493	△196,863	813,630
合計	2,453,676	2,462,442	8,766	2,462,442	8,367	2,470,809
(貸方)						
流動負債	1,072	618	△454	618	△321	297
未払金	849	462	△387	462	△315	147
未払費用	64	30	△34	30	4	34
預り金	159	126	△33	126	△10	116
固定負債	0	0	0	0	0	0
長期借入金	0	0	0	0	0	0
剰余金	2,452,604	2,461,824	9,220	2,461,824	8,688	2,470,512
利益剰余金	2,452,604	2,461,824	9,220	2,461,824	8,688	2,470,512
合計	2,453,676	2,462,442	8,766	2,462,442	8,367	2,470,809

科目	令和4年度	令和5年度
貸借料	243	328 278 50
普及費	420	570 360 10 200
諸謝金	0	30 30
負担金	0	50 50
支払利息	0	0
連合会払込金	1,965	519
雑費	25	50
減価償却費	61	0
特別損失	99	0
前期損益修正損	92	0
当期利益金	9,220	8,688
当期利益金	9,220	8,688
合計	16,054	13,308
(貸方)		
經常収益	15,993	13,308
(事業収益)		
組合員貸付利息	14,059	10,967
(補助金等収入)		
連合会交付金	131	131
(事業外収益)		
利息及び配当金	1,803	2,210
特別利益	61	0
前期損益修正益	61	0
当期損失金	0	0
当期損失金	0	0
合計	16,054	13,308

貸 付 経 理
貸 付 対 照 表 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
(借 方)	千円	千円
流動資産		
普通預金	251,948	557,178
未収収益	227,245	5,624,475
未収金	103	103
未収金	14,600	14,600
固定資産		
(有形固定資産)		
器具及び備品	2,210,494	1,913,631
(投資その他の資産)		
金融債権	1	1
組合員貸付金	1,200,000	1,100,000
1 普通貸付金	1,010,493	813,620
	724	586
		724
		100
		238
2 住宅貸付金	884,621	696,305
		884,621
		0
		189,316
3 災害貸付金	0	0
		0
		0
		0
4 特別貸付金	123,148	116,465
		123,148
		17,750
		24,433
5 在宅介護対応住宅	2,000	1,274
		2,000
		0
		726
合 計	2,462,442	2,470,809
(貸 方)	千円	千円
流動負債		
未払金	618	297
未払費用	462	147
預り金	30	34
負債	128	116
固定負債	0	0
長期借入金	0	0
剰余金		
利益剰余金	2,461,824	2,470,512
欠損金補てん積立金	2,461,824	2,470,512
積立金	50,524	40,681
	2,411,300	2,429,831
合 計	2,462,442	2,470,809

川崎市共済公告第3号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2第1項の規定に基づき、任意継続組合員の平均標準報酬月額について次のとおり公告します。

令和5年3月20日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘

平均標準報酬月額 470,000円

ただし、令和5年4月から令和6年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛金について適用します。

市 議 会 規 程

川崎市議会規程第1号

川崎市議会議会局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月17日

川崎市議会議長 橋本 勝

川崎市議会議会局規程の一部を改正する規程

川崎市議会議会局規程（平成21年川崎市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の表総務部の部中

〔(1) 議会の広報に関すること。〕

を

〔(1) 議会の広報に関すること。

(2) 議員の資産公開に関すること。〕

に改める。

第11条の表総務部の部庶務課の項中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 政務活動費に関すること。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

幸 区 告 示

川崎市幸区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

令和5年3月17日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 3-22	令和5年3月17日

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第50号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月16日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第51号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第52号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第53号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第

226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第54号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

令和5年3月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	国民健康保険料	5期	令和5年3月31日(5期)	計1件
令和4年度	国民健康保険料	6期	令和5年3月31日(6期)	計1件
令和4年度	国民健康保険料	7期	令和5年3月31日(7期)	計3件
令和4年度	国民健康保険料	8期	令和5年3月31日(8期)	計22件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第55号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第8期	令和5年3月31日(第8期分)	計7件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第56号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明

のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第11期	令和5年3月31日	計30件
令和4年度	介護保険料	第10期	令和5年3月31日	計1件
令和4年度	介護保険料	第9期	令和5年3月31日	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第57号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第58号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月30日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第24号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第10期	令和5年3月31日	計1件

川崎市幸区公告第25号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第7期	令和5年3月31日	計1件

川崎市幸区公告第26号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第16号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第

1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月20日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市中原区公告第17号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録をまっ消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月20日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市中原区公告第18号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

川崎市中原区公告第19号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が

不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第8期	令和5年3月31日	計1件
令和4年度	介護保険料	第9期	令和5年3月31日	計1件
令和4年度	介護保険料	第10期	令和5年3月31日	計3件

川崎市中原区公告第20号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第7期	令和5年3月31日	計1件

川崎市中原区公告第21号

国民健康保険料に係る差押調査を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第19号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第20号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数 備考
令和4年度	介護保険料	第9期分	令和5年3月31日 (第9期分)	計2件
令和4年度	介護保険料	第10期分	令和5年3月31日 (第10期分)	計2件
令和4年度	介護保険料	第11期分	令和5年3月31日 (第11期分)	計5件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第21号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数 備考
令和4年度	後期高齢者 医療保険料	第7期分	令和5年3月31日 (第7期分)	計1件
令和4年度	後期高齢者 医療保険料	第8期分	令和5年3月31日 (第8期分)	計2件

(別紙省略)

宮前区公告

川崎市宮前区公告第14号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市宮前区長 南昭子

川崎市宮前区公告第15号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市宮前区長 南昭子

川崎市宮前区公告第16号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第17号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月23日

川崎市宮前区長 南 昭 子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第18号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月23日

川崎市宮前区長 南 昭 子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第14号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

川崎市多摩区公告第15号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成

9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

川崎市多摩区公告第16号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分着手する日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第6期	令和5年3月31日	計2件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第7期	令和5年3月31日	計2件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第8期	令和5年3月31日	計2件

川崎市多摩区公告第17号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月23日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第15号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第16号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第17号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月29日

川崎市麻生区長 三瓶清美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第18号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月29日

川崎市麻生区長 三瓶清美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、川

崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)